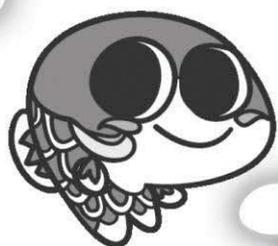
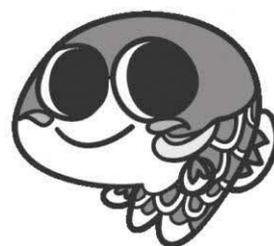


大竹市 第3次 障害者基本計画
大竹市 第7期 障害福祉計画
大竹市 第3期 障害児福祉計画



令和6年3月
大竹市



はじめに

本市では、令和3年3月に「ともに認め合い、支え合うまち」を目標とした「大竹市第3次障害者基本計画・大竹市第6期障害福祉計画・大竹市第2期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人が希望する地域で、自らの望む生活を営むことができるよう、障害者施策を進めて参りました。

これらの計画では、大竹市まちづくり基本構想（令和3年3月策定）との整合性に配慮し、まちの将来像の中でもとりわけ障害者施策に関連が深い「笑顔と優しさに包まれる幸せ」・「生涯安心して暮らせる幸せ」を目指しております。

また、国においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法等により、障害者、障害児の支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための環境整備が示されています。

こうした動向を踏まえ、このたび大竹市第7期障害福祉計画・大竹市第3期障害児福祉計画を策定いたしました。本計画の推進にあたりましては、大竹市地域自立支援協議会、関係機関・団体等と連携し、市民の皆様が安心して暮らせるよう、障害福祉サービス等の社会資源の充実に取り組んで参ります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「大竹市地域自立支援協議会」の皆様を始め、調査にご協力をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。



令和6年3月

大竹市長 入山 欣郎

目次

1	計画の基本的な考え方	1
1-1.	計画策定の背景と目的	1
1-2.	計画の位置づけ	1
1-3.	計画の期間	3
1-4.	計画に定める事項	3
1-5.	計画の構成	4
1-6.	計画の策定方法	5
2	障害者等の動向	7
2-1.	人口の動向	7
2-2.	障害者等の動向	8
3	成果目標達成状況及び障害福祉サービス等の利用状況と実施状況	18
3-1.	令和5年度における成果目標の達成状況	18
3-2.	障害福祉サービス等の利用状況	20
3-3.	地域生活支援事業の実施状況	26
4	障害者等及び関係団体等の意向把握	28
4-1.	障害者等の意向調査結果	28
4-2.	関係団体等の意向調査結果	72
5	障害福祉に関する課題の整理	81
6	障害者基本計画	86
6-1.	上位計画における位置づけ	86
6-2.	計画の基本理念	87
6-3.	計画の目標	87
6-4.	障害者施策の方針	88
6-5.	施策の体系	89
6-6.	健康で安心して暮らせるまちづくり	90
6-7.	生き生きと暮らせるまちづくり	97
6-8.	ふれあい豊かな共生のまちづくり	102
6-9.	安全で快適に暮らせるまちづくり	105
6-10.	地域で支える総合的な体制づくり	109

7 障害福祉計画・障害児福祉計画	111
7-1. 重点的な取組方針	111
7-2. 成果目標の設定	113
7-3. 障害福祉サービス等の推進	116
7-4. 地域生活支援事業の推進	126
7-5. サービス見込み量確保のための方策	128
8 計画の推進方策	131
8-1. 市民意識の醸成	131
8-2. 計画の推進体制づくり	131
8-3. 大竹市地域自立支援協議会の機能強化	132
8-4. 計画の進行管理	132
資料編	133

1 計画の基本的な考え方

1-1. 計画策定の背景と目的

我が国における障害者施策は、昭和 45 年の「心身障害者対策基本法」から始まり、平成 5 年には同法が「障害者基本法」に改正されて、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害の障害の範囲への追加等が盛り込まれることで、障害者施策の推進が図られてきました。

また、平成 17 年には「障害者自立支援法」が成立、平成 25 年には同法が改正されて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）が施行された他、平成 24 年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）がそれぞれ施行されました。

さらにその後も、平成 28 年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正、令和 3 年の「障害者差別解消法」の改正、令和 4 年の「児童福祉法」、「障害者総合支援法」の再改正等、障害者関連法の整備が進み、障害者、障害児の支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための環境整備が進められてきました。

こうしたなか、本市においては、令和 3 年 3 月に「大竹市第 3 次障害者基本計画」、「大竹市第 6 期障害福祉計画」、「大竹市第 2 期障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を計画的かつ総合的に推進してきましたが、令和 6 年 3 月に「大竹市第 6 期障害福祉計画」及び「大竹市第 2 期障害児福祉計画」が計画期間を満了するため、障害者に関わる国の新たな法制度改革や社会情勢の変化に対応するとともに、日常生活及び社会生活における障害者等の総合的な支援を通じて、本市における障害者等の自立と社会参加を促進し、障害者福祉のさらなる増進を図ることを目的に、同 2 計画について改訂するものです。

1-2. 計画の位置づけ

(1) 大竹市第 3 次障害者基本計画

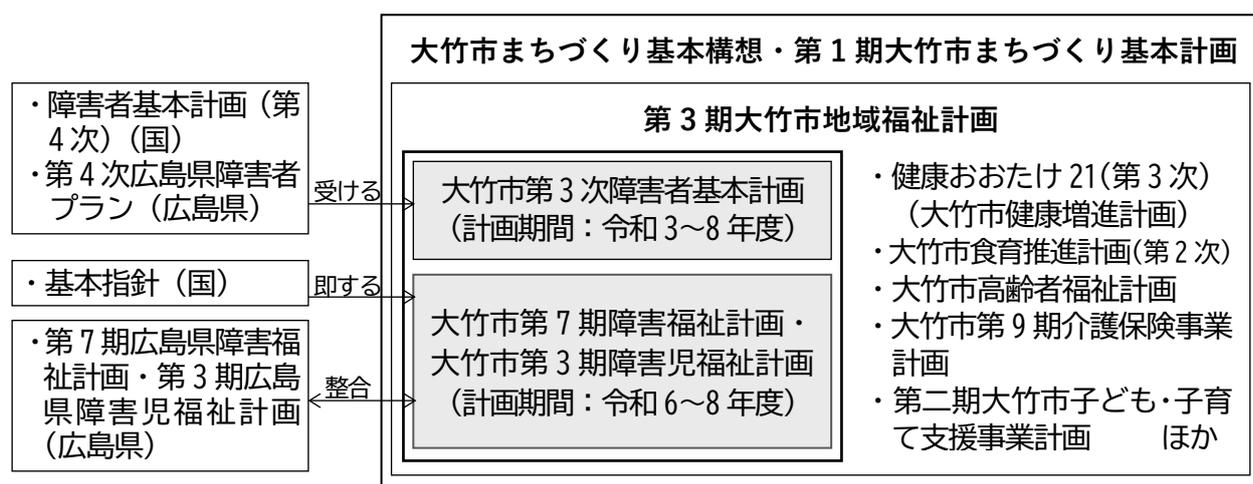
大竹市第 3 次障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」として、国の「障害者基本計画（第 4 次）」（平成 30 年 3 月閣議決定）、「第 4 次広島県障害者プラン」（広島県、平成 31 年 3 月策定）を受け、「大竹市まちづくり基本構想・第 1 期大竹市まちづくり基本計画」、福祉・保健分野の計画との整合に配慮しながら令和 3 年 3 月に策定しました。

(2) 大竹市第 7 期障害福祉計画及び大竹市第 3 期障害児福祉計画

大竹市第 7 期障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）」として、また、大竹市第 3 期障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）」として、両計画を一体的に策定します。

計画は、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）に即するとともに、「第 7 期広島県障害福祉計画・第 3 期広島県障害児福祉計画」（広島県）、「大竹市まちづくり基本構想・第 1 期大竹市まちづくり基本計画」及び「大竹市第 3 次障害者基本計画」との整合に配慮しながら策定します。

【計画の位置づけ】



1-3. 計画の期間

大竹市第3次障害者基本計画の計画期間は、令和3～8年度です。

大竹市第7期障害福祉計画及び大竹市第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6～8年度とします。

表 計画期間

計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者基本計画	大竹市第3次障害者基本計画					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画		

1-4. 計画に定める事項

(1) 市町村障害者計画（大竹市第3次障害者基本計画）

市町村障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により、「障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、策定しなければならない」とされています。

(2) 市町村障害福祉計画（大竹市第7期障害福祉計画）

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第2項及び第3項の規定により、次の事項について定めます。

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ⑤ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

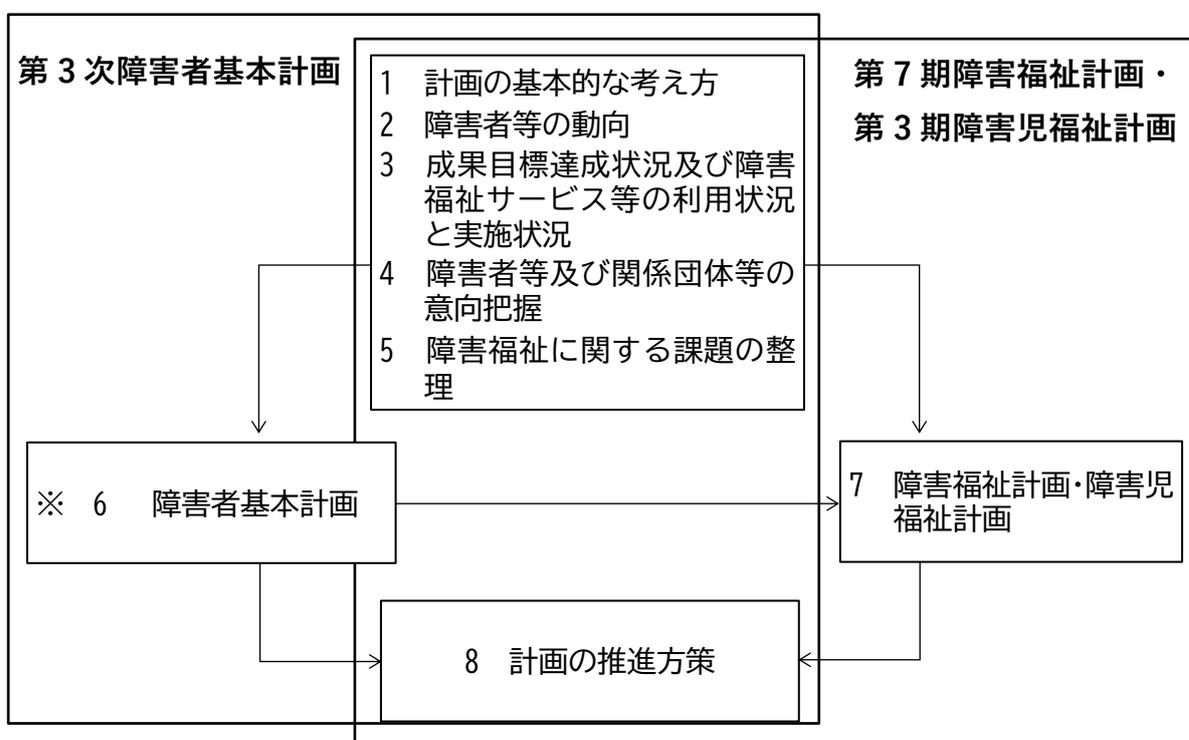
(3) 市町村障害児福祉計画（大竹市第3期障害児福祉計画）

市町村障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第2項及び第3項の規定により、次の事項について定めます。

- ① 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ④ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

1-5. 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。



※6は計画期間中のため令和3年3月に策定したものを移行しています。

1-6. 計画の策定方法

本計画は、①障害者等意見の計画への反映、②国及び広島県計画との整合、③圏域内における連携の3つの点に配慮して策定します。

(1) 障害者等意見の計画への反映

障害者等の意見を反映し、障害者や障害児、関連事業者等のニーズに沿った実効性の高い計画とするため、次の取組を行いました。

表 障害者等意見を計画に反映するための取組

主な取組	概要
大竹市地域自立支援協議会における協議	本計画の策定にあたっては、「大竹市地域自立支援協議会」を計3回開催し、専門家や関係者に協議いただいた内容を反映しました。
障害者等に対するアンケートの実施	障害者等の実態、障害福祉サービス等の現状と今後のニーズ等を把握するため、障害者等に対するアンケートを実施しました。
関係団体等に対するアンケートの実施	障害福祉政策に関する意見や意向を把握するため、障害者関係団体やサービス提供事業所、各部会に対するアンケートを実施しました。
パブリックコメントの実施	本計画案に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

(2) 国及び広島県計画との整合

本計画は、国の定める「基本指針」に即するとともに、広島県の策定する「第7期広島県障害福祉計画・第3期広島県障害児福祉計画」との整合を図りながら策定します。

(3) 圏域内における連携

本市は、廿日市市とともに、広島県が設定する「障害保健福祉圏域」のうち「広島西障害保健福祉圏域」に属しており、圏域内における連携に配慮して計画を策定します。



資料：第4次広島県障害者プラン

2 障害者等の動向

2-1. 人口の動向

近年、大竹市の人口は減少を続けており、平成7年の32,850人から令和2年の26,319人へと25年間で約6,500人減少しています。

年齢区分別にみると、15歳未満及び15～64歳人口が減少する中で、65歳以上人口が増加しており、令和2年には65歳以上人口の割合は35.7%に上がっています。

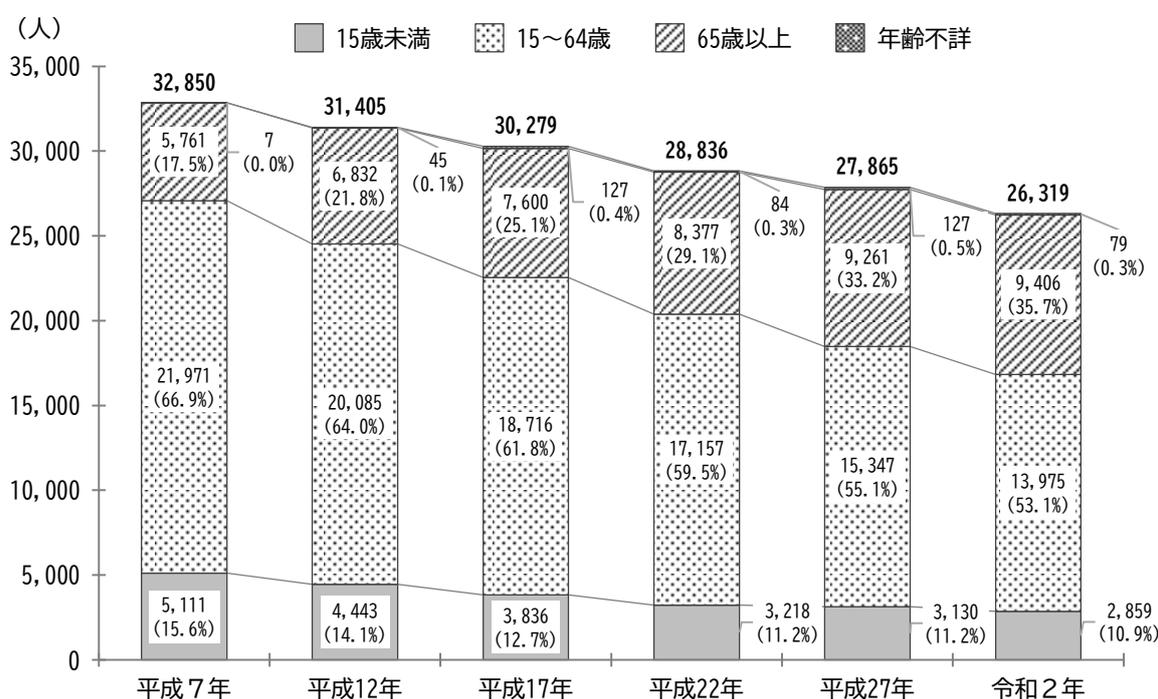


図 年齢三区分別人口の推移

表 年齢三区分別人口の推移

(単位：人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15歳未満	5,111	4,443	3,836	3,218	3,130	2,859
15～64歳	21,971	20,085	18,716	17,157	15,347	13,975
65歳以上	5,761	6,832	7,600	8,377	9,261	9,406
年齢不詳	7	45	127	84	127	79
総数	32,850	31,405	30,279	28,836	27,865	26,319

資料：国勢調査

2-2. 障害者等の動向

2-2-1. 障害者手帳所持者数の推移

本市における障害者手帳所持者数は、平成30年度以降増加傾向で推移しており、令和5年度には1,597人となっています。

障害別にみると、身体障害者手帳所持者が微減傾向、療育手帳所持者が微増傾向で推移するなか、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が顕著となっており、その割合は令和5年度には全体の21.8%となっています。

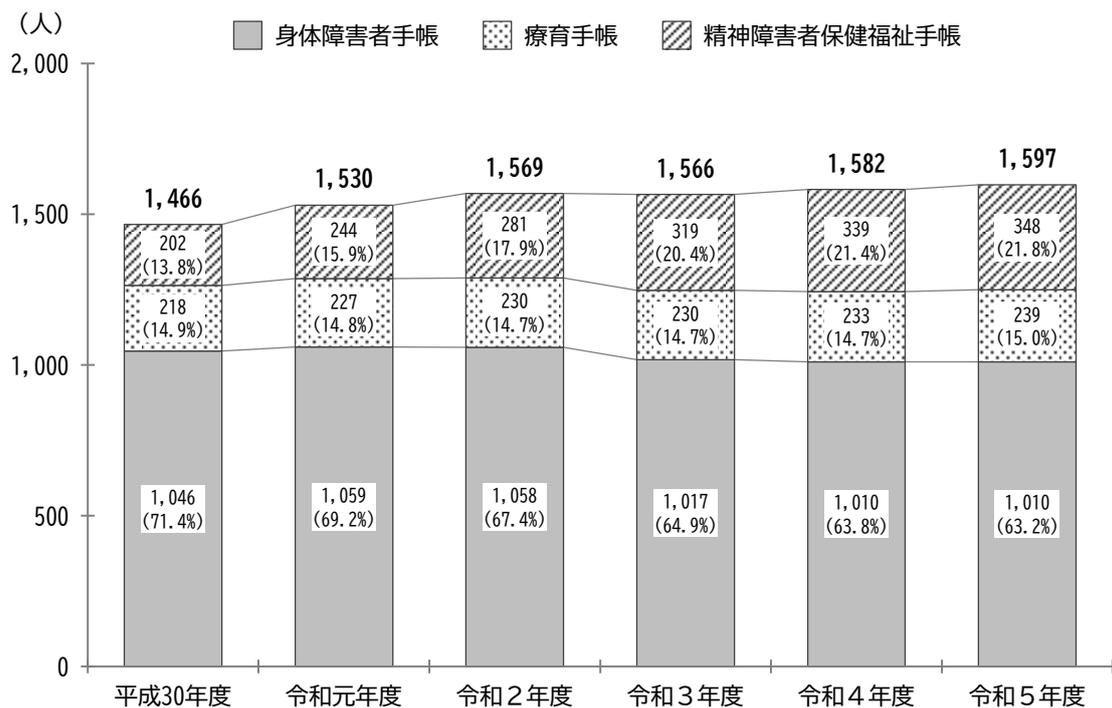


図 障害者手帳所持者数の推移

表 障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	1,046	1,059	1,058	1,017	1,010	1,010
療育手帳	218	227	230	230	233	239
精神障害者保健福祉手帳	202	244	281	319	339	348
合計	1,466	1,530	1,569	1,566	1,582	1,597

※各年度4月1日時点

資料：大竹市福祉課

2-2-2. 身体障害者（身体障害者手帳所持者）の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の等級別状況

身体障害者手帳所持者の等級別割合をみると、令和5年度では、1級が34.3%と最も多く、2級～4級がいずれも15～20%程度、5級及び6級は5～7%程度となっています。

なお、等級別の割合については、年度による大きな変動はみられません。

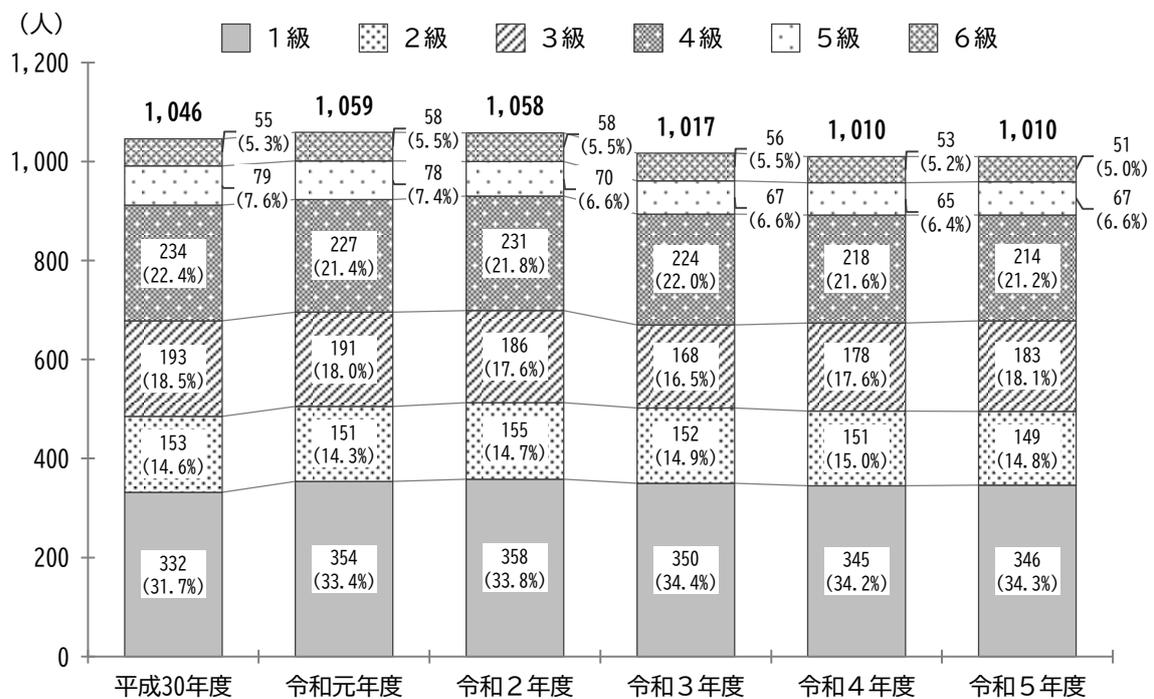


図 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

表 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

(単位：人)

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	332	354	358	350	345	346
2級	153	151	155	152	151	149
3級	193	191	186	168	178	183
4級	234	227	231	224	218	214
5級	79	78	70	67	65	67
6級	55	58	58	56	53	51
合計	1,046	1,059	1,058	1,017	1,010	1,010

※各年度4月1日時点

資料：大竹市福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者の部別状況

身体障害者手帳所持者の部別割合をみると、令和5年度では、肢体不自由が47.3%と最も多く、以下、内部障害が37.4%、聴覚・音声・言語・平衡機能障害が8.8%、視覚障害が6.4%となっています。

平成30年度以降、肢体不自由の割合が減少傾向にある一方、内部障害の割合が増加傾向にあります。

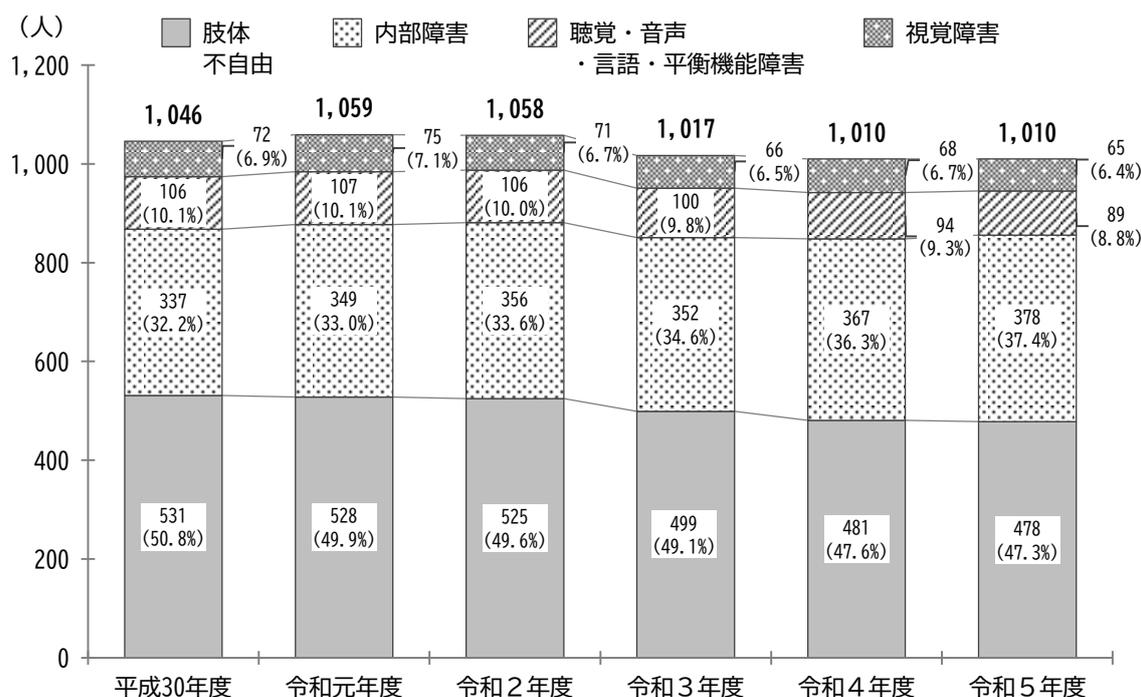


図 身体障害者手帳所持者数 (部別) の推移

表 身体障害者手帳所持者数 (部別) の推移 (単位：人)

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
肢体不自由	531	528	525	499	481	478
内部障害	337	349	356	352	367	378
聴覚・音声・言語・平衡機能障害	106	107	106	100	94	89
視覚障害	72	75	71	66	68	65
合計	1,046	1,059	1,058	1,017	1,010	1,010

※各年度4月1日時点

資料：大竹市福祉課

(3) 身体障害者手帳所持者の年齢別状況

身体障害者手帳所持者の年齢別割合をみると、令和5年度では、65歳以上が75.0%と最も多く、以下、18～64歳が23.4%、18歳未満が1.7%となっています。

なお、年齢別の割合については、年度による大きな変動はみられません。

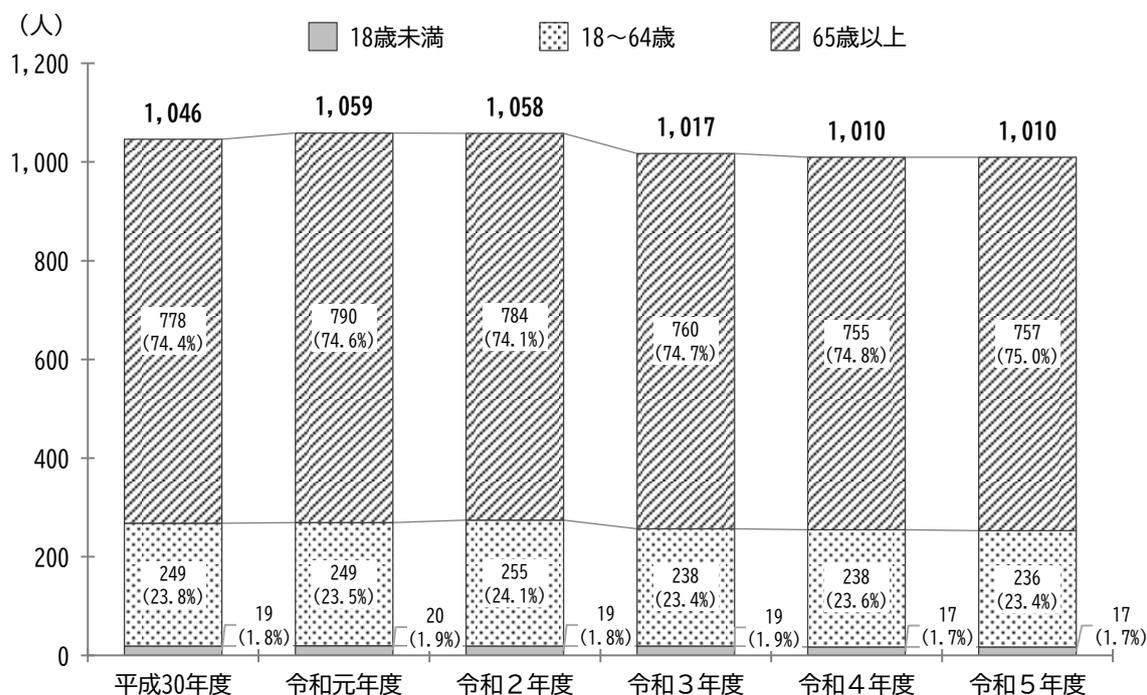


図 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

表 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移 (単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	19	20	19	19	17	17
18～64歳	249	249	255	238	238	236
65歳以上	778	790	784	760	755	757
合計	1,046	1,059	1,058	1,017	1,010	1,010

※各年度4月1日時点

資料：大竹市福祉課

2-2-3. 知的障害者等（療育手帳所持者）の状況

(1) 療育手帳所持者の等級別状況

療育手帳所持者の等級別割合をみると、令和5年度では、重度Aと中度㊸がともに33.1%と最も多く、以下、軽度Bが23.4%、最重度㊶が10.5%となっています。

なお、等級別の割合については、年度による大きな変動はみられません。

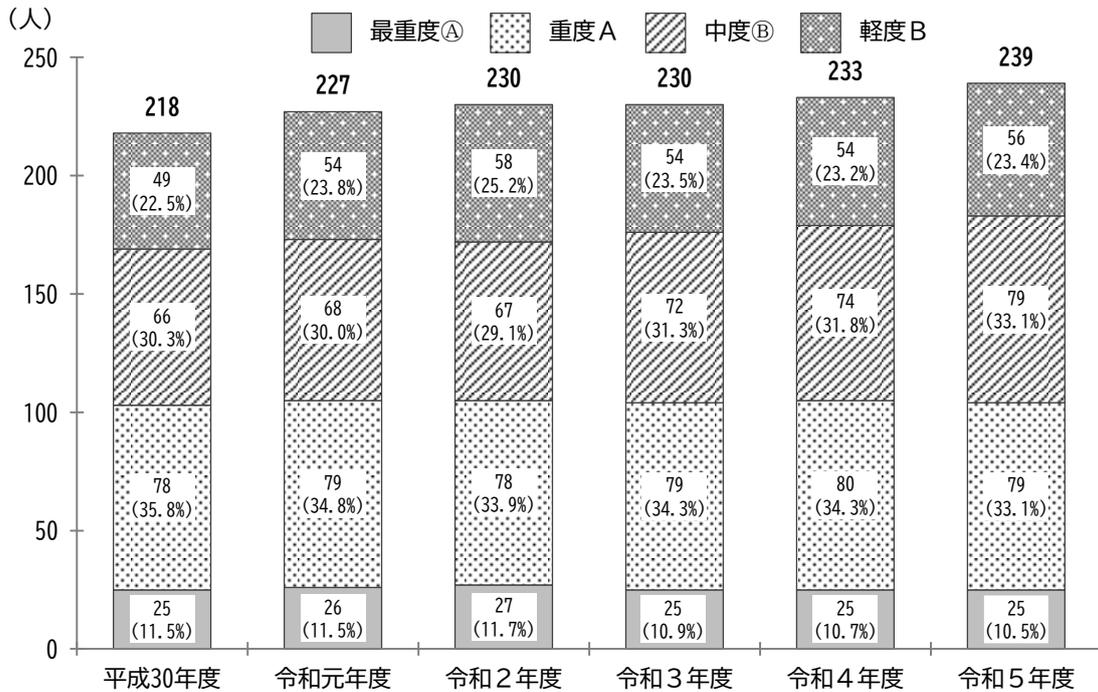


図 療育手帳所持者数（等級別）の推移

表 療育手帳所持者数（等級別）の推移

(単位：人)

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最重度㊶	25	26	27	25	25	25
重度A	78	79	78	79	80	79
中度㊸	66	68	67	72	74	79
軽度B	49	54	58	54	54	56
合計	218	227	230	230	233	239

※各年度4月1日時点

資料：大竹市福祉課

(2) 療育手帳所持者の年齢別状況

療育手帳所持者の年齢別割合をみると、令和5年度では、18～64歳が71.1%と最も多く、以下、18歳未満が18.0%、65歳以上が10.9%となっています。

なお、年齢別の割合については、年度による大きな変動はみられません。

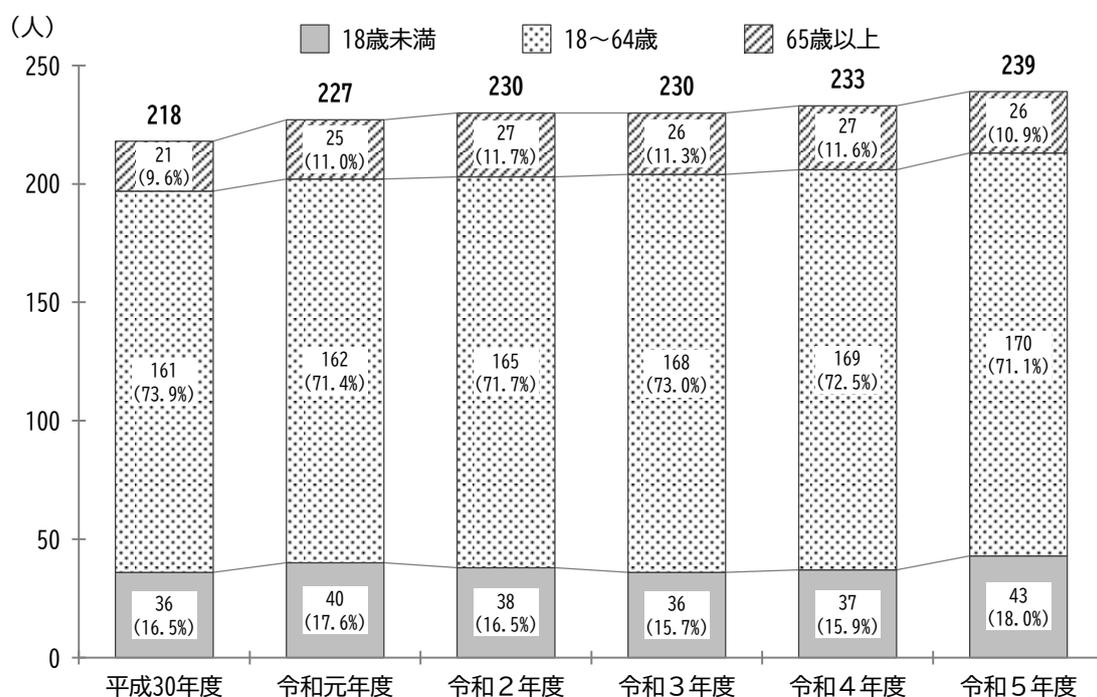


図 療育手帳所持者数（年齢別）の推移

表 療育手帳所持者数（年齢別）の推移 (単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	36	40	38	36	37	43
18～64歳	161	162	165	168	169	170
65歳以上	21	25	27	26	27	26
合計	218	227	230	230	233	239

※各年度4月1日時点

資料：大竹市福祉課

2-2-4. 精神障害者等（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合をみると、令和5年度では、2級が59.8%と最も多く、以下、3級が36.2%、1級が4.0%となっています。

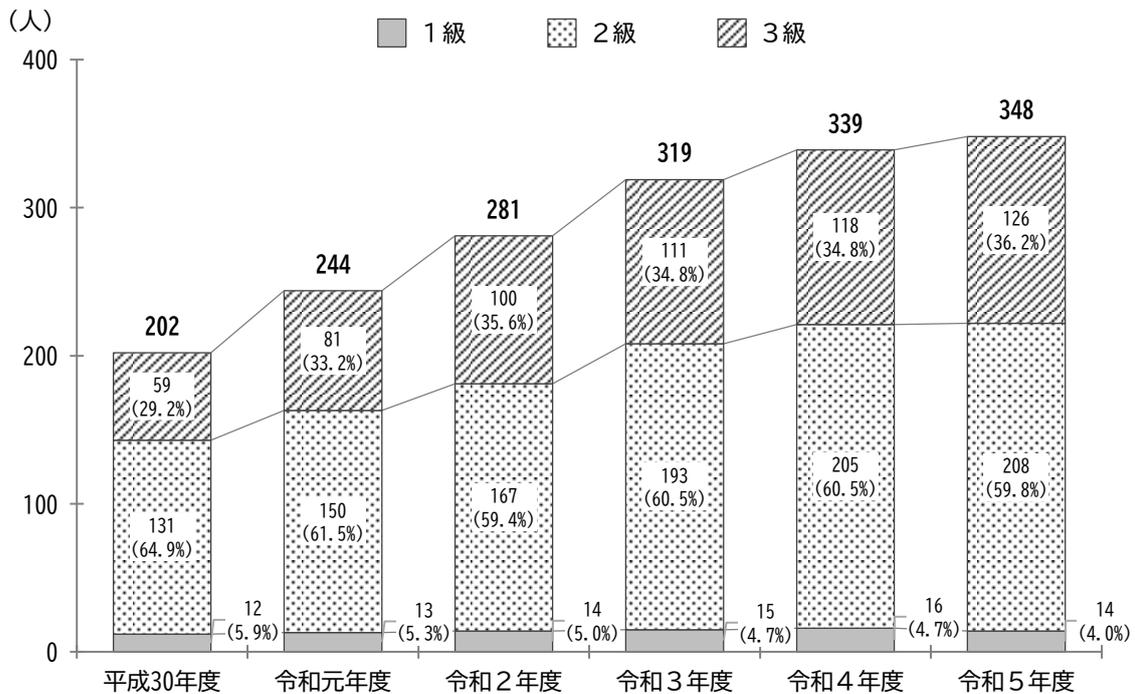


図 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移（単位：人）

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	12	13	14	15	16	14
2級	131	150	167	193	205	208
3級	59	81	100	111	118	126
合計	202	244	281	319	339	348

※各年度4月1日時点

資料：大竹市福祉課

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別割合をみると、令和5年度では、18～64歳が76.4%と最も多く、以下、65歳以上が21.6%、18歳未満が2.0%となっています。

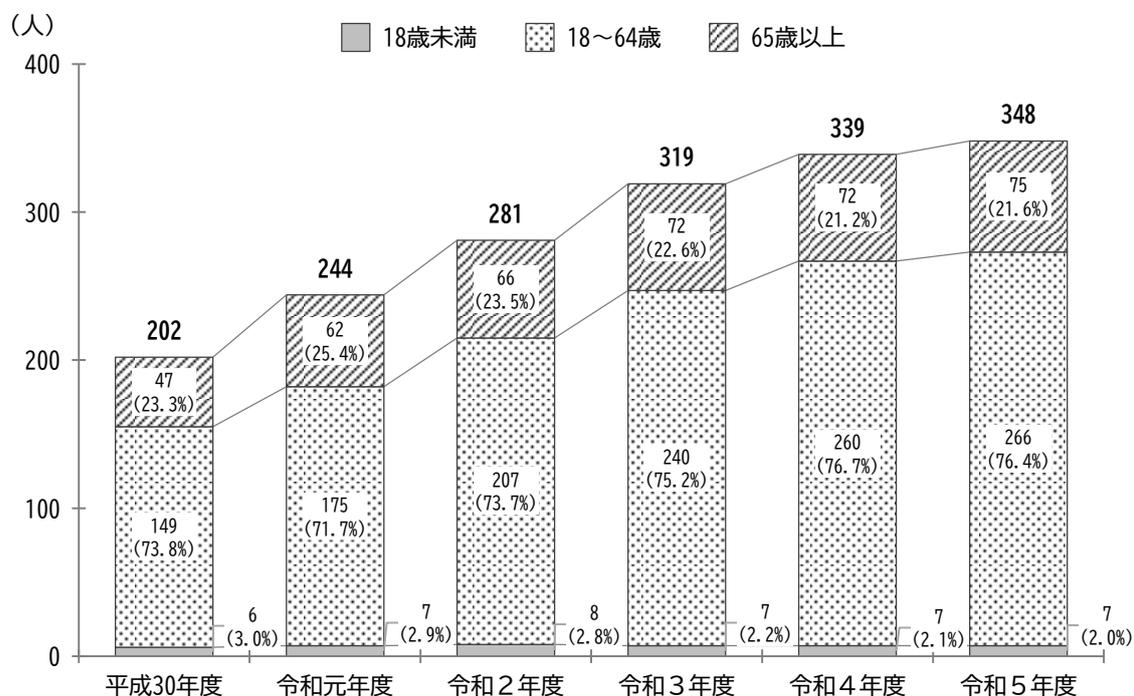


図 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移

表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移 (単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	6	7	8	7	7	7
18～64歳	149	175	207	240	260	266
65歳以上	47	62	66	72	72	75
合計	202	244	281	319	339	348

※各年度4月1日時点

資料：大竹市福祉課

(3) 自立支援医療費（精神通院）給付者数の推移

自立支援医療費（精神通院）給付者数は、令和2年度に一時的に減少しているものの、総じて増加傾向で推移しており、令和4年度には495人となっています。

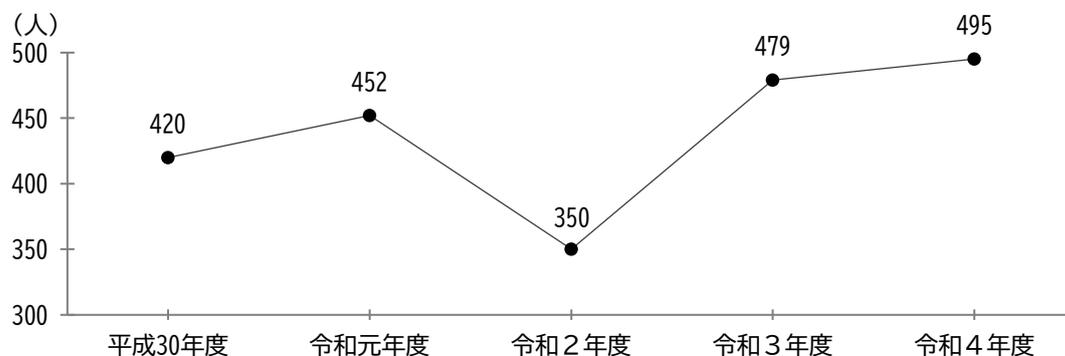


図 自立支援医療費（精神通院）給付者数の推移

表 自立支援医療費（精神通院）給付者数の推移 (単位：人)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付者数	420	452	350	479	495

※各年度3月31日時点

資料：広島県

2-2-5. 重複障害者等（手帳重複所持者数）の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を重複して保持している手帳重複所持者の数は、令和5年度では68人であり、身体障害者手帳と療育手帳の重複所持者が44人と最も多くなっています。

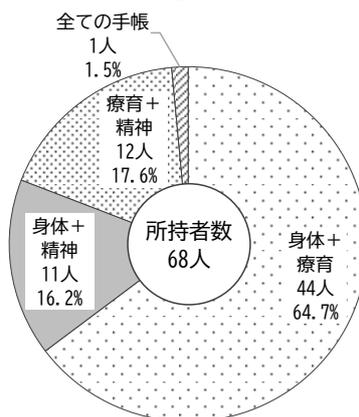


図 手帳重複所持者数 (令和5年度)

表 手帳重複所持者数 (令和5年度) (単位：人)

項目	身体+療育	身体+精神	療育+精神	全ての手帳	合計
手帳所持者数	44	11	12	1	68

※令和5年4月1日時点

資料：大竹市福祉課

2-2-6. 難病患者等の推移

特定医療費（指定難病）受給者数は近年横ばいで推移しており、令和4年度は270人となっています。また、小児慢性特定疾病医療費受給者数についても近年横ばい傾向で推移しており、令和4年度は40人となっています。

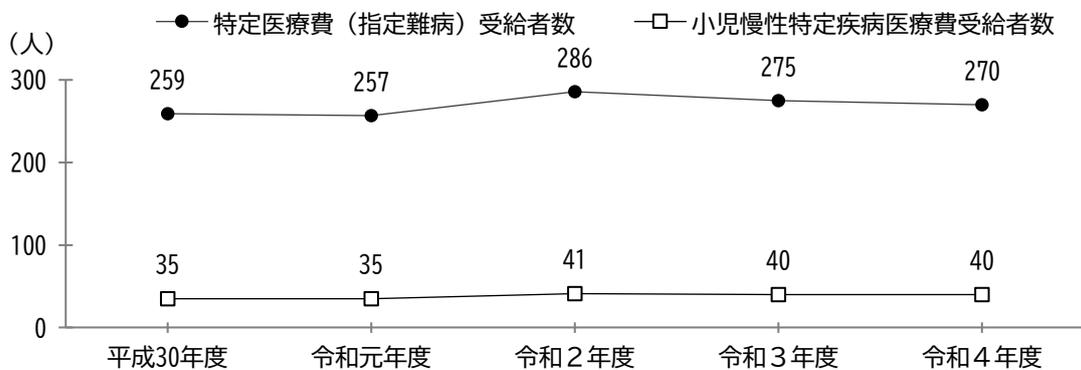


図 特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移

資料：広島県

表 特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移（単位：人）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費（指定難病）受給者数	259	257	286	275	270
小児慢性特定疾病医療費受給者数	35	35	41	40	40

※各年度3月31日時点

資料：広島県

2-2-7. 障害支援区分の認定状況

令和5年10月31日時点における令和5年度の認定者数は全体で54人となっています。

障害支援区分別にみると、区分6が15人（28%）と最も多く、以下、区分4が13人（24%）、区分3が12人（22%）となっています。

【障害支援区分とは】

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、区分1から区分6までの6段階（区分6が支援の度合いが最も高い）で認定されます。

認定に当たっては、全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定されます。

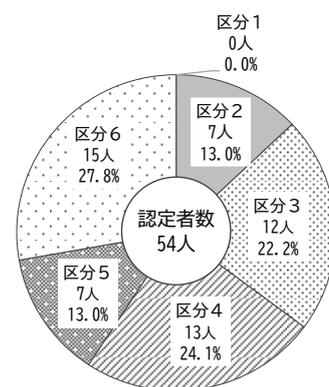


表 障害支援区分認定者数（令和5年度）

（単位：人）

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
認定者数	0	7	12	13	7	15	54

※令和5年10月31日時点

資料：大竹市福祉課

3 成果目標達成状況及び障害福祉サービス等の利用状況と実施状況

3-1. 令和5年度における成果目標の達成状況

※下記実績値は、令和5年10月末の値を記載。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標 (R5)	実績 (R5)	達成状況
福祉施設入所者数の削減	1人	0人	 未達成
地域生活への移行	3人	0人	 未達成

(2) 地域生活支援拠点等の整備等

項目	目標 (R5)	実績 (R5)	達成状況
地域生活支援拠点等の整備	整備	整備 (5機能中1機能)	 達成!
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	1回/年	0回/年	 未達成

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

※福祉施設は、生活介護、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、自立訓練（生活訓練・機能訓練）を対象とします。

項目	目標 (R5)	実績 (R5)	達成状況
福祉施設利用から一般就労への移行者数 (a)	5人	2人	 未達成
・(a)のうち就労移行支援事業利用者数	2人	1人	 未達成
・(a)のうち就労継続支援A型利用者数	2人	0人	 未達成
・(a)のうち就労継続支援B型利用者数	1人	0人	 未達成
・(a)のうち就労継続期間が6か月以上の人数 (b)	5人	1人	 未達成
・(b)のうち就労定着支援事業利用者数	3人	0人	 未達成

※R5 実績のうち、1人は自立訓練（生活訓練）利用者。

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標 (R5)	実績 (R5)	達成状況
児童発達支援センターの設置（圏域設置）	継続 (1箇所)	継続 (1箇所)	 達成！
保育所等訪問支援の体制の構築（圏域設置）	継続	継続	 達成！
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（圏域設置）	継続 (1箇所)	継続 (1箇所)	 達成！
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（圏域設置）	継続 (1箇所)	継続 (1箇所)	 達成！
医療的ケア児の適切な支援に向けた関係機関等の協議の場の設置	設置	未設置	 未達成
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	未配置	 未達成

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標 (R5)	実績 (R5)	達成状況
大竹市地域自立支援協議会、相談支援事業所との連携による総合的、専門的な相談支援体制の充実・強化	実施	実施	 達成！
事業所等に対する各種研修会等の情報提供による相談支援専門員のスキルアップ	実施	実施	 達成！

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標 (R5)	実績 (R5)	達成状況
大竹市地域自立支援協議会との連携による情報交換、意見交換、勉強会の実施	実施	実施	 達成！
広島県が実施する研修の周知、積極的な参加の促進	実施	実施	 達成！

3-2. 障害福祉サービス等の利用状況

3-2-1. 障害福祉サービス

※下記実績値は、令和3年度及び令和4年度は3月末時点の値、
令和5年度は10月末時点の値を記載。

(1) 訪問系サービス

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
居宅介護	人/月	計画値	33	33	33
		実績値	36	35	31
	時間/月	計画値	627	627	627
		実績値	626.5	585.75	514
重度訪問介護	人/月	計画値	2	2	2
		実績値	1	1	1
	時間/月	計画値	280	280	280
		実績値	2	1.5	2
同行援護	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	0	0	1
	時間/月	計画値	24	24	24
		実績値	0	0	35.5
行動援護	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	時間/月	計画値	30	30	30
		実績値	4	4	1.5
重度障害者等包括支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	時間/月	計画値	30	30	30
		実績値	0	0	0



(2) 日中活動系サービス

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
生活介護	人/月	計画値	73	74	75
		実績値	79	76	77
	人日/月	計画値	1,460	1,480	1,500
		実績値	1,402	1,494	1,453
自立訓練(機能訓練)	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
	人日/月	計画値	20	20	20
		実績値	0	0	3
自立訓練(生活訓練)	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	4	3	3
	人日/月	計画値	39	39	39
		実績値	70	36	33
就労移行支援	人/月	計画値	5	5	5
		実績値	3	3	1
	人日/月	計画値	80	80	80
		実績値	67	66	20
就労継続支援A型 (雇用型)	人/月	計画値	17	17	17
		実績値	22	19	22
	人日/月	計画値	357	357	357
		実績値	454	408	464
就労継続支援B型 (非雇用型)	人/月	計画値	65	66	66
		実績値	61	70	73
	人日/月	計画値	1,040	1,056	1,056
		実績値	1,062	1,184	1,242
就労定着支援	人/月	計画値	2	2	2
		実績値	3	2	2
療養介護	人/月	計画値	15	15	15
		実績値	12	14	13
短期入所(福祉型)	人/月	計画値	26	27	28
		実績値	13	21	23
	人日/月	計画値	182	189	196
		実績値	137	210	181

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
短期入所（医療型）	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	人日/月	計画値	22	22	22
		実績値	0	0	0

(3) 居住系サービス

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	計画値	16	24	24
		実績値	15	24	26
自立生活援助	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
施設入所支援	人/月	計画値	39	39	38
		実績値	41	40	39

(4) 相談支援

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
計画相談支援	人/月 （年平均）	計画値	56	58	60
		実績値	55	52	52
地域移行支援	人/月 （年平均）	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
地域定着支援	人/月 （年平均）	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0



3-2-2. 障害児を対象としたサービス（児童福祉法に基づくサービス）

(1) 相談支援

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
障害児相談支援	人/月 (年平均)	計画値	15	16	17
		実績値	17	21	23

(2) 障害児通所支援

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
児童発達支援	人/月	計画値	14	14	14
		実績値	10	19	22
	人日/月	計画値	98	98	98
		実績値	63	142	178
医療型児童発達支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	人日/月	計画値	4	4	4
		実績値	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	人日/月	計画値	2	2	2
		実績値	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	計画値	40	41	42
		実績値	41	50	59
	人日/月	計画値	600	615	630
		実績値	580	773	830
保育所等訪問支援	人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	人日/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
コーディネーターの配置	人	計画値	1	1	2
		実績値	0	0	0

3-2-3. 子ども・子育て支援施策（障害児の受入人数）

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
保育所	人/年	計画値	20	20	20
		実績値	18	13	16
認定こども園	人/年	計画値	-	-	-
		実績値	-	9	6
放課後児童クラブ	人/年	計画値	8	8	8
		実績値	1	1	1

3-2-4. 発達障害等に対する支援

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
支援プログラム等の受講	人/年	計画値	8	8	8
		実績値	0	5	6
ペアレントメンター	人/年	計画値	0	1	1
		実績値	0	0	0
ピアサポートの活動への参加	人/年	計画値	0	1	1
		実績値	0	0	0

3-2-5. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催等

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
協議の場の開催	回/年	計画値	6	6	6
		実績値	3	6	4
協議の場への関係者の参加	人/回	計画値	10	10	10
		実績値	10	10	13
協議の場における目標設定及び評価	回/年	計画値	6	6	6
		実績値	3	6	4

(2) 精神障害者の障害福祉サービスの利用者数

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
精神障害者の地域移行支援	人/月	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
精神障害者の共同生活援助	人/月	計画値	4	4	4
		実績値	3	3	2
精神障害者の地域定着支援	人/月	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
精神障害者の自立生活援助	人/月	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0

3-2-6. 相談支援体制の充実・強化

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
障害種別やニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件/年	計画値	6	6	6
		実績値	5	5	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施	回/年	計画値	6	6	6
		実績値	5	5	4

3-2-7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

種類	単位	計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値			
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加	人/年	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（事業所や関係自治体等との共有）	体制有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
	件/年	計画値	12	12	12
		実績値	12	12	7

3-3. 地域生活支援事業の実施状況

(1) 必須事業

※下記実績値は、令和3年度及び令和4年度は3月末時点の値、令和5年度は10月末時点の値を記載。

種類	単位	計画値	令和	令和	令和	
		実績値	3年度	4年度	5年度	
理解促進研修・啓発事業	-	計画値	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	-	計画値	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	
相談支援事業	箇所	計画値	4	4	4	
		実績値	3	3	3	
	相談支援機能強化事業	-	計画値	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	計画値	1	1	1	
		実績値	2	2	3	
意思疎通支援事業	手話通訳者・奉仕員派遣事業	計画値	2	2	2	
		実績値	2	5	7	
	要約筆記奉仕員派遣事業	計画値	3	3	3	
		実績値	1	2	1	
	手話通訳者設置事業	-	計画値	設置	設置	設置
			実績値	設置	設置	設置
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値	3	3	3	
		実績値	3	4	7	
	自立生活支援用具	計画値	6	6	6	
		実績値	6	5	1	
	在宅療養等支援用具	計画値	3	3	3	
		実績値	5	4	4	
	情報・意思疎通支援用具	計画値	3	3	3	
		実績値	3	5	6	
	排泄管理支援用具	件/年	計画値	700	700	700
			実績値	656	703	387
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	計画値	2	2	2
			実績値	0	1	0
移動支援事業	人/月	計画値	24	25	25	
		実績値	14	17	15	
	時間/月	計画値	336	350	350	
		実績値	125	188	162.5	
地域活動支援センターI型	箇所	計画値	1	1	1	
		実績値	1	1	1	
	人/月	計画値	46	47	48	
		実績値	22	41	27	

(2) 任意事業

種類			単位	計画値	令和	令和	令和
				実績値	3年度	4年度	5年度
身体障害者等訪問入浴サービス事業			箇所	計画値	1	1	1
				実績値	1	1	1
			人/月	計画値	2	2	2
				実績値	2	2	2
日中一時支援事業			人/月	計画値	22	22	22
				実績値	22	22	12
			人日/月	計画値	211	211	211
				実績値	148	159	20
社会参加促進事業	点字・声の広報等発行事業	点訳	回/年	計画値	36	36	36
			実績値	26	34	14	
		音訳	回/年	計画値	36	36	36
			実績値	34	33	14	
	奉仕員養成事業	点訳	人/年	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0	
		手話	人/年	計画値	1	1	1
			実績値	0	1	0	
		要約筆記	人/年	計画値	1	1	1
			実績値	0	1	0	
	自動車運転免許取得費・改造費助成事業	件/年	計画値	1	1	1	
			実績値	0	1	0	
		件/年	計画値	1	1	1	
			実績値	0	0	1	
生活支援事業	生活訓練事業		箇所	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1	
			人/年	計画値	55	55	55
			実績値	6	15	0	
	生活協力員紹介事業		箇所	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1	
			人/月	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0	

4 障害者等及び関係団体等の意向把握

4-1. 障害者等の意向調査結果

4-1-1. アンケートの概要

計画の策定にあたり、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する現状やニーズを把握し、今後必要となる支援策やサービスについての検討を行うため、障害者等に対するアンケートを実施しました。

《アンケートの概要》

対象者	● 障害者手帳所持者または障害福祉サービスを利用している障害者等 (1,442 人を対象)
調査方法	● 調査票の郵送配布・郵送回収 ● WEB アンケート(Google フォームを使用)
調査期間	● 令和 5 年 9 月 7 日～9 月 28 日
有効回収率	● 配布数 1,442 件(障害者 1,355 人、障害児 87 人) ● 有効回収数 602 件(障害者 548 人、障害児 46 人、無回答 8 人) (郵送回答 560 件、WEB 回答 42 件) ● 有効回収率 41.7%(障害者 40.4%、障害児 52.9%) (郵送回答 38.9%、WEB 回答 2.9%)

※アンケート結果の割合については、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない箇所があります。



4-1-2. アンケート結果

(1) 回答者の属性

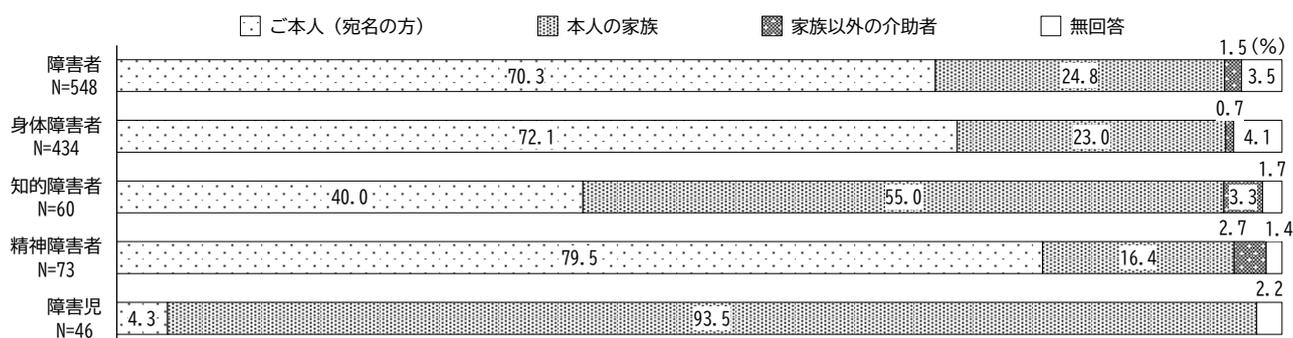
1) アンケート回答者

問 このアンケートに回答される方は、どなたですか。

「ご本人」と回答した方の割合は、障害者が 70.3%、障害児が 4.3%であり、障害児では「本人の家族」が 93.5%となっています。

障害の種類別にみると、知的障害者では、「ご本人」と回答した方の割合が身体障害者及び精神障害者と比べて低くなっています。

図 アンケート回答者



2) 年齢

問 1 あなたの年齢は、満何歳ですか。

身体障害者では、60歳以上の方の割合が8割以上を占めています。

知的障害者及び精神障害者では、60歳以上の方の割合はそれぞれ16.7%、31.5%に留まり、身体障害者と比べて年齢が低い傾向にあります。

障害児では、6歳未満、6～11歳、12～17歳がいずれも30%台で概ね等しくなっています。

図 年齢 (障害者)

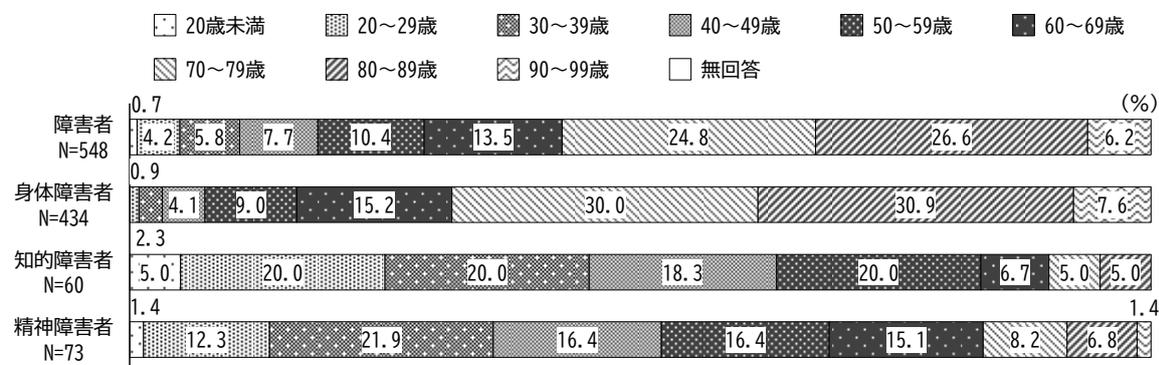
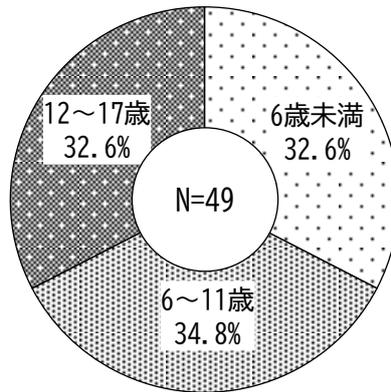


図 年齢（障害児）



(2) 障害等の状況

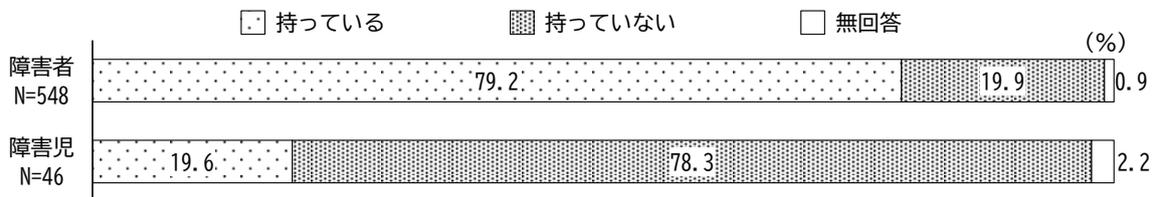
1) 身体障害者手帳

① 身体障害者手帳の保有状況

問 2 あなたは、身体障害者手帳をお持ちですか。

身体障害者手帳を持っている方の割合は、障害者が 79.2%、障害児が 19.6%となっています。

図 身体障害者手帳の保有状況

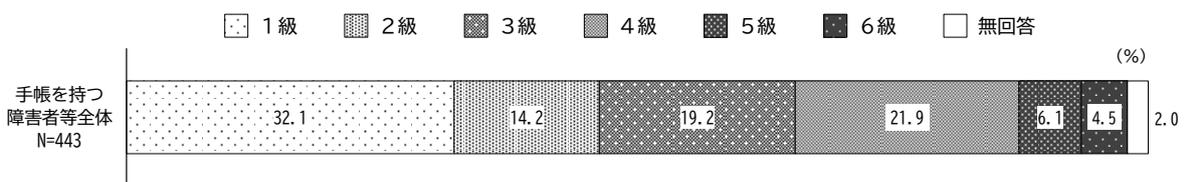


② 身体障害者手帳の等級

問 3-① 身体障害者手帳の等級

身体障害者手帳の等級は、「1 級」が 32.1%と最も多く、以下、「4 級」が 21.9%、「3 級」が 19.2%となっています。

図 身体障害者手帳の等級



③障害の種類

問 3-② 障害の種類

障害者では、「内部障害」が 36.9%と最も多く、以下、「下肢障害」が 29.0%、「上肢障害」が 14.5%となっています。

障害児では、「体幹障害」が 44.4%と最も多く、「聴覚・平衡機能障害」、「上肢障害」がいずれも 22.2%でこれに続いています。

(※障害児のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。)

図 障害の種類

項目	障害者 N=434	障害児 N=9 ※
視覚障害	7.1	0.0
聴覚・平衡機能障害	6.2	22.2
盲ろう（視覚障害と聴覚障害の重複）	0.5	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	4.8	0.0
上肢障害	14.5	22.2
下肢障害	29.0	11.1
体幹障害	8.3	44.4
運動機能障害	6.5	11.1
内部障害（心臓、腎臓、呼吸器など）	36.9	0.0
その他	10.6	0.0
無回答	3.0	22.2

※サンプル数が少ないため留意が必要。

2)療育手帳

問 4 あなたは、療育手帳をお持ちですか。（お持ちの方は等級を教えてください。）

療育手帳を持っている方の割合は、障害者が 10.9%、障害児が 52.2%となっています。

療育手帳の等級は、「重度 A」が 31.0%で最も多く、以下、「中度 B」が 28.6%、「軽度 B」が 26.2%、「最重度 A」が 14.3%です。

図 療育手帳の保有状況

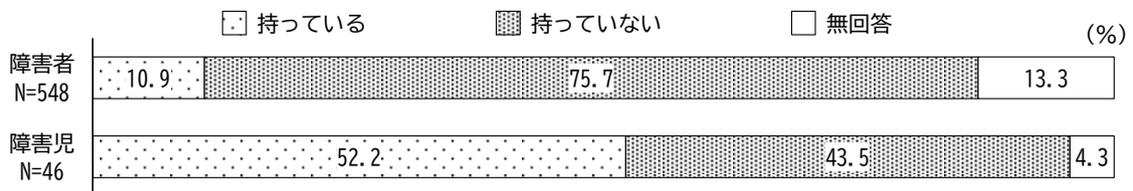
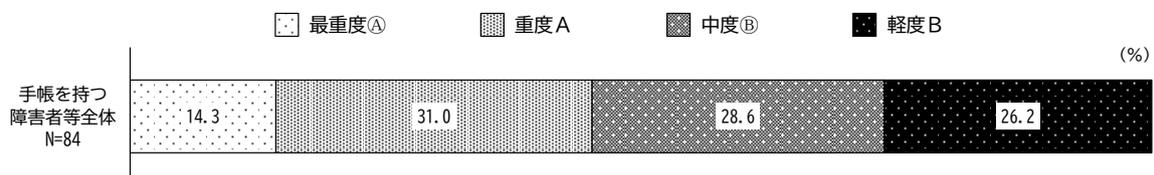


図 療育手帳の等級



3) 精神障害者保健福祉手帳

問5 あなたは、精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(お持ちの方は等級を教えてください。)

精神障害者保健福祉手帳を持っている方の割合は、障害者が12.0%、障害児が6.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」が58.0%で最も多く、「3級」が33.3%、「1級」が8.7%です。

図 精神障害者保健福祉手帳の保有状況

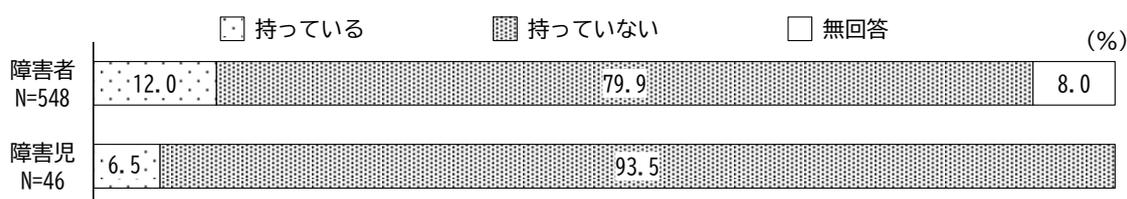
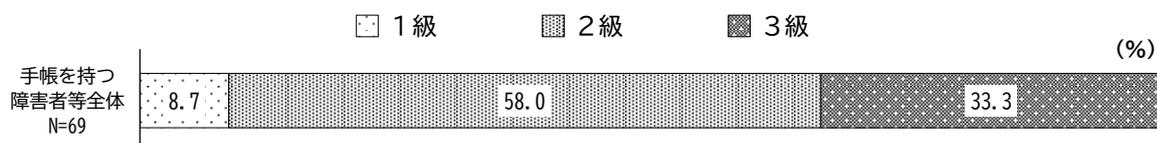


図 精神障害者保健福祉手帳の等級



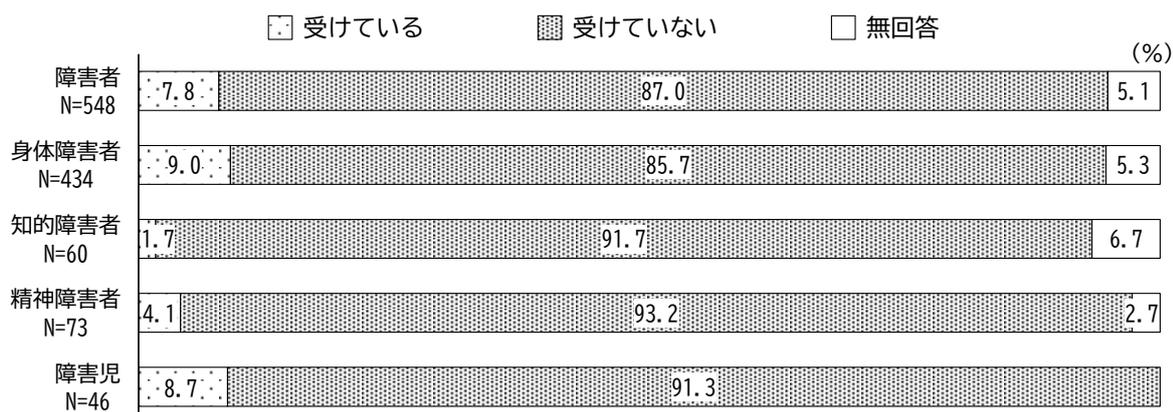
4) 指定難病の認定

問6 あなたは、指定難病の認定を受けていますか。

難病指定を受けている方の割合は、障害者が7.8%、障害児が8.7%となっています。

障害の種類別にみると、身体障害者では「受けている」と回答した方の割合が知的障害者及び精神障害者と比べて多くなっています。

図 指定難病の認定状況



※指定難病とは、悪性関節リウマチやパーキンソン病等の治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいいます。

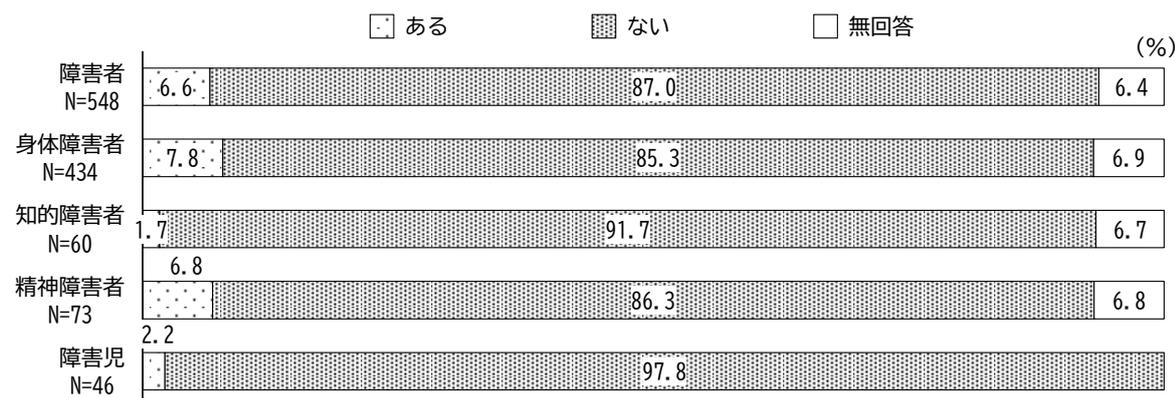
5) 高次脳機能障害

問7 あなたは、高次脳機能障害として診断されたことがありますか。

高次脳機能障害として診断されたことがある方の割合は、障害者が6.6%、障害児が2.2%となっています。

障害者の中でも、身体障害者及び精神障害者において、「ある」と回答した方の割合が知的障害者と比べて多くなっています。

図 高次脳機能障害としての診断有無



※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害、失語の認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

6) 高次脳機能障害の関連障害

問8 関連障害をお答えください。(問7で「ある」と回答した方。○をいくつでも)

高次脳機能障害の関連障害としては、障害者では「肢体不自由(下肢)」が52.8%と最も多く、以下、「肢体不自由(上肢)」が50.0%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が38.9%となっています。

また、障害児では、回答者である1人の方において、「音声・言語・そしゃく機能障害」及び「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が該当しています。

(※知的障害者、精神障害者及び障害児のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。)

図 高次脳機能障害の関連障害

項目	障害者 N=36	身体障害者 N=34	知的障害者 N=1 ※	精神障害者 N=5 ※	障害児 N=1 ※
視覚障害	25.0	26.5	0.0	0.0	0.0
聴覚障害	5.6	5.9	0.0	0.0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障害	38.9	41.2	100.0	40.0	100.0
肢体不自由(上肢)	50.0	50.0	0.0	40.0	100.0
肢体不自由(下肢)	52.8	55.9	0.0	40.0	100.0
肢体不自由(体幹)	27.8	29.4	100.0	40.0	100.0
内部障害	5.6	5.9	0.0	0.0	0.0
その他	8.3	5.9	0.0	20.0	0.0
無回答	5.6	2.9	0.0	20.0	0.0

※サンプル数が少ないため留意が必要。

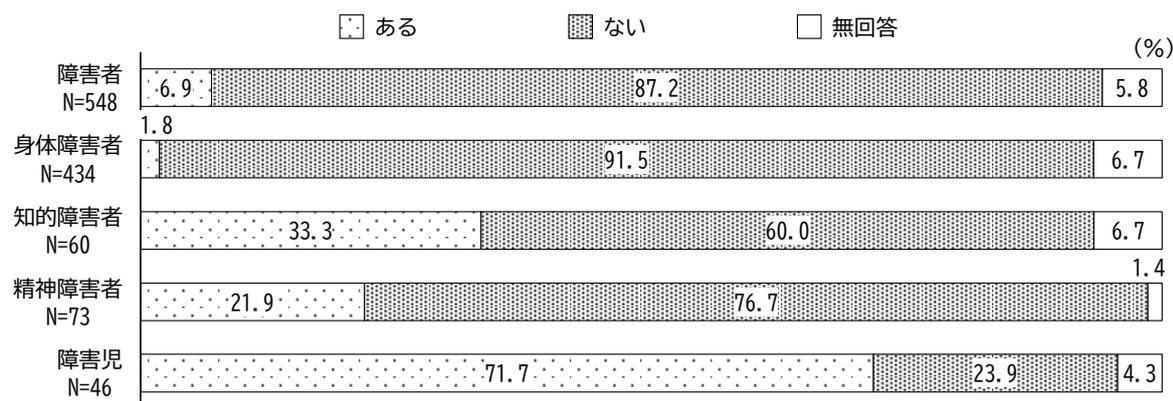
7) 発達障害

問9 あなたは、発達障害として診断されたことがありますか。

発達障害として診断されたことがある方の割合は、障害者が6.9%、障害児が71.7%となっています。

障害者の中では、知的障害者及び精神障害者において、「ある」と回答した方の割合が身体障害者と比べて多くなっています。

図 発達障害としての診断有無



8) 医療的ケア

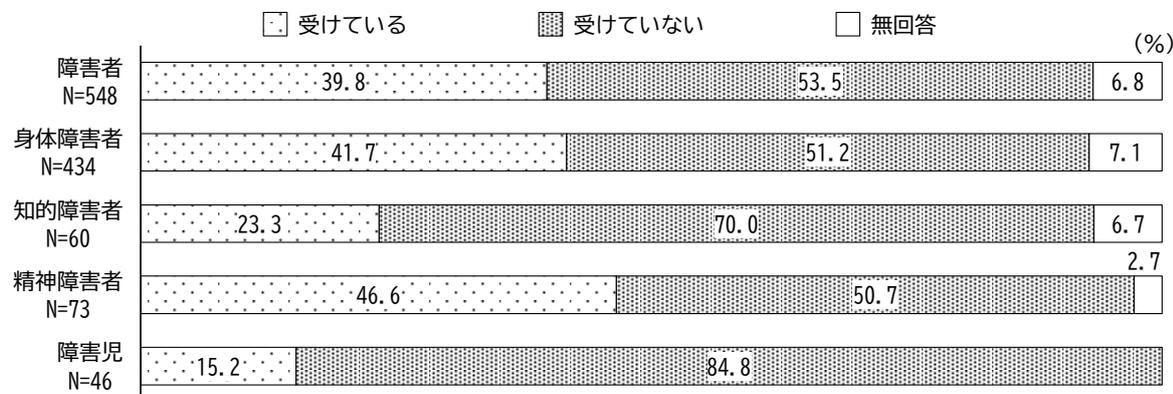
① 医療的ケアの状況

問10 あなたは現在、医療的ケアを受けていますか。

医療的ケアを受けている方の割合は、障害者が39.8%、障害児が15.2%となっています。

障害者の中では、身体障害者及び精神障害者において、「受けている」と回答した方の割合が知的障害者と比べて多くなっています。

図 医療的ケアの状況



②受けている医療的ケアの内容

問 11 あなたが受けている医療的ケアは何ですか。(問 10 で「受けている」と回答した方。○をいくつでも)

受けている医療的ケアの内容としては、障害者では「服薬管理」が 49.1%と最も多く、以下、「透析」が 12.8%、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が 12.4%となっています。

また、障害児では、障害者と同様に「服薬管理」が 57.1%と最も多く、以下、「吸引」が 28.6%、「人工呼吸器（レスピレーター）」及び「胃ろう・腸ろう」がいずれも 14.3%となっています。（※障害児のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。）

図 受けている医療的ケアの内容

項目	障害者 N=218	身体障害者 N=181	知的障害者 N=14	精神障害者 N=34	障害児 N=7 ※
人工呼吸器（レスピレーター）	2.8	3.3	21.4	0.0	14.3
気管切開	1.8	2.2	14.3	0.0	0.0
吸入	2.3	2.8	7.1	0.0	0.0
吸引	4.6	5.5	7.1	0.0	28.6
胃ろう・腸ろう	6.4	7.7	28.6	5.9	14.3
鼻腔経管栄養	0.9	1.1	7.1	0.0	0.0
中心静脈栄養（IVH）	0.9	1.1	0.0	0.0	0.0
透析	12.8	14.9	7.1	0.0	0.0
カテーテル留置	4.6	5.5	0.0	0.0	0.0
ストマ（人工肛門・人工膀胱）	12.4	14.4	0.0	0.0	0.0
服薬管理	49.1	44.2	64.3	67.6	57.1
その他	11.0	8.8	0.0	26.5	28.6
無回答	3.7	3.3	0.0	5.9	0.0

※サンプル数が少ないため留意が必要。

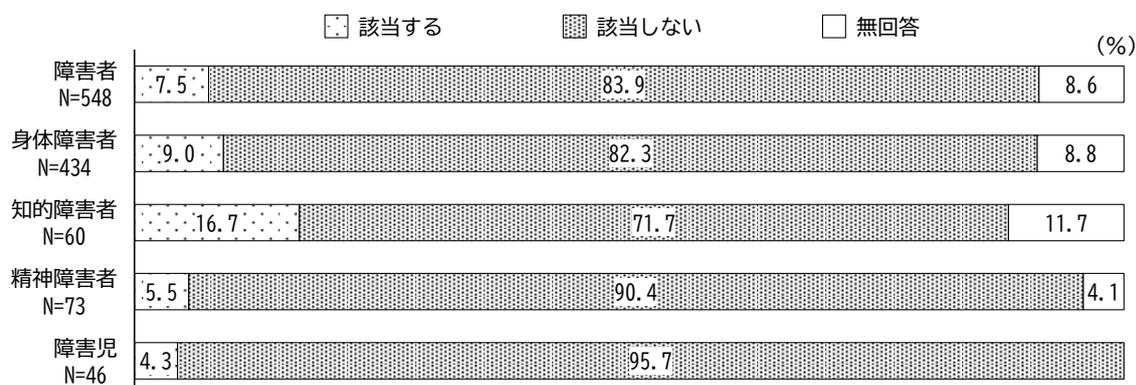
9) 重症心身障害の状況

問 12 あなたは、重症心身障害に該当しますか。

重症心身障害に該当すると回答した方の割合は、障害者が 7.5%、障害児が 4.3%となっています。

なお、障害者の中では、知的障害者において、「該当する」と回答した方の割合が身体障害者及び精神障害者と比べて多くなっています。

図 重症心身障害の状況



※重症心身障害とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態のことをいいます。

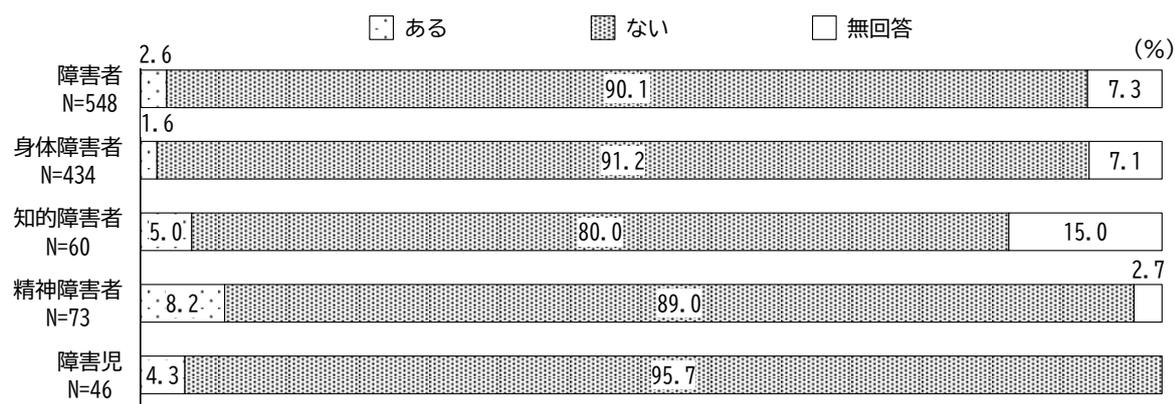
10) 強度行動障害の状況

問 13 あなたは、強度行動障害を有すると言われたことはありますか。

強度行動障害を有すると言われたことがある方の割合は、障害者が2.6%、障害児が4.3%となっています。

なお、障害者の中では、精神障害者及び知的障害者において、「ある」と回答した方の割合が身体障害者と比べて多くなっています。

図 強度行動障害の状況



11) 介護保険

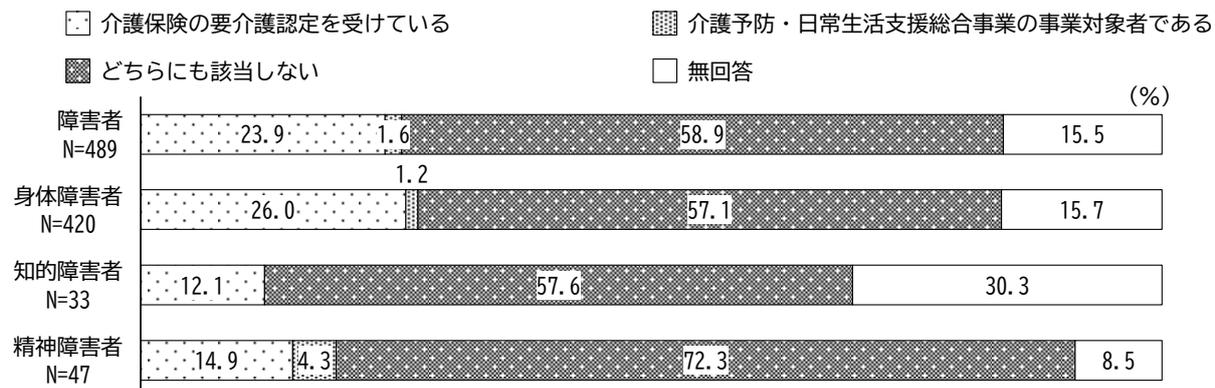
① 介護保険の認定状況、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の該当状況

問 14-① あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか。または、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）の事業対象者ですか。

障害者全体では、「介護保険の要介護認定を受けている」が23.9%、「介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者である」が1.6%となっています。

なお、「介護保険の要介護認定を受けている」と回答した方は、身体障害者において26.0%と多く、「介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者である」と回答した方は、精神障害者において4.3%と他の障害者と比べて多くなっています。

図 介護保険の認定状況、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の該当状況

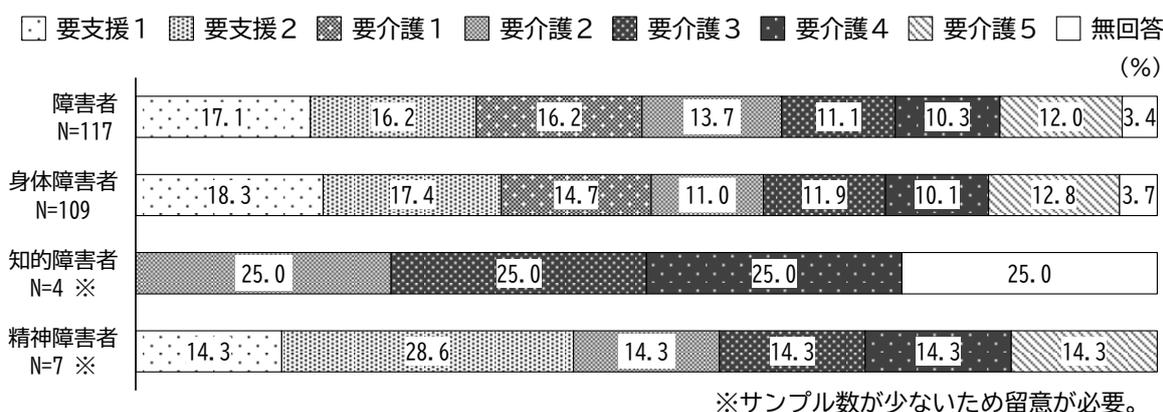


②介護保険の要介護度

問 14-② あなたの要介護度をお答えください。

障害者全体では、「要支援（1、2）」、「要介護（1～5）」がいずれも 10%台となっています。
 （※知的障害者及び精神障害者のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。）

図 介護保険の要介護度



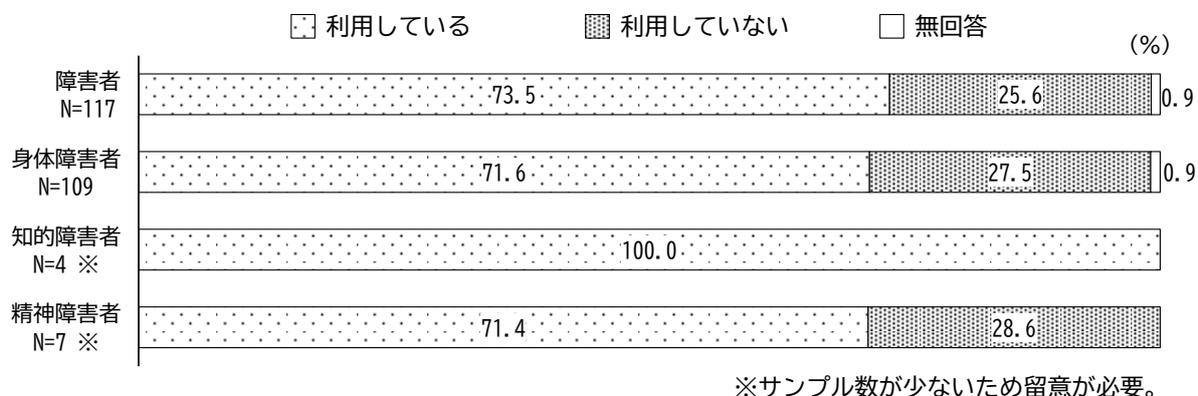
③介護保険サービスの利用状況

問 14-③ あなたは、介護保険サービスを利用していますか。

障害者全体では、73.5%の方が、介護保険サービスを利用していると回答しています。
 障害の種類別にみると、「利用している」と回答した方は、身体障害者では約 70%、知的障害者では回答者である 4 人全員、精神障害者では回答者である 7 人のうち 5 人となっています。

（※知的障害者及び精神障害者のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。）

図 介護保険サービスの利用状況



(3) 住まいや暮らしについて

1) 現在の暮らしの状況

①一緒に暮らしている人の有無

問 15-① 現在、あなたはどのように暮らしていますか。(一緒に暮らしている人の有無。○をいくつでも)

障害者では、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」が 54.4%と最も多く、以下、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」が 17.3%、「一人で暮らしている」が 16.4%となっています。

また、障害児では、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」が 91.3%と最も多くなっています。

障害の種類別にみると、身体障害者では「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」が多く、知的障害者では「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」が多く、精神障害者では「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている」及び「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」が多くなっています。

図 一緒に暮らしている人の有無

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
一人で暮らしている	16.4	17.3	10.0	13.7	0.0
配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている	54.4	62.4	8.3	34.2	8.7
父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている	17.3	9.9	48.3	38.4	91.3
福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている	8.4	7.1	30.0	5.5	0.0
その他	4.2	3.2	10.0	8.2	0.0
無回答	0.9	0.9	1.7	0.0	0.0

②暮らしている場所

問 15-② 現在、あなたはどのように暮らしていますか。(暮らしている場所。○をいくつでも)

障害者では、「一般の住宅（戸建、アパート、マンション）」が 86.3%と最も多く、以下、「病院（入院中）」が 5.5%、「福祉施設（高齢者施設）」が 3.3%となっています。

また、障害児では、「一般の住宅（戸建、アパート、マンション等）」が 100%となっています。

障害の種類別にみると、いずれの障害においても「一般の住宅（戸建、アパート、マンション等）」が最も多い一方で、身体障害者と精神障害者では「病院（入院中）」、知的障害者では「福祉施設（障害者支援施設）」が 2 番目に多くなっています。

図 暮らしている場所

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
一般の住宅（戸建、アパート、マンション等）	86.3	87.8	63.3	84.9	100.0
グループホーム	1.6	1.2	11.7	2.7	0.0
福祉施設（障害者支援施設）	2.9	2.1	16.7	2.7	0.0
福祉施設（高齢者施設）	3.3	3.2	1.7	0.0	0.0
病院（入院中）	5.5	5.1	8.3	8.2	0.0
その他	0.5	0.7	0.0	0.0	0.0
無回答	0.7	0.7	1.7	1.4	0.0

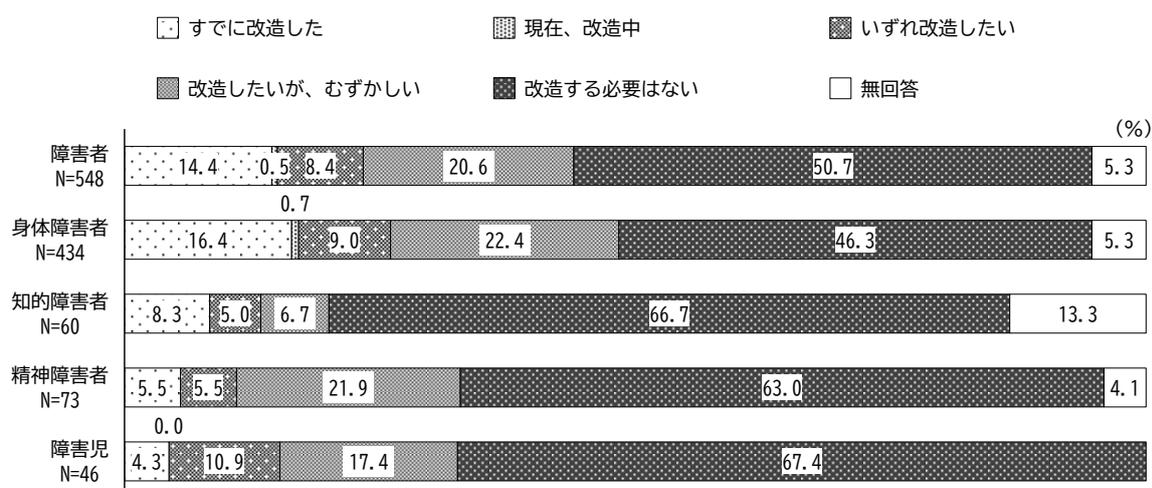
2) 住宅の改善意向

問 16 あなたは、より住みやすくするために、現在お住まいの住宅を改造したいと思いますか。

障害者、障害児ともに、「改造する必要はない」が最も多く、「改造したいが、むずかしい」が2番目に多くなっています。

また、障害の種類別にみても、概ね同様の傾向となっていますが、身体障害者において「すでに改造した」の割合が知的障害者及び精神障害者と比べて多くなっています。

図 住宅の改善意向



3) 住宅の改造が難しい理由

問 17 改造がむずかしい理由は何ですか。(○をいくつでも)

障害者、障害児ともに、「資金がないため」が最も多く、「借家のため」が2番目に多くなっています。

また、障害の種類別にみても、概ね同様の傾向となっています。

(※知的障害者及び障害児のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。)

図 住宅の改造が難しい理由

項目	障害者 N=113	身体障害者 N=97	知的障害者 N=4 ※	精神障害者 N=16	障害児 N=8 ※
住宅の構造上、むずかしい	19.5	21.6	0.0	12.5	0.0
借家のため	22.1	23.7	25.0	12.5	12.5
資金がないため	66.4	63.9	50.0	87.5	87.5
その他	9.7	7.2	25.0	25.0	0.0
無回答	0.9	1.0	0.0	0.0	0.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※サンプル数が少ないため留意が必要。

4) 暮らしに関する今後の希望（今後3年以内）

①一緒に暮らしたい人の有無

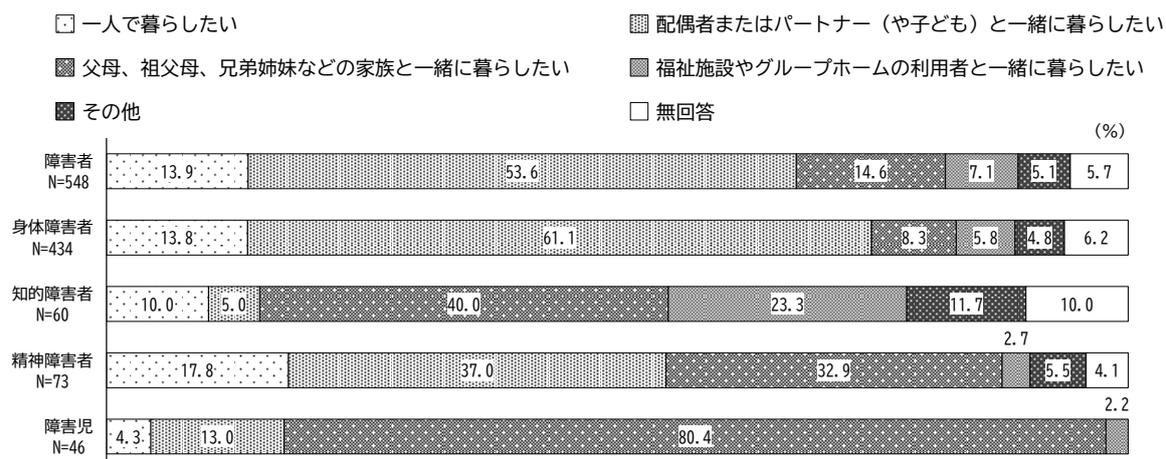
問 18-① あなたは今後3年以内に、どのような暮らしをしたいと思いますか。（一緒に暮らしたい人の有無）

障害者では、「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が53.6%と最も多く、以下、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が14.6%、「一人で暮らしたい」が13.9%となっています。

また、障害児では、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が80.4%を占めています。

障害の種類別にみると、身体障害者と精神障害者では「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が最も多く、知的障害者では「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が最も多い他、「福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい」という回答も多くなっています。

図 一緒に暮らしたい人



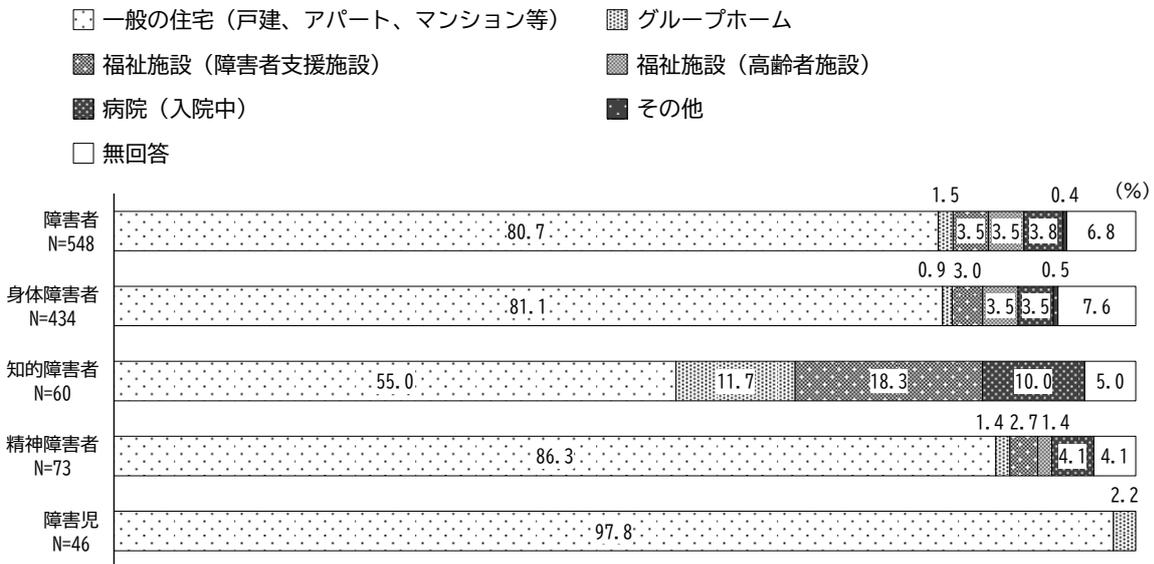
②暮らしたい場所

問 18-② あなたは今後3年以内に、どのような暮らしをしたいと思いますか。(暮らしたい場所)

障害者、障害児ともに、「一般の住宅（戸建、アパート、マンション等）」と回答した割合が最も多く、いずれにおいても8割以上を占めています。

障害の種類別にみると、いずれの障害においても「一般の住宅（戸建、アパート、マンション等）」が最も多いものの、知的障害者では「福祉施設（障害者支援施設）」や「グループホーム」と回答した割合が、身体障害者及び精神障害者と比べて多くなっています。

図 暮らしたい場所



5) 障害者等が希望する地域で生活するために必要なこと

問 19 障害者が希望する地域で生活するために、どのようなことが必要だと思いますか。
(○を5つまで)

障害者、障害児ともに、「仲間、家族など理解者が身近にいること」、「地域に、何でも相談できる相談員や相談窓口があること」が上位3位以内に入っている他、障害者では「必要な在宅サービス（居宅介護など）が適切に利用できること」が、障害児では「地域の人たちに障害や障害者への理解があること」が上位3位以内に入っています。

障害の種類別にみても概ね同様の傾向となっていますが、精神障害者では「経済的な支援があること」や「生活できるだけの収入を得ること」と回答した割合が身体障害者及び知的障害者と比べて多くなっています。

図 希望する地域での生活に必要なこと

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
障害者に配慮した住宅が整備されていること	29.9	31.3	23.3	21.9	13.0
グループホームが十分に確保されていること	12.6	11.1	25.0	9.6	15.2
民間のアパートなどに入居するための支援制度が充実していること	9.9	7.4	8.3	23.3	6.5
自立した日常生活を送るための機能訓練や生活訓練等が充実していること	18.4	16.8	13.3	19.2	37.0
必要な在宅サービス（居宅介護など）が適切に利用できること	33.2	35.9	18.3	19.2	23.9
医療的ケアなどが在宅で適切に受けられること	30.3	33.6	15.0	13.7	4.3
仕事に就くこと	13.3	9.4	20.0	32.9	32.6
通えるなじみの場所があること	19.2	17.3	26.7	19.2	41.3
地域に、何でも相談できる相談員や相談窓口があること	34.3	33.6	31.7	42.5	45.7
体調や服薬のアドバイスをくれる人がいること	8.4	6.9	16.7	13.7	2.2
経済的な支援があること	29.9	29.3	23.3	38.4	39.1
生活できるだけの収入を得ること	17.5	14.1	21.7	35.6	23.9
仲間、家族など理解者が身近にいること	40.1	38.2	50.0	41.1	50.0
金銭管理を手伝ってくれる人がいること	5.7	3.5	21.7	8.2	8.7
地域の人たちに障害や障害者への理解があること	27.2	26.7	38.3	26.0	56.5
情報を得ることや利用することについて支援があること	13.3	13.4	10.0	17.8	19.6
意思の疎通について支援があること	7.5	6.5	18.3	6.8	8.7
その他	2.7	3.2	3.3	1.4	2.2
特にない	6.6	7.6	6.7	2.7	0.0
無回答	6.6	6.9	8.3	6.8	6.5

(4) 外出の状況

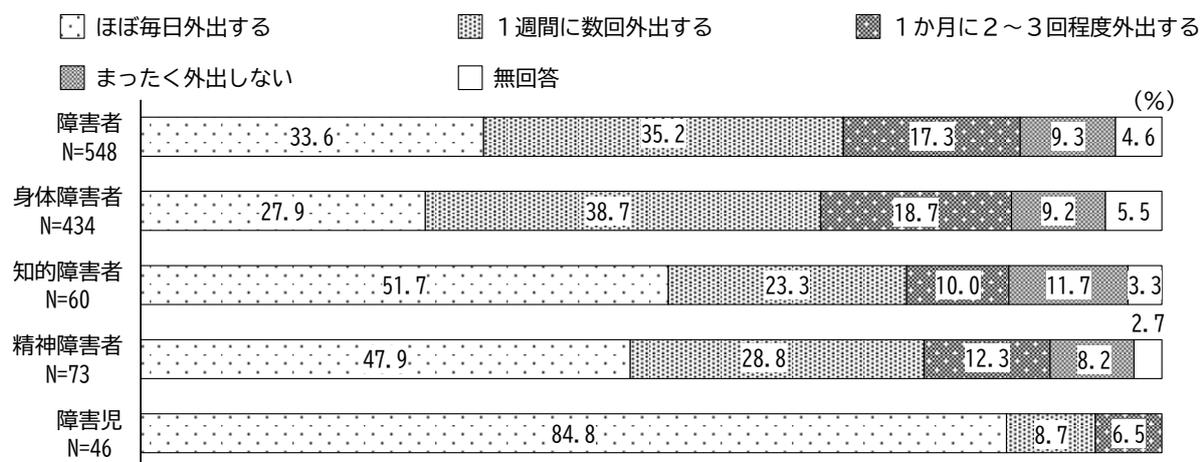
1) 外出の頻度

問 20 あなたは、どのくらいの頻度で外出されますか。

障害者では「1週間に数回外出する」(35.2%)と「ほぼ毎日外出する」(33.6%)がほぼ同程度であり、障害児では「ほぼ毎日外出する」が84.8%を占めています。

なお、障害の種類別にみても同様の傾向にありますが、身体障害者よりも知的障害者や精神障害者の方が「ほぼ毎日外出する」と回答した方の割合が多くなっています。

図 外出頻度



①主な同伴者

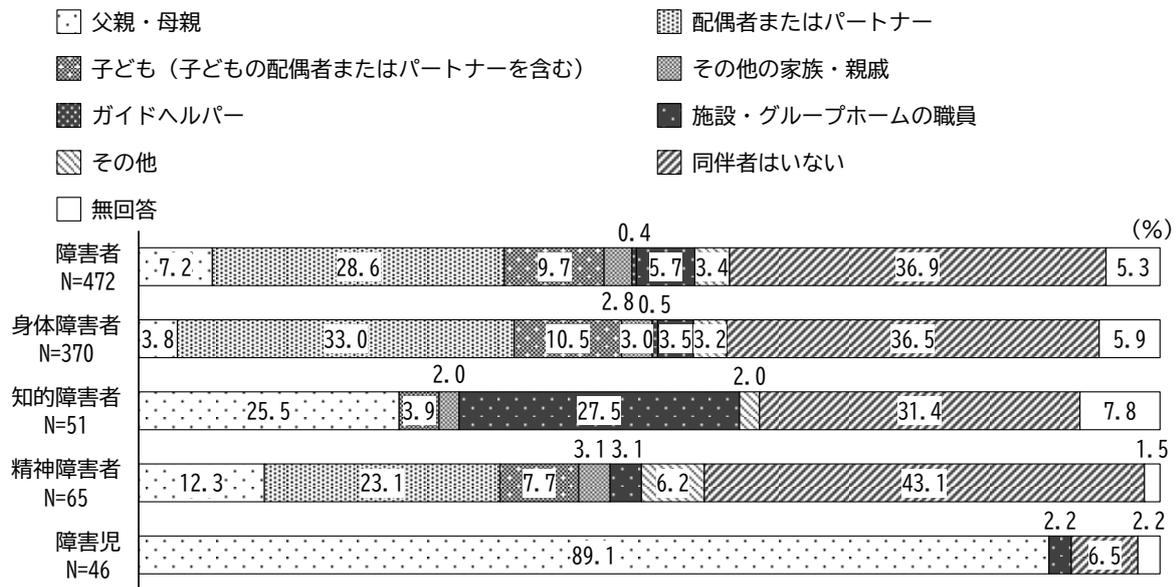
問 21-① あなたが外出するときの主な同伴者はどなたですか。

障害者では、「同伴者はいない」が 36.9%と最も多く、「配偶者またはパートナー」が 28.6%で続いています。

一方、障害児では、「父親・母親」が 89.1%を占めています。

障害別にみても、全ての障害の種類において「同伴者はいない」という回答が最も多くなっていますが、知的障害者では、身体障害者や精神障害者に比べて「施設・グループホームの職員」や「父親・母親」の回答が多くなっています。

図 外出時の主な同伴者



②外出目的

問 21-② あなたが外出する主な目的は何ですか。(○をいくつでも)

障害者では「買い物に行く」(68.0%)と「医療機関への受診」(67.4%)が突出しています。

一方、障害児では、「通勤・通学・通所」が89.1%と最も多く、「買い物に行く」が52.2%でこれに続いています。

障害の種類別にみると、身体障害者と精神障害者では、上記の障害者全体と同様の傾向となっていますが、知的障害者では「通勤・通学・通所」が56.9%で最も多くなっています。

図 外出目的

項目	障害者 N=472	身体障害者 N=370	知的障害者 N=51	精神障害者 N=65	障害児 N=46
通勤・通学・通所	25.4	17.3	56.9	44.6	89.1
訓練やリハビリに行く	10.8	10.3	11.8	20.0	32.6
医療機関への受診	67.4	70.3	43.1	72.3	30.4
買い物に行く	68.0	69.2	52.9	73.8	52.2
友人・知人に会う	14.8	14.3	17.6	10.8	8.7
趣味やスポーツをする	16.3	16.5	5.9	21.5	15.2
グループ活動に参加する	9.5	9.5	15.7	6.2	4.3
散歩に行く	26.3	27.3	27.5	21.5	26.1
その他	4.9	5.4	5.9	0.0	8.7
無回答	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0

③外出時の移動手段

問 21-③ あなたが外出するときに利用する移動手段は何ですか。(○をいくつでも)

障害者、障害児ともに、「自家用車（自分または家族が運転する車）」が最も多く、「徒歩、自転車」がこれに続いています。

なお、障害の種類別にみても、概ね同様の結果となっていますが、知的障害者では、「施設などの送迎車」の割合が他に比べて多くなっています。また、知的障害者及び精神障害者では、「電車」の割合も多くなっています。

図 外出時の移動手段

項目	障害者 N=472	身体障害者 N=370	知的障害者 N=51	精神障害者 N=65	障害児 N=46
バス	17.4	15.9	25.5	20.0	8.7
施設などの送迎車	12.1	9.2	43.1	7.7	15.2
自家用車（自分または家族が運転する車）	67.4	70.5	41.2	60.0	93.5
電車	22.2	17.3	39.2	40.0	13.0
タクシー・介護タクシー	23.9	26.8	19.6	12.3	2.2
徒歩、自転車	40.7	37.3	45.1	56.9	39.1
車いす、電動車いす、電動カート	4.2	5.4	5.9	3.1	4.3
その他	1.1	0.8	0.0	4.6	2.2
無回答	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0

④外出時に困ること

問 21-④ あなたが外出するときに困ること、不便に思うことは何ですか。(○をいくつでも)

障害者では、「公共交通機関の利用が不便（路線が少ない、バスの便が少ない、など）」が31.8%と最も多く、「道路や建物に段差や階段が多い」が29.0%でこれに続いています。

一方、障害児では、「周囲の人の理解不足、人の目が気になる」が39.1%と最も多く、「困った時にどうすればいいのか心配」が26.1%でこれに続いています。

障害の種類別にみると、身体障害者では「道路や建物に段差や階段が多い」、知的障害者では「周囲の人の理解不足、人の目が気になる」、精神障害者では「公共交通機関の利用が不便（路線が少ない、バスの便が少ない、など）」が最も多くなっています。

図 外出時に困ること

項目	障害者 N=472	身体障害者 N=370	知的障害者 N=51	精神障害者 N=65	障害児 N=46
道路や建物に段差や階段が多い	29.0	34.9	11.8	16.9	17.4
歩道に問題が多い（狭い、障害物が多い、点字ブロックがない、など）	14.4	15.9	7.8	15.4	19.6
公園や歩道のベンチなど、休憩できる場所が少ない	17.6	18.4	9.8	15.4	6.5
公共交通機関の利用が不便（路線が少ない、バスの便が少ない、など）	31.8	30.3	23.5	40.0	21.7
バスや電車の乗り降りがむずかしい	11.4	13.0	9.8	7.7	6.5
バスや電車の中の放送が分かりにくい	6.1	5.7	11.8	6.2	2.2
切符の買い方や乗換えの方法が分かりにくい	8.1	7.8	15.7	6.2	6.5
障害者用の駐車スペースが少ない、使えない	13.6	16.5	9.8	3.1	15.2
障害者用のトイレが少ない	13.1	15.1	9.8	12.3	15.2
障害に配慮された設備が整っていない（エレベーターがない、案内表示がない、など）	12.7	14.9	5.9	7.7	10.9
周囲の人の理解不足、人の目が気になる	13.1	8.6	31.4	26.2	39.1
発作など突然の身体の変化や、精神的な変化が心配	12.3	11.1	9.8	29.2	8.7
付き添ってくれる人がいない	5.7	4.1	11.8	9.2	8.7
困った時にどうすればいいのか心配	16.3	14.1	25.5	23.1	26.1
移動するのにお金がかかる（運賃負担が大きい）	19.7	20.3	11.8	26.2	19.6
その他	2.8	3.5	2.0	1.5	0.0
特にない	18.6	17.3	21.6	16.9	21.7
無回答	4.4	5.7	7.8	3.1	2.2

(5) 日中の生活

1) 平日の過ごし方

問 22 あなたは平日の日中を、主にどのように過ごしていますか。

障害者では、「自宅で過ごしている」が49.3%と最も多く、「収入を得る仕事をしている（在宅勤務を含む）」が17.0%でこれに続いています。

また、障害児では、「学校に通っている」が63.0%と最も多く、「幼稚園、保育所、児童発達支援センターなどに通っている」が34.8%でこれに続いています。

障害の種類別にみると、身体障害者と精神障害者では「自宅で過ごしている」が最も多い一方、知的障害者では「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援 A・B 型含む）」が最も多くなっています。

（※生産年齢人口障害児のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。）

図 平日の主な過ごし方

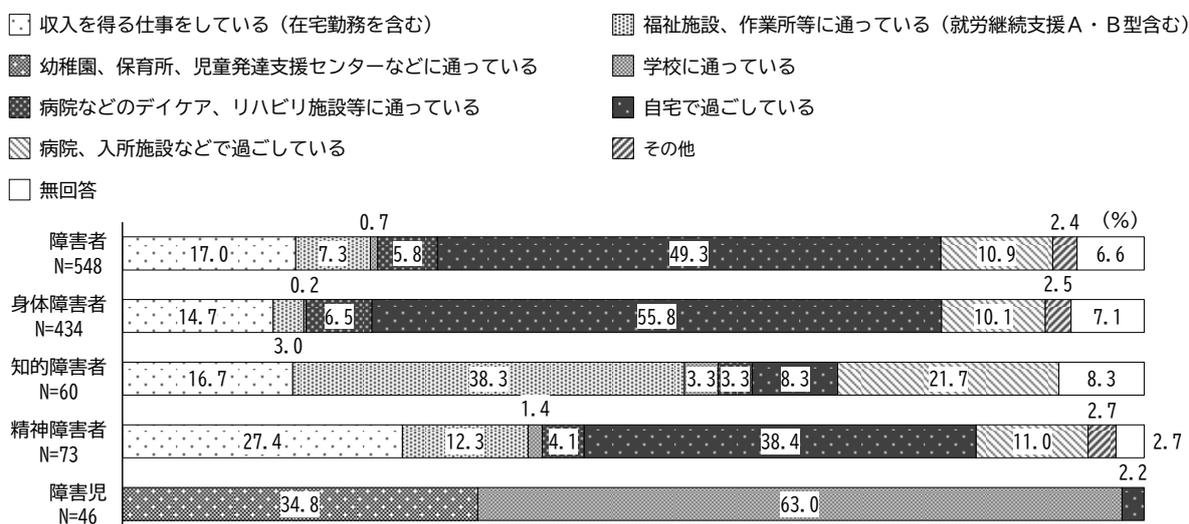
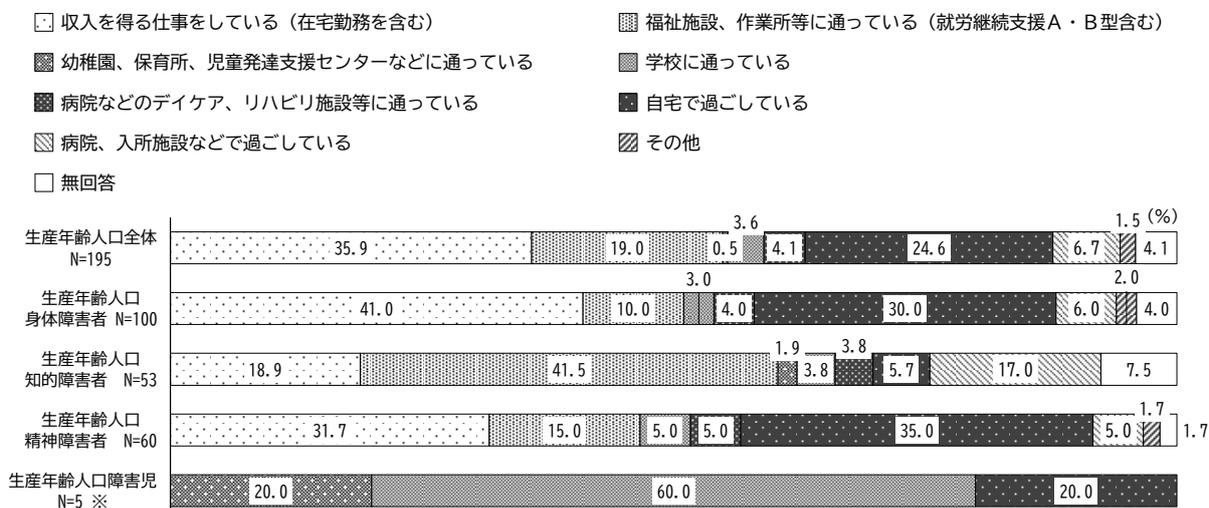


図 平日の主な過ごし方（15歳から64歳までの生産年齢人口）



※サンプル数が少ないため留意が必要。

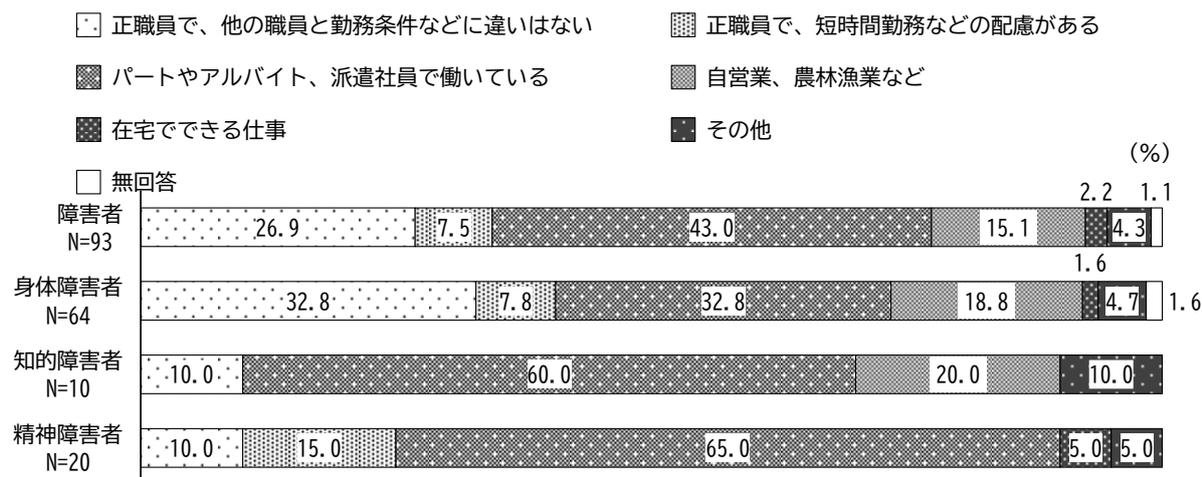
2) 現在の仕事の形態（収入を得る仕事をしている人）

問 23 あなたは、どのような形態で働いていますか。

身体障害者では、「正職員で、他の職員と勤務条件などに違いはない」と「パートやアルバイト、派遣社員で働いている」がいずれも 32.8%で最も大きくなっています。

一方、知的障害者と精神障害者では、「パートやアルバイト、派遣社員で働いている」がいずれも 60%台と最も多くなっています。

図 仕事の形態



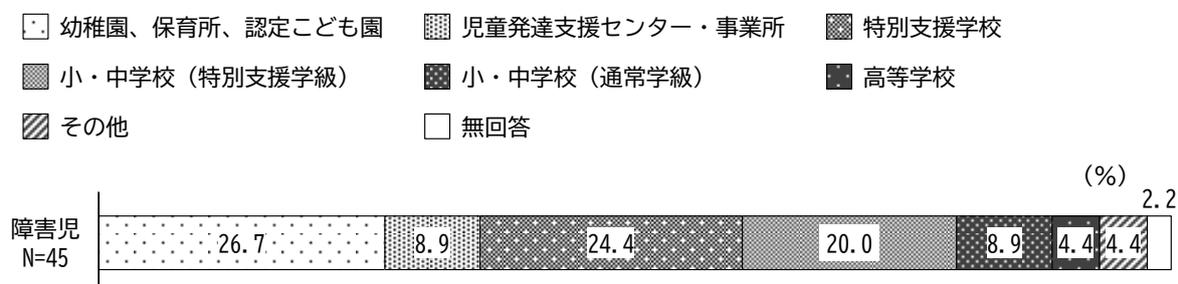
3) 保育・教育について（保育所、幼稚園等、学校に通っている人）

①通所・通学先

問 24-① 通所・通学先はどこですか。

障害児では、「幼稚園、保育所、認定こども園」が 26.7%と最も多く、「特別支援学校」(24.4%)、「小・中学校（特別支援学級）」(20.0%) がこれに続いています。

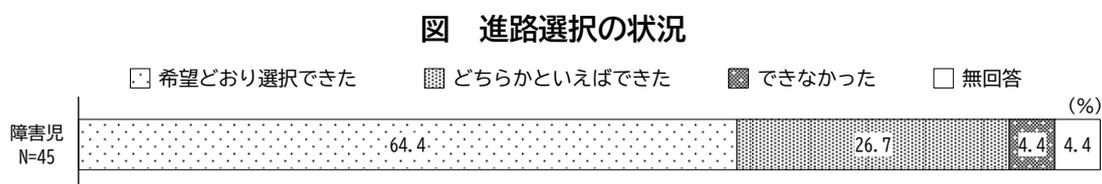
図 通所・通学先



②進路選択の状況

問 24-② 保育所や学校へ入所・入学するときに、希望する進路を選択できましたか。

障害児では、「希望どおり選択できた」が 64.4%と最も多く、「どちらかといえばできた」が 26.7%で続いています。



③通所・通学時に困っていることや不満に感じること

問 24-③ 通所・通学していて、困っていること、不満に感じることは何ですか。(○をいくつでも)

障害児では、「特にない」が 35.6%と最も多く、「通学に時間がかかる」(24.4%)、「休日等に活動できる仲間や施設が欲しい」(22.2%) がこれに続いています。

図 通所・通学時に困っていることや不満に感じること

項目	障害児 N=45
障害のない児童・生徒とのふれあいが少ない	15.6
周囲の児童・生徒やその保護者、教職員の理解がない	17.8
通所・通学先で医療的ケアが受けられない	2.2
送迎の体制が不十分	4.4
通学に時間がかかる	24.4
進路指導が不十分(自立して働けるような力をつけてほしい)	8.9
障害が理由で利用できない設備がある	2.2
放課後児童クラブや延長保育が利用できない	0.0
長期休暇時に過ごせる場所がない	4.4
休日等に活動できる仲間や施設がほしい	22.2
その他	11.1
特にない	35.6
無回答	2.2

4) 仕事をしていない理由（自宅で過ごしている人）

問 25 あなたが仕事をしていない理由は何ですか。（○をいくつでも）

障害者では「高齢のため」が 57.8%と最も多く、「障害があるため」（33.7%）、「病気があるため」（32.6%）がこれに続いています。

また、障害児（回答者 1 名）では、「仕事を覚えられるか心配なため」等の仕事に関連する理由や「人付き合いが苦手なため」といった意見が挙がっています。

なお、障害の種類別に見ると、身体障害者では障害者全体と同様の傾向となっていますが、精神障害者では「病気があるため」、「体力がついていかないため」という意見も多くなっています。

（※知的障害者及び障害児のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。）

図 仕事をしていない理由

項目	障害者 N=270	身体障害者 N=242	知的障害者 N=5 ※	精神障害者 N=28	障害児 N=1 ※
障害があるため	33.7	32.2	20.0	53.6	0.0
高齢のため	57.8	61.6	40.0	17.9	0.0
乳幼児であるため	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
病気があるため	32.6	31.8	20.0	53.6	0.0
体力がついていかないため	31.1	31.0	0.0	46.4	0.0
自分に合う仕事がないため	7.8	6.2	20.0	17.9	100.0
通勤が困難なため	4.8	4.5	0.0	14.3	0.0
仕事を覚えられるか心配なため	5.6	3.7	0.0	32.1	100.0
家事・育児・介護などがあるため	7.4	5.8	20.0	21.4	0.0
人付き合いが苦手なため	7.4	5.8	0.0	21.4	100.0
家で好きなことをしていたいため	10.7	11.2	20.0	10.7	0.0
働きたくないため	1.9	1.7	0.0	3.6	100.0
働く必要がないため	16.3	17.8	0.0	3.6	0.0
その他	4.1	3.3	20.0	10.7	0.0
特に理由はない	2.2	2.1	20.0	3.6	0.0
無回答	3.3	3.7	0.0	3.6	0.0

※サンプル数が少ないため留意が必要。

①今後の就労意向

問 26 今後の就労（就業形態）への希望についてお答えください。

障害者では、「働くことは考えていない」が 37.8%と最も多く、「今の職場で働き続けたい」が 14.1%でこれに続いています。

また、障害児では、「無回答」や「わからない」が多く、合計で 9 割近くに上っています。

なお、障害の種類別にみると、身体障害者では「働くことは考えていない」が、知的障害者と精神障害者では「今の職場で働き続けたい」が最も多くなっています。

15 歳から 64 歳までの生産年齢人口全体では、「今の職場で働き続けたい」が 33.3%と最も多くなっています。障害の種類別にみると、身体障害者と精神障害者では「自宅でできる仕事をしたい」という意見、知的障害者では「障害に応じた通所施設などに通いたい」という意見も多くみられます。

（※生産年齢人口障害児のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。）

図 今後の就労意向

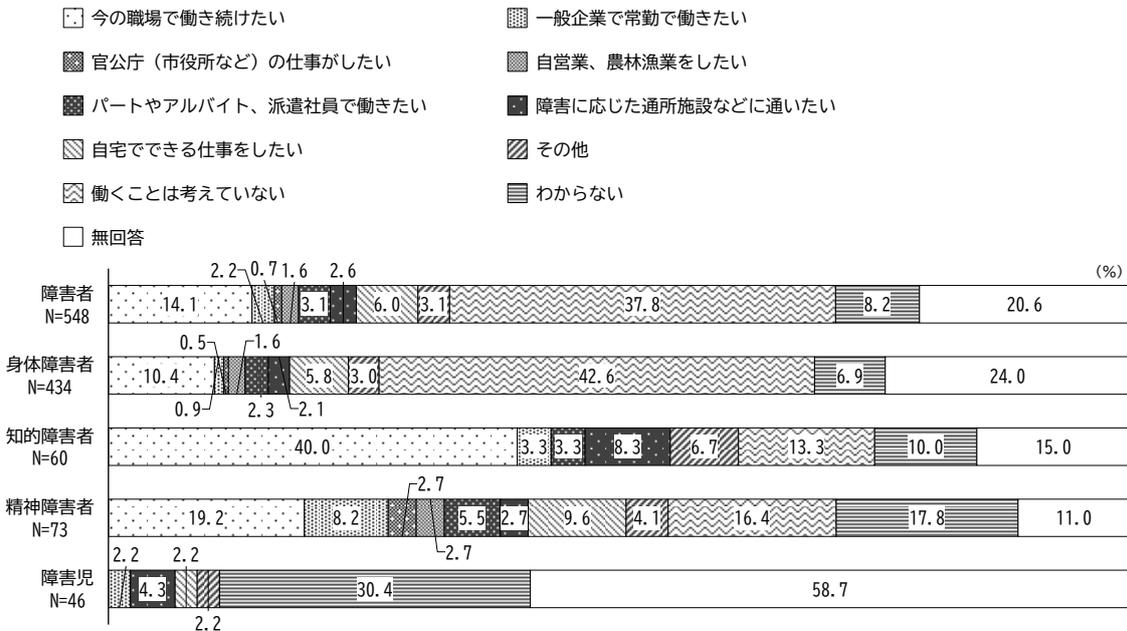


図 今後の就労意向

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
今の職場で働き続けたい	14.1	10.4	40.0	19.2	0.0
一般企業で常勤で働きたい	2.2	0.9	3.3	8.2	2.2
官公庁（市役所など）の仕事がしたい	0.7	0.5	0.0	2.7	0.0
自営業、農林漁業をしたい	1.6	1.6	0.0	2.7	0.0
パートやアルバイト、派遣社員で働きたい	3.1	2.3	3.3	5.5	0.0
障害に応じた通所施設などに通いたい	2.6	2.1	8.3	2.7	4.3
自宅でできる仕事をしたい	6.0	5.8	0.0	9.6	2.2
その他	3.1	3.0	6.7	4.1	2.2
働くことは考えていない	37.8	42.6	13.3	16.4	0.0
わからない	8.2	6.9	10.0	17.8	30.4
無回答	20.6	24.0	15.0	11.0	58.7

図 今後の就労意向（15歳から64歳までの生産年齢人口）

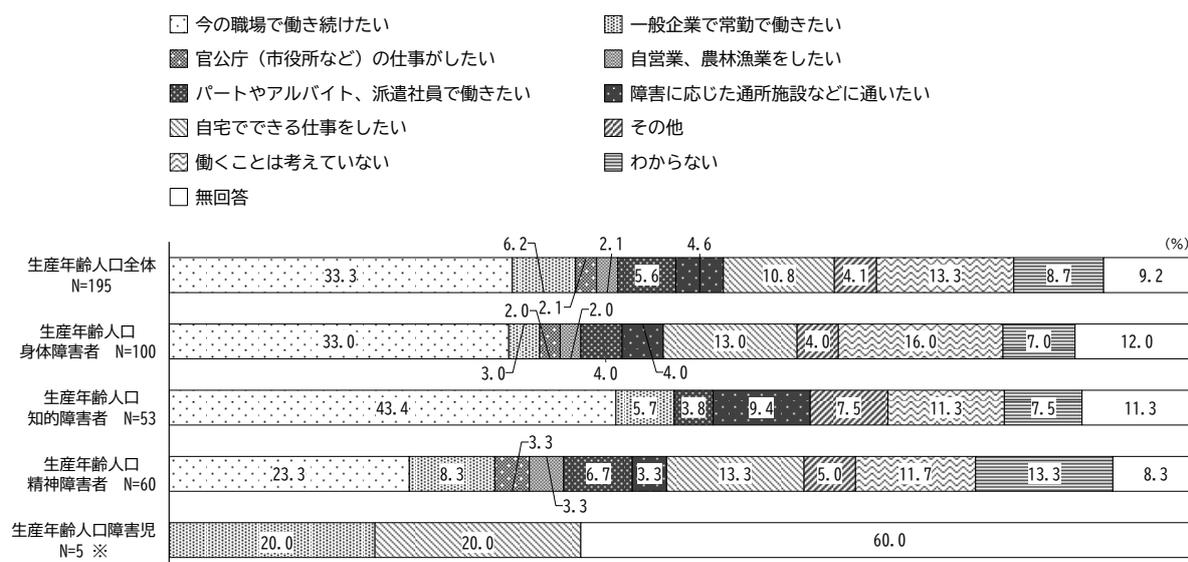


図 今後の就労意向（15歳から64歳までの生産年齢人口）

項目	生産年齢人口全体 N=195	生産年齢人口身体障害者 N=100	生産年齢人口知的障害者 N=53	生産年齢人口精神障害者 N=60	生産年齢人口障害児 N=5 ※
今の職場で働き続けたい	33.3	33.0	43.4	23.3	0.0
一般企業で常勤で働きたい	6.2	3.0	5.7	8.3	20.0
官公庁（市役所など）の仕事がしたい	2.1	2.0	0.0	3.3	0.0
自営業、農林漁業をしたい	2.1	2.0	0.0	3.3	0.0
パートやアルバイト、派遣社員で働きたい	5.6	4.0	3.8	6.7	0.0
障害に応じた通所施設などに通いたい	4.6	4.0	9.4	3.3	0.0
自宅でできる仕事をしたい	10.8	13.0	0.0	13.3	20.0
その他	4.1	4.0	7.5	5.0	0.0
働くことは考えていない	13.3	16.0	11.3	11.7	0.0
わからない	8.7	7.0	7.5	13.3	0.0
無回答	9.2	12.0	11.3	8.3	60.0

※サンプル数が少ないため留意が必要。

②就労訓練の意向

問 27 就労するために、就労訓練を受けたいと思いますか。

障害者では、「受けたくない」、「受ける必要はない」が合計で 67.1%に上り、「受けたい」は 5.8%に留まっています。また、障害児では、「無回答」が約 7 割に上っている一方、19.6%が「受けたい」と回答しています。

障害の種類別にみると、身体障害者及び知的障害者では障害者全体と同様の傾向にある一方、精神障害者では「受けたい」が 24.7%に上っています。

15 歳から 64 歳までの生産年齢人口全体では、「受ける必要はない」、「受けたくない」が合計で 69.2%に上り、「受けたい」は 14.9%に留まっています。

(※生産年齢人口障害児のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。)

図 就労訓練の意向

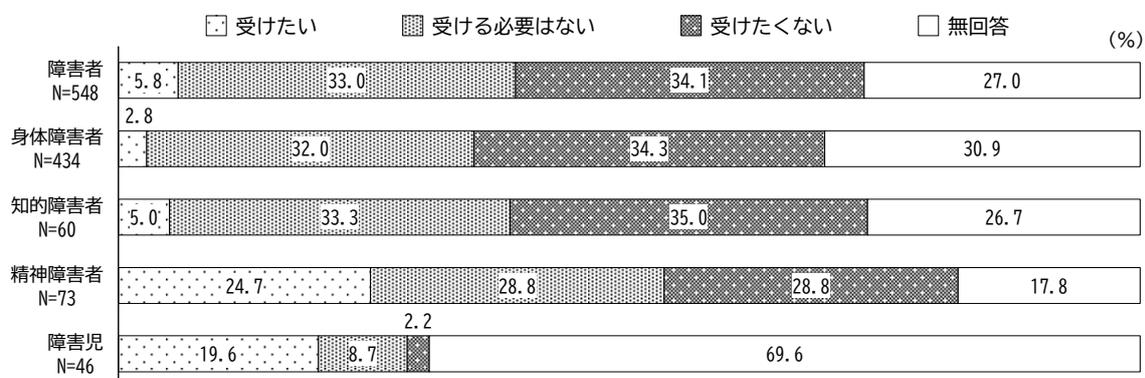
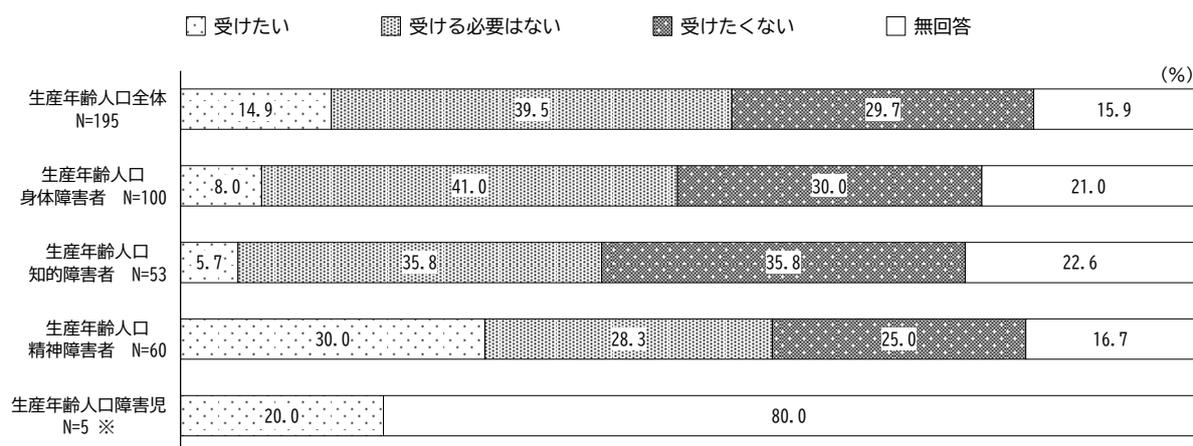


図 就労訓練の意向 (15 歳から 64 歳までの生産年齢人口)



※サンプル数が少ないため留意が必要。

③就労するために必要だと思うこと

問 28 障害者が就労するために、どのようなことが必要だと思いますか。(○を3つまで)

障害者、障害児ともに、「障害に応じた仕事があること」、「就労できる場所が増えること」、「事業主や職場の上司、同僚に障害への理解があること」が上位3位に入っています。

なお、障害の種類別にみても、同様の傾向となっていますが、知的障害者及び精神障害者では、「職場で差別や偏見がないこと」という意見も多く挙げられています。

図 就労するために必要だと思うこと

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
就労できる場所が増えること	24.3	23.3	25.0	23.3	43.5
障害に応じた仕事があること	36.3	34.1	45.0	34.2	58.7
通勤時間が短いこと	6.2	6.0	5.0	8.2	2.2
通勤手段が確保されていること	11.5	9.9	16.7	11.0	15.2
勤務時間や勤務日数の調整ができること	8.2	7.1	8.3	13.7	17.4
勤務時間や勤務日数が体調に合わせて変更できること	13.1	12.2	5.0	23.3	6.5
働きながら通院できること	12.2	12.0	8.3	20.5	2.2
賃金面で満足のいく待遇が受けられること	8.9	8.1	6.7	16.4	6.5
在宅勤務ができること	5.7	5.5	1.7	8.2	2.2
職場で差別や偏見がないこと	10.6	7.4	21.7	19.2	26.1
事業主や職場の上司、同僚に障害への理解があること	17.3	16.1	18.3	27.4	56.5
職場に慣れるまで、介助や援助等が受けられること	2.2	1.6	5.0	1.4	2.2
職場がバリアフリー等に配慮されていること	3.3	3.5	3.3	1.4	0.0
職場に定着できるよう、就労、生活面を含めた相談・支援を受けられること	5.8	4.1	8.3	12.3	17.4
仕事について、職場外で相談・支援を受けられること	3.3	3.5	8.3	2.7	8.7
その他	1.5	1.6	5.0	0.0	0.0
特にない	12.0	13.8	5.0	8.2	0.0
無回答	24.5	27.2	21.7	13.7	8.7

(6) 相談・支援等について

1) 差別について

①差別を感じること

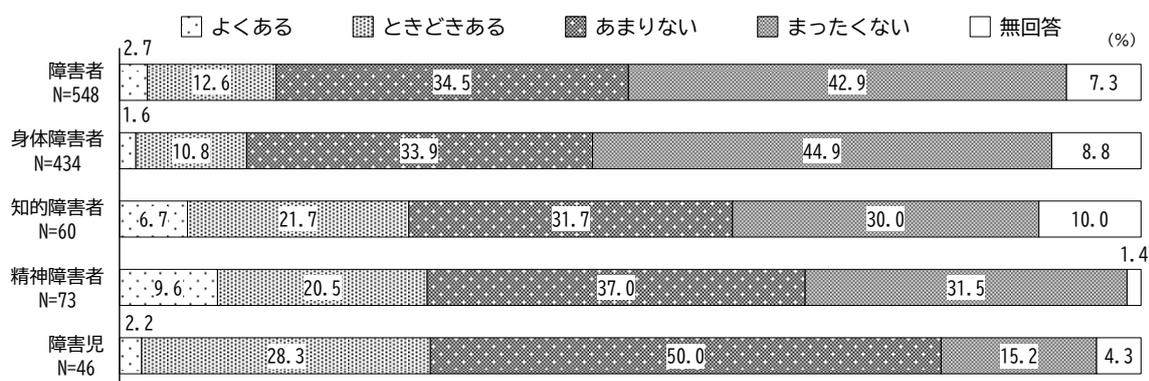
問 29 あなたは日常生活のなかで、差別を受けたり嫌な思いをしたりすることがありますか。

障害者では、「まったくない」が42.9%と最も多く、「あまりない」が34.5%でこれに続いています。

また、障害児では、「あまりない」が50.0%、「ときどきある」が28.3%で多く、「まったくない」が15.2%と少なくなっています。

障害の種類別にみると、知的障害者及び精神障害者では「よくある」、「ときどきある」という回答が身体障害者に比べて多くなっています。

図 差別を感じること



②差別を感じる場面

問 30 どのような場面で差別を受けたり、嫌な思いをしたりしましたか。(○をいくつでも)

障害者では、「人の視線」が48.8%と最も多く、「近所とのつきあい」が25.0%でこれに続いています。また、障害児では、「人の視線」が50.0%と最も多く、「教育の場」が35.7%でこれに続いています。

障害の種類別にみても、障害者全体と概ね同様の傾向となっていますが、知的障害者や精神障害者では、「人の視線」という意見が多くなっています。

図 差別を感じる場面

項目	障害者 N=84	身体障害者 N=54	知的障害者 N=17	精神障害者 N=22	障害児 N=14
仕事や収入	16.7	13.0	11.8	22.7	7.1
教育の場	4.8	5.6	11.8	4.5	35.7
進路の選択	3.6	1.9	0.0	9.1	14.3
近所とのつきあい	25.0	27.8	11.8	31.8	21.4
冠婚葬祭に出席する時	14.3	13.0	17.6	9.1	0.0
趣味活動やスポーツをする時	4.8	5.6	0.0	4.5	14.3
地区の行事や集まり	16.7	14.8	17.6	18.2	14.3
人の視線	48.8	40.7	70.6	59.1	50.0
店や病院などでの対応や態度	21.4	22.2	23.5	27.3	21.4
公的機関の職員の対応や態度	9.5	3.7	11.8	18.2	0.0
交通機関の利用	15.5	22.2	5.9	4.5	7.1
その他	10.7	13.0	0.0	9.1	7.1
無回答	3.6	3.7	5.9	0.0	0.0

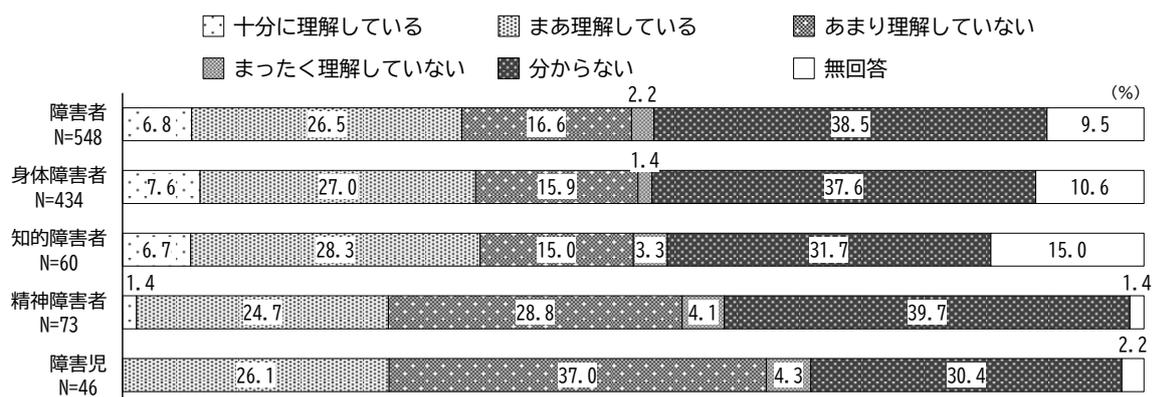
③地域の人の障害に対する理解

問 31 地域の人の障害に対する理解について、あなたはどのように感じていますか。

「十分に理解している」、「まあ理解している」と回答した方の割合は、障害者で33.3%、障害児で26.1%となっています。

障害の種類別にみても概ね同様の傾向となっていますが、精神障害者では身体障害者及び知的障害者に比べて「十分に理解している」と回答した割合が低くなっています。

図 地域の人の障害に対する理解



2) 困っていること不安に思っていること

問 32 現在の生活で、困っていることや不安に思っていることがありますか。(○をいくつでも)

障害者では、「自分の健康や体力に自信がない」が 33.0%と最も多く、「家族など介助者の健康状態が心配」が 25.0%でこれに続いています。

また、障害児では、「特にない」が 32.6%と最も多く、「ひとりでの外出が不安」が 23.9%、「将来生活する場所に不安がある」が 21.7%でこれに続いています。

障害の種類別にみると、精神障害者では、この他に「十分な収入が得られない」(32.9%)、「交通機関の利用が不便、不安」(20.5%)といった回答が多くなっています。

図 困っていることや不安に思っていること

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
介助や支援をしてくれる人がいない	3.6	3.7	1.7	4.1	6.5
結婚できない、結婚生活が続かない	2.4	0.9	6.7	8.2	4.3
親友・友人がいない	7.8	6.2	13.3	13.7	19.6
一緒に暮らす人がいない	1.8	1.8	0.0	2.7	2.2
働くところがない	4.4	3.0	0.0	16.4	8.7
十分な収入が得られない	10.2	7.4	5.0	32.9	8.7
障害が軽度のため年金が受けられない	3.8	2.8	1.7	12.3	4.3
趣味や生きがいが見つけれない	6.0	5.5	6.7	11.0	0.0
生活するうえで必要な情報を得られない	3.6	3.0	1.7	9.6	13.0
自分の健康や体力に自信がない	33.0	35.5	11.7	35.6	4.3
家族など介助者の健康状態が心配	25.0	25.3	25.0	20.5	8.7
同居の家族との関係	4.9	3.9	3.3	12.3	4.3
地域の人との関係	5.5	5.1	5.0	9.6	10.9
ひとりでの外出が不安	13.9	14.5	13.3	13.7	23.9
交通機関の利用が不便、不安	15.1	14.5	11.7	20.5	15.2
街中や交通機関の案内がわかりにくい	4.0	3.9	3.3	5.5	4.3
行き場がない	6.2	5.1	13.3	11.0	6.5
将来生活する場所に不安がある	12.2	10.6	18.3	23.3	21.7
必要な保健・福祉サービス等が受けられない	2.4	2.5	0.0	2.7	2.2
その他	4.0	3.5	5.0	6.8	2.2
特にない	24.5	24.4	30.0	13.7	32.6
無回答	8.9	10.6	8.3	4.1	0.0

3) 主な相談相手

問33 あなたが困っていることや不安に思っていることを相談するのはどなたですか。(○を3つまで)

障害者、障害児ともに「家族・親戚」が最も多くなっています。

障害者では、「家族・親戚」が77.4%で、「病院の医師」(29.6%)や「友人、知人、近所の人」(19.2%)がこれに続いています。

障害児では、「家族・親戚」が84.8%で、「サービスを利用している施設、事業所など」(39.1%)や「保育所、幼稚園、認定こども園、学校」(26.1%)がこれに続いています。

障害の種類別にみても概ね同様の傾向となっていますが、知的障害者では「サービスを利用している施設、事業所など」の割合が多くなっています。

図 主な相談相手

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
家族・親戚	77.4	78.3	70.0	72.6	84.8
友人、知人、近所の人	19.2	20.0	10.0	15.1	8.7
保育所、幼稚園、認定こども園、学校	0.5	0.0	3.3	0.0	26.1
職場の仲間や上司	4.0	3.5	8.3	5.5	0.0
病院の医師	29.6	29.5	11.7	47.9	15.2
看護師や医療相談員など	7.1	6.5	1.7	12.3	0.0
ホームヘルパー・ケアマネジャー	8.6	9.9	5.0	5.5	2.2
サービスを利用している施設、事業所など	9.5	6.5	30.0	13.7	39.1
計画相談員	2.7	1.4	8.3	4.1	15.2
相談支援事業所	3.1	1.2	11.7	8.2	4.3
市役所	5.3	6.0	5.0	2.7	0.0
社会福祉協議会	4.0	2.8	8.3	8.2	0.0
身体障害者相談員・知的障害者相談員	2.0	1.4	6.7	1.4	2.2
民生委員・児童委員	2.2	2.5	0.0	1.4	0.0
障害者(児)の団体	0.7	0.2	3.3	1.4	2.2
インターネット	4.0	4.1	1.7	6.8	2.2
その他	1.6	1.4	5.0	1.4	2.2
相談できる人はいない	2.9	2.5	0.0	5.5	0.0
無回答	6.9	8.5	11.7	1.4	6.5

4) 相談するときには不満なこと、困っていること

問 34 あなたは、相談するときや相談したいときなどで、不満に思っていることや困っていることはありますか。(○をいくつでも)

障害者、障害児ともに「特にない」が最も多い一方、「どこ（誰）に相談していいかわからない」や「相談しても満足いく回答が得られない」との意見も多くなっています。

なお、障害の種類別にみても概ね同様の結果となっています。

図 相談するときには不満なこと、困っていること

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
相談できる人がいない	8.0	8.1	3.3	13.7	8.7
住んでいる地域に相談できる場所がない	5.1	4.4	3.3	13.7	6.5
夜間や休日などに相談する場所がない	7.5	7.4	1.7	13.7	6.5
どこ（誰）に相談していいかわからない	12.6	12.2	15.0	15.1	26.1
相談を十分に聞いてくれない	3.1	2.1	3.3	12.3	2.2
相談しても満足いく回答が得られない	11.1	9.2	11.7	23.3	23.9
プライバシーの保護に不安がある	7.8	7.8	3.3	9.6	6.5
その他	1.1	1.2	1.7	1.4	2.2
特にない	52.7	52.8	55.0	42.5	41.3
無回答	12.4	14.1	13.3	6.8	4.3

5) 希望する意思疎通支援

問 35 障害特性に配慮した意思疎通支援について、どのような支援を希望しますか。(○をいくつでも)

障害者、障害児ともに「特にない」が最も多いですが、障害者では「代筆」や「代読」、障害児では「要約筆記」や「手話通訳」が上位に挙げられています。

なお、障害の種類別にみても同様の結果となっています。

図 希望する意思疎通支援

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
手話通訳	3.6	3.5	1.7	1.4	8.7
要約筆記	4.2	4.1	1.7	5.5	10.9
代筆	9.9	10.1	5.0	5.5	6.5
代読	5.5	5.1	5.0	4.1	6.5
触手話	0.9	0.2	0.0	1.4	2.2
指点字	1.3	0.7	0.0	1.4	2.2
特にない	65.0	63.8	63.3	74.0	65.2
その他	2.9	2.1	6.7	6.8	8.7
無回答	17.3	19.1	21.7	9.6	13.0

6) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」について

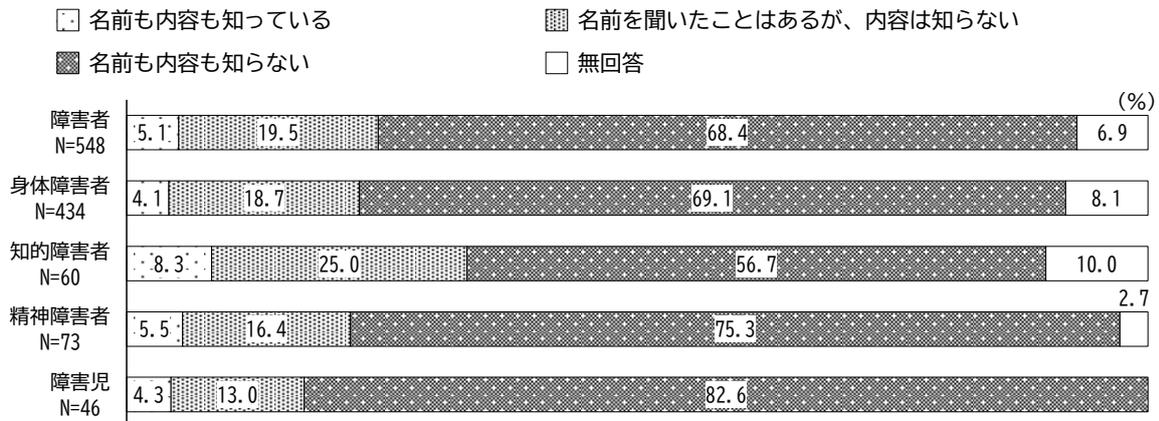
①事業の周知状況

問 36-① 「かけはし」を知っていますか。

障害者、障害児ともに「名前も内容も知っている」と回答した方は5%程度に留まり、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」、「名前も内容も知らない」という回答が大半を占めています。

なお、障害の種類別にみても同様の結果となっています。

図 事業の周知状況



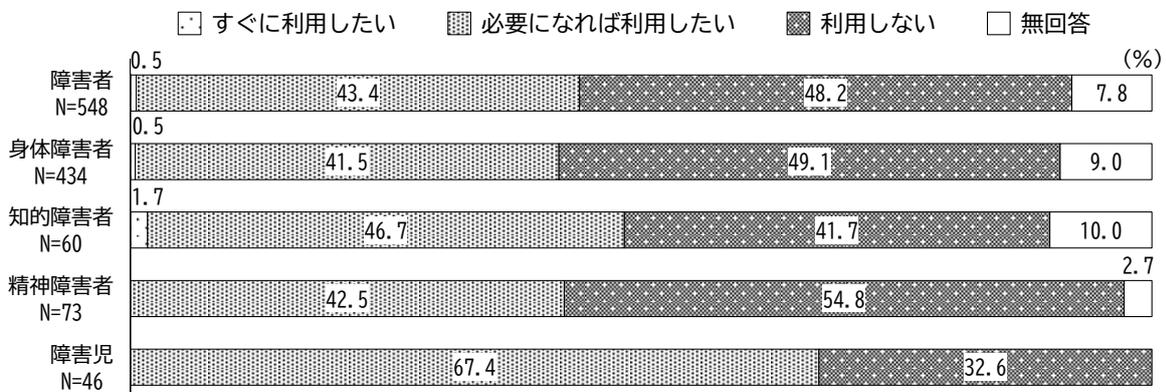
②利用意向

問 36-② 「かけはし」を今後利用したいと思いますか。

障害者では約4割の方が、障害児では約7割の方が「すぐに利用したい」または「必要になれば利用したい」と回答しています。

なお、障害の種類別にみても同様の結果となっています。

図 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用意向



7) 成年後見制度について

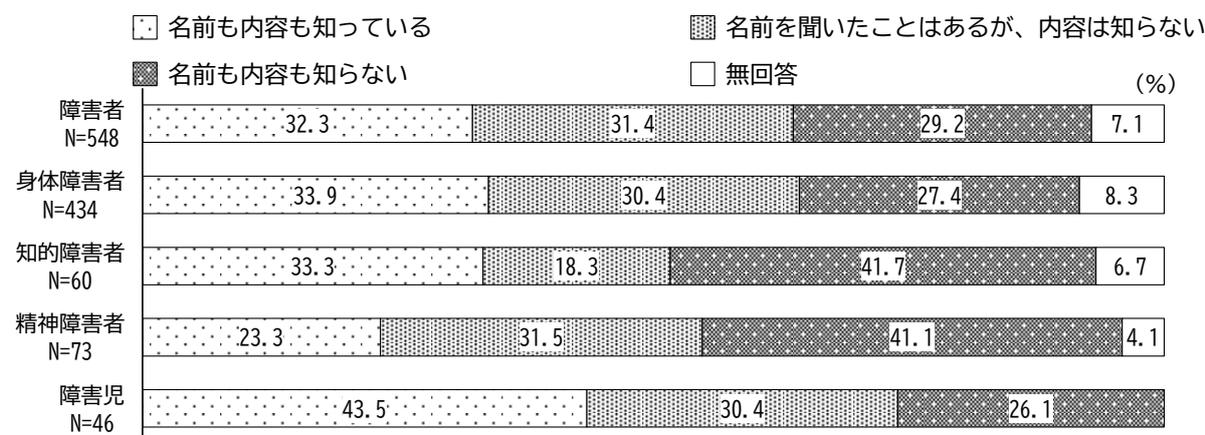
①制度の周知状況

問 37-① 成年後見制度を知っていますか。

「名前も内容も知っている」と回答した方は、障害者で 32.3%、障害児で 43.5%となっています。

障害の種類別にみると、精神障害者では身体障害者及び知的障害者に比べて「名前も内容も知っている」と回答した方の割合が低くなっています。

図 成年後見制度の周知状況



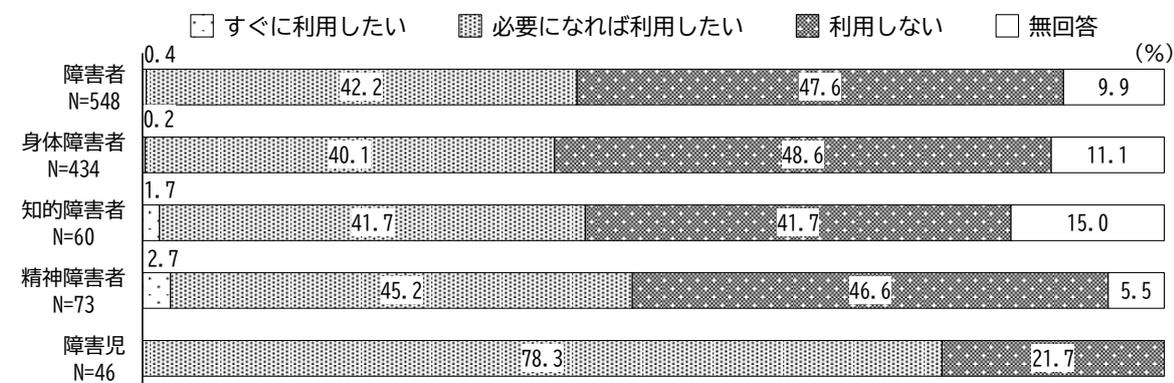
②利用意向

問 37-② 成年後見制度を今後利用したいと思いますか。

「必要になれば利用したい」という回答は、障害者で 42.2%、障害児で 78.3%となっています。

なお、障害の種類別にみても障害者全体と同様の結果となっています。

図 成年後見制度の利用意向

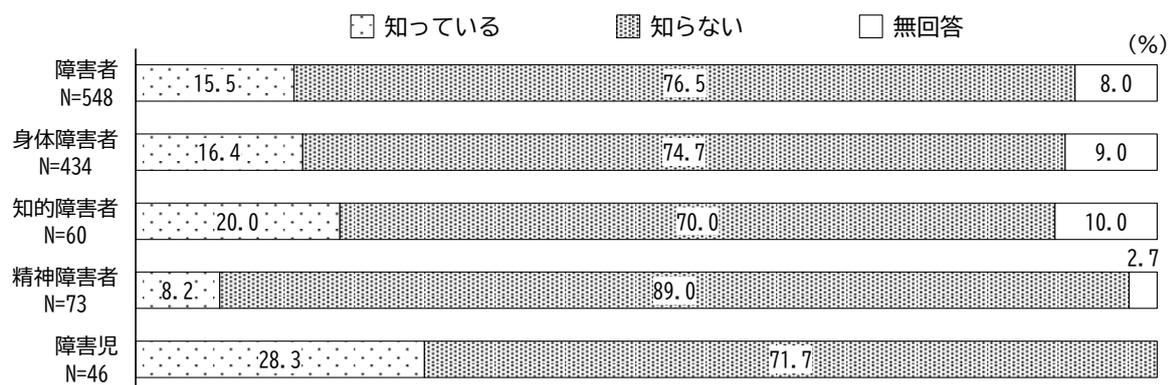


8) 障害者等への虐待に関する相談窓口の周知状況

問 38 あなたは、障害者虐待に関する相談窓口を知っていますか。

「知っている」と回答した方は、障害者で15.5%、障害児で28.3%となっています。障害の種類別にみると、精神障害者では身体障害者及び知的障害者に比べて「知っている」と回答した方の割合が低くなっています。

図 障害者等への虐待に関する相談窓口の周知状況



(7) 地域防災

1) 災害時に困ること、不安なこと

問 39 あなたが火事や地震等の災害時に困ることや不安に思うことは何ですか。(○をいくつでも)

障害者では、「避難先の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が41.6%と最も多く、「安全な所まで、すぐに避難できない」(34.7%)や「投薬や治療が受けられない」(26.6%)がこれに続いています。

また、障害児では、「救助を求めることができない」が45.7%と最も多く、「安全な所まで、すぐに避難できない」や「周囲とコミュニケーションがとれない」(いずれも39.1%)がこれに続いています。

障害の種類別にみると、身体障害者では「避難先の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が、知的障害者では「周囲とコミュニケーションがとれない」が、精神障害者では「投薬や治療が受けられない」が最も多くなっています。

図 災害時に困ること、不安なこと

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
救助を求めることができない	13.3	12.4	26.7	16.4	45.7
安全な所まで、すぐに避難できない	34.7	37.1	35.0	27.4	39.1
被害状況、避難場所等の情報がわからない	15.3	14.7	25.0	20.5	28.3
介助してくれる人がいない	7.3	7.8	6.7	6.8	8.7
投薬や治療が受けられない	26.6	28.3	16.7	32.9	15.2
医療的ケアが受けられない	15.7	17.5	3.3	19.2	8.7
補装具や日常生活用具が入手できなくなる	9.9	11.8	1.7	8.2	4.3
補装具の使用が困難になる	7.3	9.0	3.3	4.1	2.2
避難先の設備（トイレ等）や生活環境が不安	41.6	44.7	36.7	30.1	26.1
周囲とコミュニケーションがとれない	15.0	12.0	43.3	23.3	39.1
その他	2.4	2.1	5.0	4.1	0.0
特にない	22.8	21.2	25.0	26.0	17.4
無回答	8.6	9.7	10.0	4.1	0.0

(8) 障害福祉サービス等について

問 40 あなたは、障害支援区分認定を受けていますか。

障害者、障害児ともに「受けていない」が最も多く、障害者で73.5%、障害児で87.0%に上っています。

障害の種類別にみると、知的障害者において障害支援区分認定を受けている方の割合が多くなっています。

図 障害支援区分の認定状況

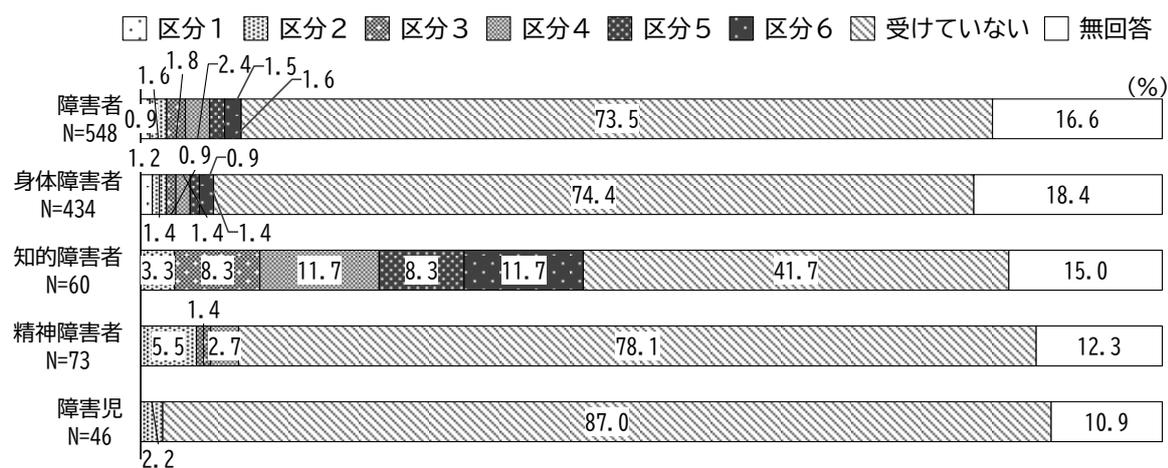


図 障害支援区分の認定状況

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
区分1	0.9	1.2	0.0	0.0	0.0
区分2	1.6	1.4	3.3	5.5	2.2
区分3	1.8	0.9	8.3	1.4	0.0
区分4	2.4	1.4	11.7	2.7	0.0
区分5	1.5	0.9	8.3	0.0	0.0
区分6	1.6	1.4	11.7	0.0	0.0
受けていない	73.5	74.4	41.7	78.1	87.0
無回答	16.6	18.4	15.0	12.3	10.9

(9) 障害児を対象としたサービスについて

1) 「放課後等デイサービス」の利用について

①現在の利用状況

問 43-① 現在、「放課後等デイサービス」を利用していますか。(○をいくつでも)

障害児を対象に放課後等デイサービスの利用有無を質問したところ、「大竹市内の事業所を利用している」が67.7%と最も多く、「大竹市外の事業所を利用している」が25.8%、「利用していない」が22.6%でこれに続いています。

図 「放課後等デイサービス」の利用状況

項目	障害児 N=31
大竹市内の事業所を利用している	67.7
大竹市外の事業所を利用している	25.8
利用していない	22.6
無回答	0.0

※未就学児は除く。

②「放課後等デイサービス」に希望すること

問 43-② あなたは、「放課後等デイサービス」を利用しやすくするために、どのようなことを希望しますか。(○を3つまで)

「子どもの状態に応じた療育、プログラムが受けられるようにしてほしい」が56.5%と最も多く、以下、「学校との連携を図ってほしい」が47.8%、「大竹市内に事業所を増やしてほしい」が37.0%、「専門的な知識や技能をもった職員を配置してほしい」が34.8%となっています。

図 「放課後等デイサービス」に希望すること

項目	障害児 N=46
大竹市内に事業所を増やしてほしい	37.0
サービスについての情報提供を充実してほしい	19.6
利用申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい	10.9
利用日数、利用時間を増やしてほしい	21.7
子どもの状態に応じた療育、プログラムが受けられるようにしてほしい	56.5
施設や設備のバリアフリー化などに配慮してほしい	0.0
専門的な知識や技能をもった職員を配置してほしい	34.8
学校との連携を図ってほしい	47.8
その他	6.5
特にない	8.7
無回答	4.3

2) 「児童発達支援」について

①現在の利用状況

問 44-① 現在、「児童発達支援」を利用していますか。(○をいくつでも)

障害児を対象に児童発達支援の利用有無を質問したところ、「利用していない」が 54.3%と最も多く、以下、「大竹市内の事業所を利用している」が 26.1%、「大竹市外の事業所を利用している」が 23.9%となっています。

図 「児童発達支援」の利用状況

項目	障害児 N=46
大竹市内の事業所を利用している	26.1
大竹市外の事業所を利用している	23.9
利用していない	54.3
無回答	2.2

②「児童発達支援」に希望すること

問 44-② あなたは、「児童発達支援」を利用しやすくするために、どのようなことを希望しますか。(○を3つまで)

「保育所、学校等との連携を図ってほしい」が 47.8%と最も多く、以下「子どもの状態に応じた療育、プログラムが受けられるようにしてほしい」が 45.7%、「大竹市内に事業所を増やしてほしい」が 37.0%となっています。

図 「児童発達支援」に希望すること

項目	障害児 N=46
大竹市内に事業所を増やしてほしい	37.0
サービスについての情報提供を充実してほしい	17.4
利用申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい	13.0
利用日数、利用時間を増やしてほしい	6.5
子どもの状態に応じた療育、プログラムが受けられるようにしてほしい	45.7
施設や設備のバリアフリー化などに配慮してほしい	0.0
専門的な知識や技能をもった職員を配置してほしい	17.4
保育所、学校等との連携を図ってほしい	47.8
その他	2.2
特にない	17.4
無回答	10.9

(10) 障害福祉サービス等に関する満足度等

1) 障害福祉サービス等に対する満足度

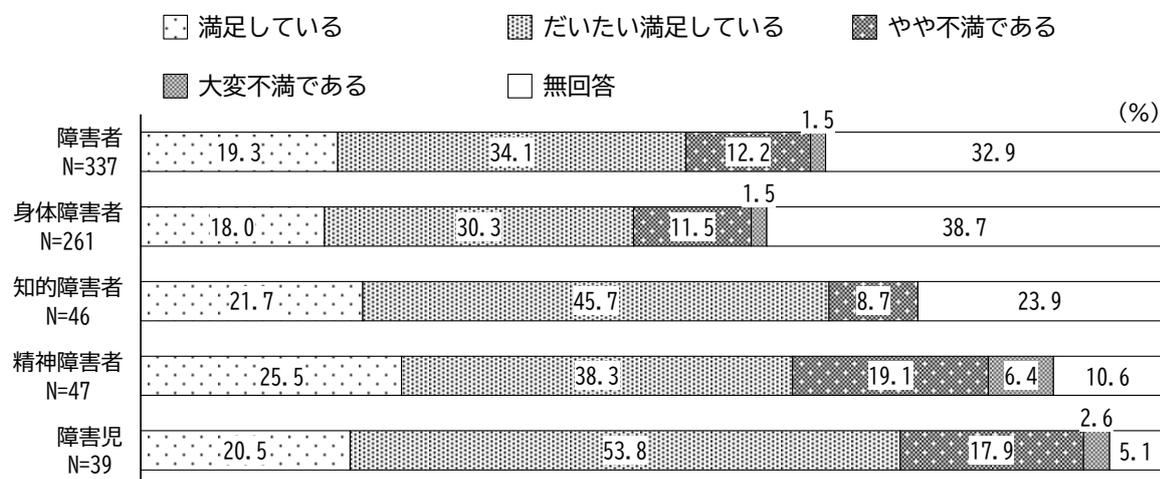
問 47 あなたは、利用している障害福祉サービス等について、満足していますか。

障害者では、「満足している」、「だいたい満足している」の合計が 53.4%で半数以上となっており、「やや不満である」、「大変不満である」の合計が 13.7%となっています。

また、障害児では、「満足している」、「だいたい満足している」の合計が 74.3%と 7 割を超えており、「やや不満である」、「大変不満である」の合計が 20.5%となっています。

障害の種類別にみると、精神障害者では身体障害者や知的障害者に比べて「やや不満である」、「大変不満である」と回答した方の割合が多くなっています。

図 障害福祉サービス等に対する満足度



※「何も利用していない」の回答者は除く。

2) 障害福祉サービス等を利用して良かったこと

問 48 障害福祉サービス等を利用して良かったこと、満足していることは何ですか。(○をいくつでも)

障害者では、「安心して在宅生活を送ることができるようになった」が38.9%と最も多く、「外出する機会が増えた」(25.0%)や「通所先での交流など、人との関わりが増えた」(23.3%)がこれに続いています。

また、障害児では、「通所先での交流など、人との関わりが増えた」が44.8%と最も多く、「子育ての負担が軽くなった」(41.4%)がこれに続いています。

障害の種類別にみると、身体障害者では「安心して在宅生活を送ることができるようになった」、知的障害者では「通所先での交流など、人との関わりが増えた」、精神障害者では「通所先での交流など、人との関わりが増えた」及び「相談相手のできたので、不安や心配ごとが減った」が最も多くなっています。

図 障害福祉サービス等を利用して良かったこと

項目	障害者 N=180	身体障害者 N=126	知的障害者 N=31	精神障害者 N=30	障害児 N=29
安心して在宅生活を送ることができるようになった	38.9	44.4	22.6	30.0	10.3
以前に比べて、身の回りのことができるようになった	8.9	10.3	3.2	16.7	24.1
外出する機会が増えた	25.0	19.8	29.0	36.7	20.7
趣味などの活動やスポーツ活動などを通じて、生きがいもてるようになった	12.8	11.1	6.5	30.0	10.3
通所先での交流など、人との関わりが増えた	23.3	14.3	38.7	40.0	44.8
仕事に就くことができた	10.0	4.8	16.1	36.7	6.9
相談相手のできたので、不安や心配ごとが減った	18.3	10.3	29.0	40.0	24.1
介助者の負担が軽くなった	17.8	21.4	19.4	0.0	13.8
子育ての負担が軽くなった	2.2	0.0	0.0	0.0	41.4
その他	11.7	14.3	9.7	6.7	6.9
無回答	6.7	9.5	3.2	3.3	0.0

3) 障害福祉サービス等に対して不満に思うこと

問 49 障害者福祉サービス等を利用して不満に思われたことは何ですか。(○をいくつでも)

障害者では、「どんなサービスがあるのかわからない」が41.3%と最も多く、「身近なところでサービスを利用できない」(32.6%)、「自分に合うサービスがわからない」(28.3%)がこれに続いています。

また、障害児では、「サービス内容に関する情報が少ない」が87.5%と最も多く、「自分に合うサービスがわからない」(62.5%)や「どんなサービスがあるのかわからない」(50.0%)がこれに続いています。

このように、障害者、障害児のいずれにおいても、障害福祉サービス等の不満足理由として、情報に関する問題が多く挙げられています。

なお、障害の種類別にみると、知的障害者では「利用回数・時間などに制限がある」や「費用が高い」、精神障害者では「相談や手続きに時間がかかる」と回答した方の割合も多くなっています。

(※知的障害者及び障害児のサンプル数が少ないため、データの取扱いに留意が必要。)

図 障害福祉サービス等に対して不満に思うこと

項目	障害者 N=46	身体障害者 N=34	知的障害者 N=4 ※	精神障害者 N=12	障害児 N=8 ※
身近なところでサービスを利用できない	32.6	35.3	75.0	16.7	37.5
自分に合うサービスがわからない	28.3	23.5	0.0	41.7	62.5
どんなサービスがあるのかわからない	41.3	47.1	0.0	50.0	50.0
利用回数・時間などに制限がある	23.9	23.5	50.0	8.3	37.5
利用したい日・時間に利用できない	10.9	11.8	0.0	8.3	12.5
費用が高い	19.6	17.6	50.0	25.0	25.0
急な変更に応じてもらえない	10.9	8.8	0.0	16.7	0.0
事業所等の担当者の知識・経験不足	17.4	14.7	0.0	25.0	12.5
事業所等の担当者の対応が良くない	6.5	5.9	25.0	0.0	12.5
サービス内容に関する情報が少ない	26.1	26.5	0.0	25.0	87.5
相談や手続きに時間がかかる	19.6	14.7	0.0	33.3	12.5
障害支援区分の認定に疑問がある	13.0	11.8	0.0	25.0	0.0
介護保険への移行に伴う事業所の変更など	4.3	5.9	0.0	8.3	0.0
その他	13.0	11.8	0.0	16.7	0.0
無回答	6.5	8.8	0.0	0.0	0.0

※サンプル数が少ないため留意が必要。

4) 福祉サービス等に関する情報入手先

問 50 あなたは、福祉サービス等に関する情報を主にどこから入手していますか。(○を3つまで)

障害者では、「市の広報紙」が 20.1%と最も多く、「家族・親戚」や「市役所」(いずれも 19.7%) がこれに続いています。

また、障害児では、「サービスを利用している施設、事業所など」が 37.0%と最も多く、「相談支援事業所」や「市役所」(いずれも 26.1%) がこれに続いています。

なお、障害の種類別にみると、身体障害者では「市の広報紙」、知的障害者では「家族・親戚」、精神障害者では「病院」と回答した方の割合が最も多くなっています。

図 障害福祉サービス等に関する情報入手先

項目	障害者 N=548	身体障害者 N=434	知的障害者 N=60	精神障害者 N=73	障害児 N=46
家族・親戚	19.7	18.2	26.7	27.4	15.2
友人、知人、近所の人	8.9	9.4	3.3	4.1	21.7
保育所、幼稚園、認定こども園、学校	0.2	0.0	0.0	0.0	21.7
病院	16.1	14.1	10.0	31.5	2.2
サービスを利用している施設、事業所など	10.8	8.1	20.0	13.7	37.0
ホームヘルパー・ケアマネージャー	10.8	11.5	11.7	5.5	0.0
相談支援事業所	5.7	2.8	15.0	12.3	26.1
計画相談員	2.9	1.4	8.3	6.8	15.2
市役所	19.7	20.0	13.3	26.0	26.1
社会福祉協議会	6.4	5.3	10.0	11.0	10.9
民生委員・児童委員	1.6	1.8	0.0	0.0	0.0
身体障害者相談員・知的障害者相談員	0.9	0.7	1.7	1.4	2.2
障害者(児)の団体	1.3	0.9	3.3	1.4	2.2
市の広報紙	20.1	22.8	5.0	12.3	0.0
テレビ、ラジオ、新聞、雑誌	9.9	11.3	5.0	4.1	0.0
インターネット	7.1	6.0	3.3	15.1	19.6
その他	0.4	0.2	0.0	1.4	4.3
特にない	10.6	11.1	11.7	9.6	2.2
無回答	16.8	18.2	28.3	8.2	6.5



4-2. 関係団体等の意向調査結果

障害者関係団体、障害福祉サービス提供事業所の障害福祉に関する意見、意向等を把握し、計画策定のための基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

4-2-1. 調査の概要

調査の概要は次のとおりです。

	関係団体	障害福祉サービス提供事業所
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の概要 ・障害福祉政策に関する 8 つの目標設定分野に関する現状の問題点と考えられる対策 <p>【8 つの目標設定分野】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①福祉施設入所者の地域生活への移行 ②地域生活支援の充実 ③福祉施設から一般就労への移行等 ④障害児支援の提供体制の整備等 ⑤相談支援体制の充実・強化等 ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ⑦障害者等に対する虐待の防止 ⑧障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・団体の活動や運営に関する要望等 ・自由意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の概要 ・サービス実施状況と今後の方針 ・サービスの定員増等が進まない理由 ・利用者の受入れができなかった経験の有無 ・改善したい経営上の課題 ・職員の定着を図るための取組 ・行政関係機関からの必要な支援 ・サービス向上のために実施している取組 ・災害計画マニュアル等の整備 ・防犯対策の実施状況 ・障害者等への虐待防止対策
調査対象	市内で活動する関係団体：24 団体	市内のサービス提供事業所：19 事業所
調査方法	調査票の郵送配布、郵送回収	調査票の郵送配布、郵送回収
調査期間	令和 5 年 9 月 23 日～10 月 19 日	令和 5 年 9 月 23 日～10 月 19 日
回収数	<ul style="list-style-type: none"> ・配布：24 団体、回収：17 団体 ・回収率：70.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・配布：19 事業所、回収：12 事業所 ・回収率：63.2%

4-2-2. 調査結果の概要（関係団体）

関係団体に対し、障害福祉政策の 8 つの目標設定分野に関する現状の問題点についてアンケートを行った結果の概要は次のとおりです。

(1) 「目標①福祉施設入所者の地域生活への移行」に関する問題点

- 国の障害福祉計画にも施設入所の定員削減を謳っているように、方針としては地域移行だが、入所自体もなかなかできない状況の中で一足飛びに地域生活への移行は困難。
- 施設入所者は長く施設にいて、自立生活ができるような訓練をするよりも職員にしてもらう生活になってしまうことが多いため、別の場所の生活を考えることができず、情報提供もされていない。
- 障害者が地域で生活できる基盤、風潮、文化、社会資源、サービス事業所の充実が伴わないと、地域生活への移行は今後も進まない。
- 精神障害者の方への対応が厳しい場合が多く、地域生活への移行に対する本人、家族、地域の抵抗がある。

(2) 「目標②地域生活支援の充実」に関する問題点

- サービス種別に応じた福祉サービス事業所の設置が十分でなく、また、休日や夜間に利用できる場所がない。
- 福祉人材が不足している。
- 中度難聴者にも聞こえの障害で困っている方がいる。
- 様々な状況の障害者が困っている実態が分かっていない。
- 地域における支援の輪が広がっていない。

(3) 「目標③福祉施設から一般就労への移行等」に関する問題点

- 就労継続支援（B型＝非雇用型）の利用者、事業者の双方が就業を目指していない。
- B型事業所において、一般就労に向かう人に対する訓練メニューが作れていない。
- 障害者雇用や障害者の活躍等に関する情報が不足している。
- 障がい者就労・生活支援センターが市内に存在しないため、市内の状況把握が困難。
- 大竹市内に移行支援の事業所が少ない。
- 企業の理解不足もあり、障害者にやる気があっても受け入れられるわけではないという状況がある。
- 精神障害の人は日々心身状態が変動し、週 5 日の通所が難しい人がいるので A 型利用も難しい。

(4) 「目標④障害児支援の提供体制の整備等」に関する問題点

- 学校と支援者の連携が取れていない。
- 強度行動障害の児童の受入れ拒否があるなど、障害児の受入れ先が不足。
- 土日や祝日、家庭の事情で障害児の世話が難しいときなどの支援先が不足。
- 有資格者の確保が困難。
- 難聴児への保育所や教育機関の理解不足。
- 情報保障者が不足しており、手話ができる先生や加配が必要。
- 児童の通所場面でも「将来の働く場面」を保護者や本人と話していき少しずつでも「なりたい自分」を目標に取り組めたらよい（悪い点、できていない面だけにとらわれず良い面に目を向ける支援）。

(5) 「目標⑤相談支援体制の充実・強化等」に関する問題点

- 相談支援事業所の利用促進に向けた情報が不足している。
- 相談支援事業所のスキルアップが必要。
- 事業所の長短所の把握とフォロー体制が必要。
- 24時間相談をすることがない。
- 窓口で手話対応ができない。

(6) 「目標⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に関する問題点

- 専門人材の不足。
- 外出支援のタクシー・バス助成券の対象拡充。
- 当事者及び当事者ニーズのきめ細かな把握が十分でない。
- 横断的に事業所を繋いで課題を共有化する機関が弱い。
- 市の相談支援員の雇用期間が短くて障害当事者や支援者との人間関係の蓄積ができない。
- 当事者に必要な情報が、都度届いていない。
- 窓口で手話対応ができない。

(7) 「目標⑦障害者等に対する虐待の防止」に関する問題点

- 虐待に対する理解・教育が十分ではない。
- ろう者は聞こえないのに、手話ではなく言葉で怒鳴られたりする事があるが、これは虐待である。
- 関連する法律について学び続ける機会が少ない。
- 小さい虐待は事業所でも家庭でもあると思うが、実態が十分に把握できていない。
- 就労の場等では虐待を受けても当事者から言い出しにくい。
- 地域での見守り体制が十分でない。
- 一般家庭で起きる虐待を防ぐのは難しいのではと感じられる。

(8) 「目標⑧障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進」に関する問題点

- 障害者が、地域で暮らすなら地域での関係づくりも大切だが、自治会等での啓発がされていないので、理解されていないと感じる。
- 交通機関、病院窓口等の公共施設窓口において手話や文字での意思疎通ができない。
- 知的能力に障害や支障がある人にとって、理解して情報を取得することは非常に困難。
- 情報の取得の難しさについて理解してもらうのは非常に難しい。
- 福祉サービス利用までのハードルが高い。
- 市からの書類等ユニバーサルデザインが徹底されていない。
- 大竹市では手話通訳士はいないと聞いている。
- 意思疎通に関しては、手話ができる人はあまりいないため、筆談がメインになる傾向がある。
- 難聴者・中途失聴者の主なコミュニケーション手段は文字情報だが、要約筆記派遣事業の利用者が少ない。

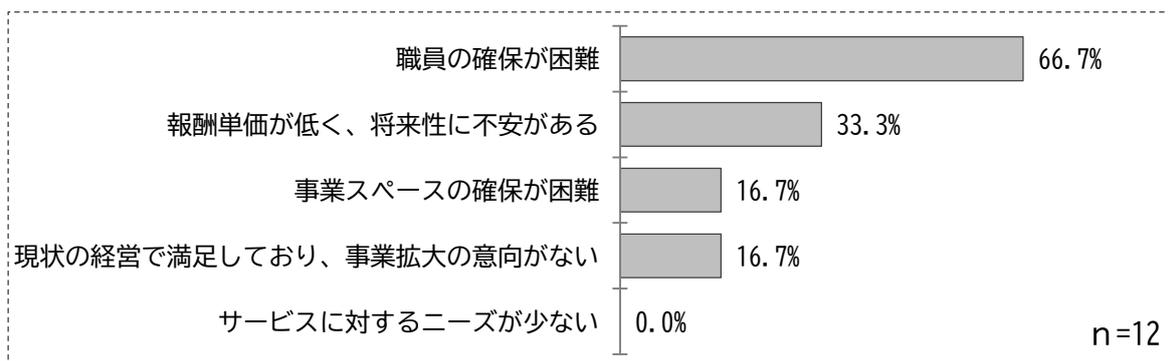
4-2-3. 調査結果の概要（障害福祉サービス提供事業者）

障害福祉サービス提供事業者に対するアンケート結果の概要は次のとおりです。

(1) サービスの定員増等が進まない理由（複数選択可）

「職員の確保が困難」が66.7%と最も多く、以下、「報酬単価が低く、将来性に不安がある」が33.3%、「事業スペースの確保が困難」、「現状の経営で満足しており、事業拡大の意向がない」がいずれも16.7%となっています。

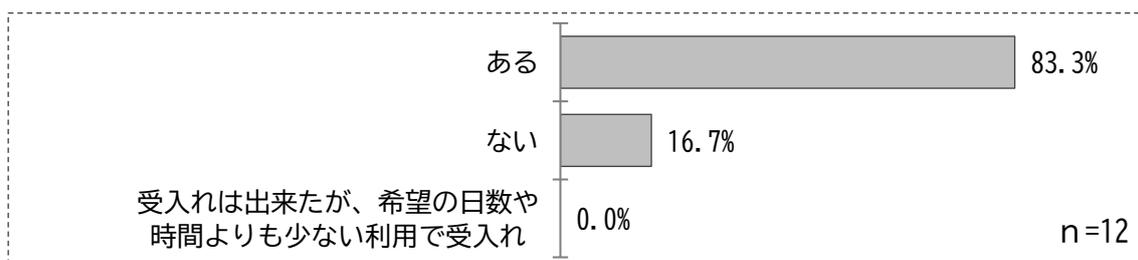
図 サービスの定員増等が進まない理由



(2) 利用者の受入れができなかった経験の有無

「ある」と回答した事業者が83.3%に上っています。

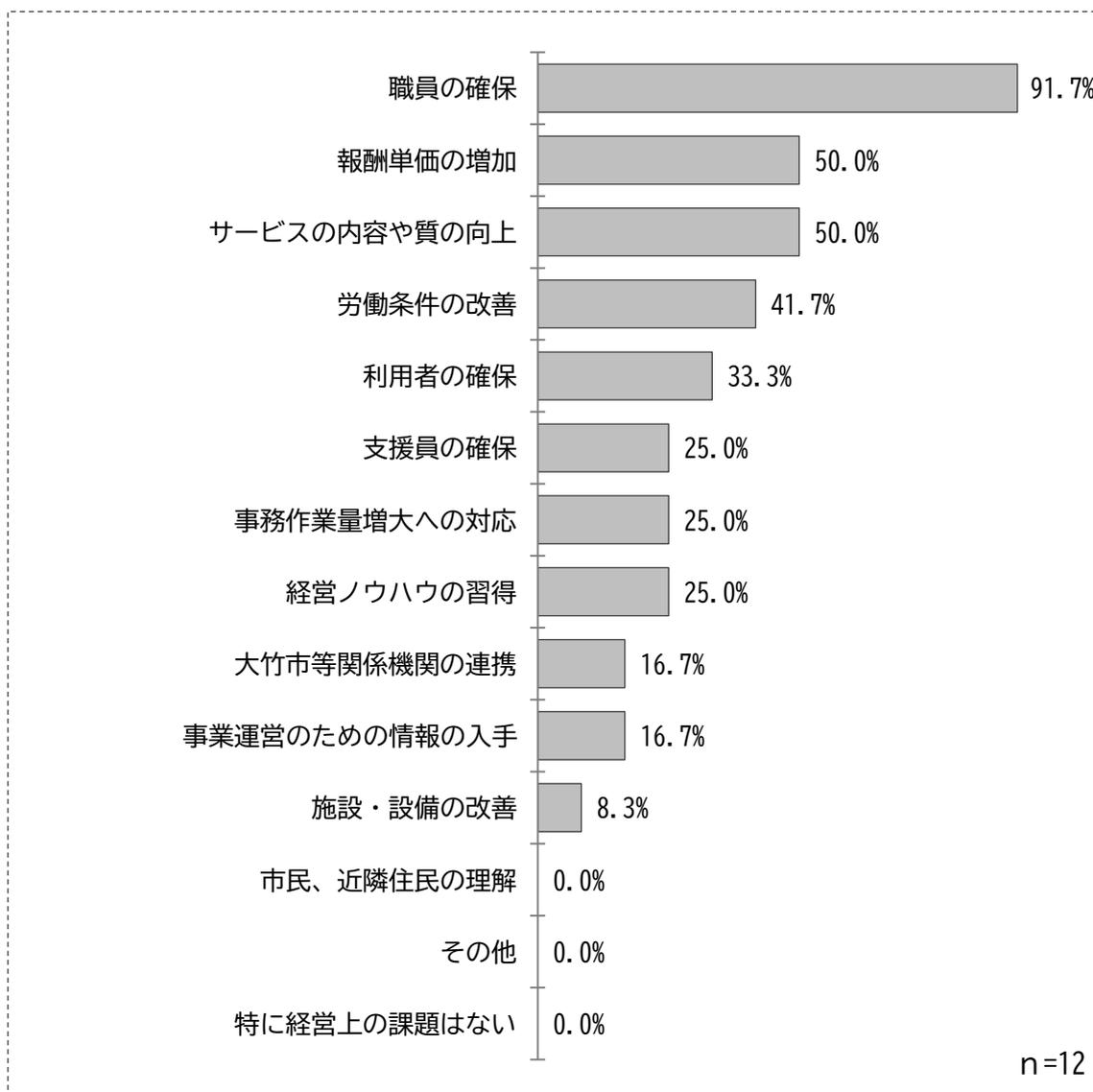
図 利用者の受入れができなかった経験の有無



(3) 改善したい経営上の課題（複数選択可）

「職員の確保」が91.7%と最も多く、以下、「報酬単価の増加」及び「サービスの内容や質の向上」がいずれも50.0%、「労働条件の改善」が41.7%となっています。

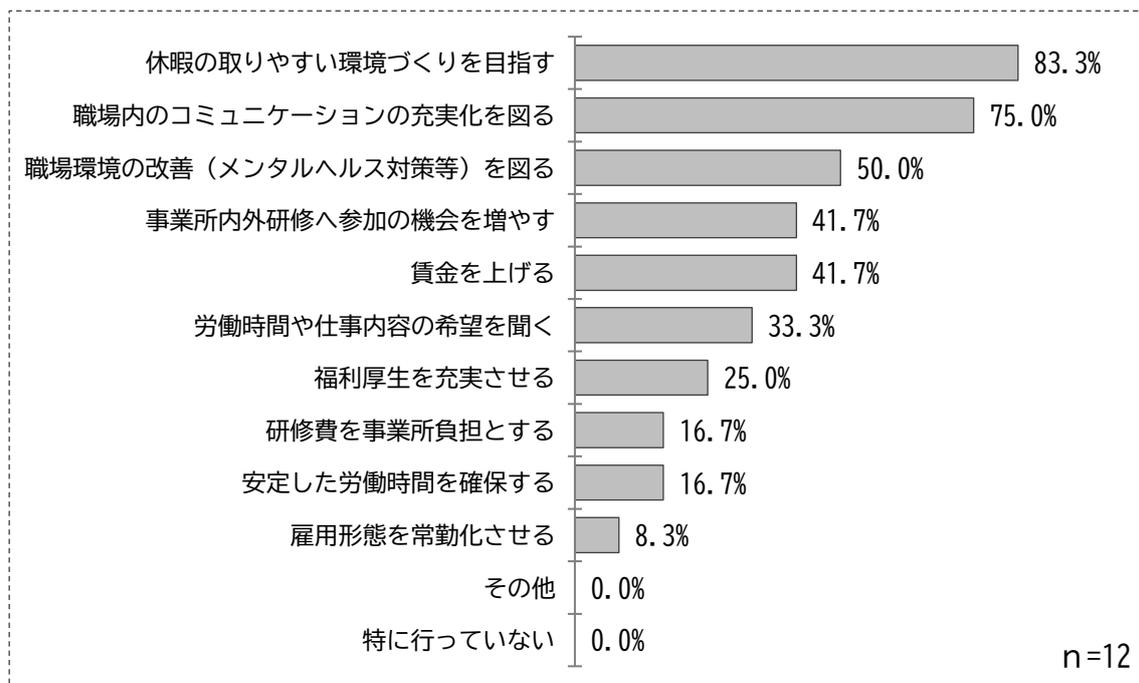
図 改善したい経営上の課題



(4) 職員の定着を図るための取組（複数選択可）

「休暇の取りやすい環境づくりを目指す」が83.3%と最も多く、以下、「職場内のコミュニケーションの充実化を図る」が75.0%、「職場環境の改善（メンタルヘルス対策等）を図る」が50.0%となっています。

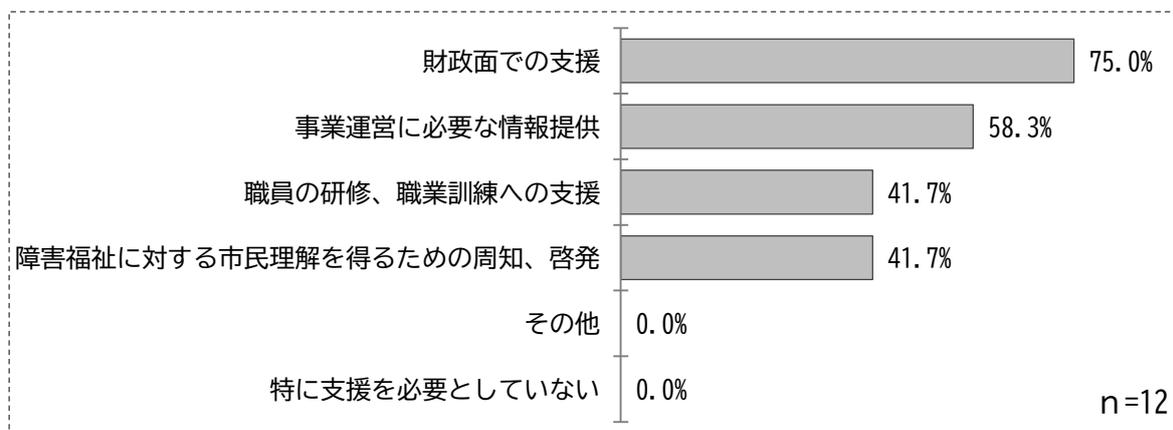
図 職員の定着を図るための取組



(5) 行政関係機関からの必要な支援（複数選択可）

「財政面での支援」が75.0%と最も多く、以下、「事業運営に必要な情報提供」が58.3%、「職員の研修、職業訓練への支援」、「障害福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」がいずれも41.7%となっています。

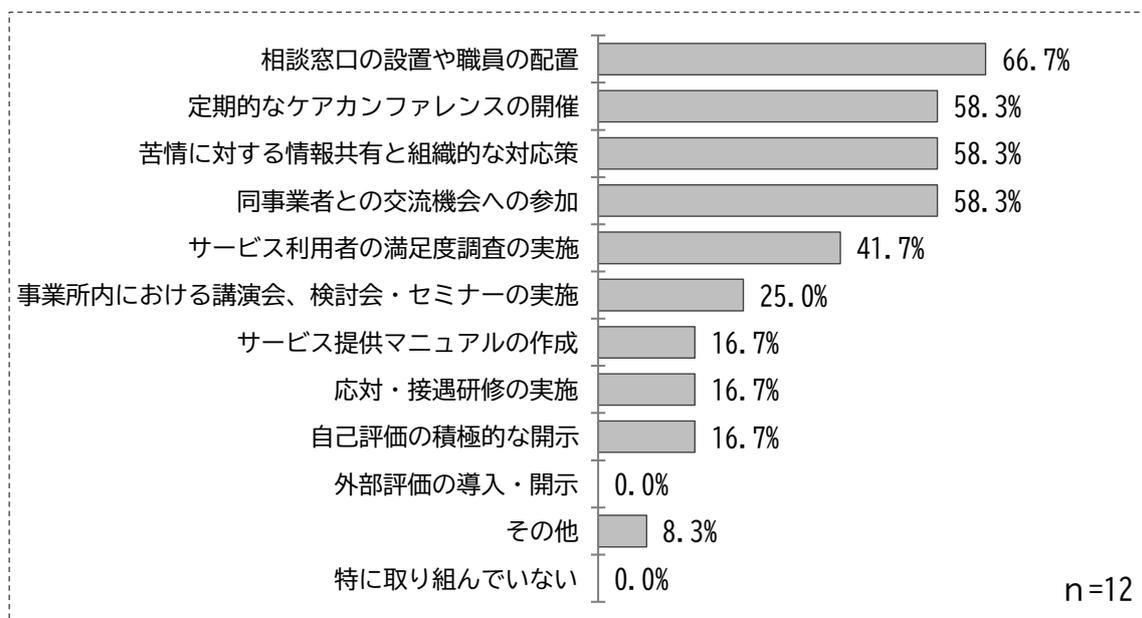
図 行政関係機関からの必要な支援



(6) サービス向上のために実施している取組（複数選択可）

「相談窓口の設置や職員の配置」が66.7%と最も多く、以下、「定期的なケアカンファレンスの開催」、「苦情に対する情報共有と組織的な対応策」、「同事業者との交流機会への参加」がいずれも58.3%となっています。

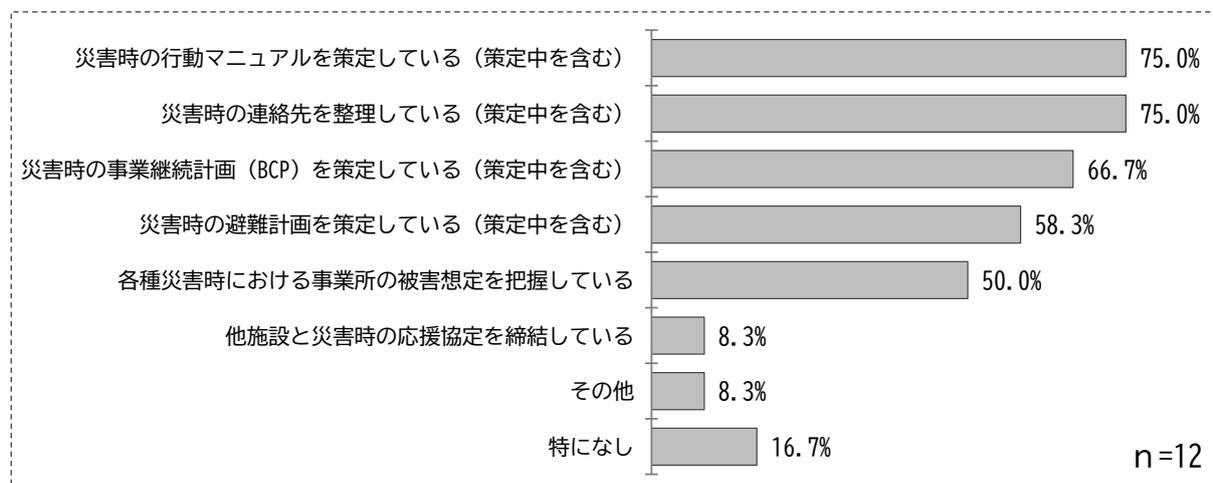
図 サービス向上のために実施している取組



(7) 災害計画マニュアル等の整備（複数選択可）

「災害時の行動マニュアルを策定している（策定中を含む）」及び「災害時の連絡先を整理している（策定中を含む）」がいずれも75.0%で最も多く、以下、「災害時の事業継続計画（BCP）を策定している（策定中を含む）」が66.7%、「災害時の避難計画を策定している（策定中を含む）」が58.3%となっています。

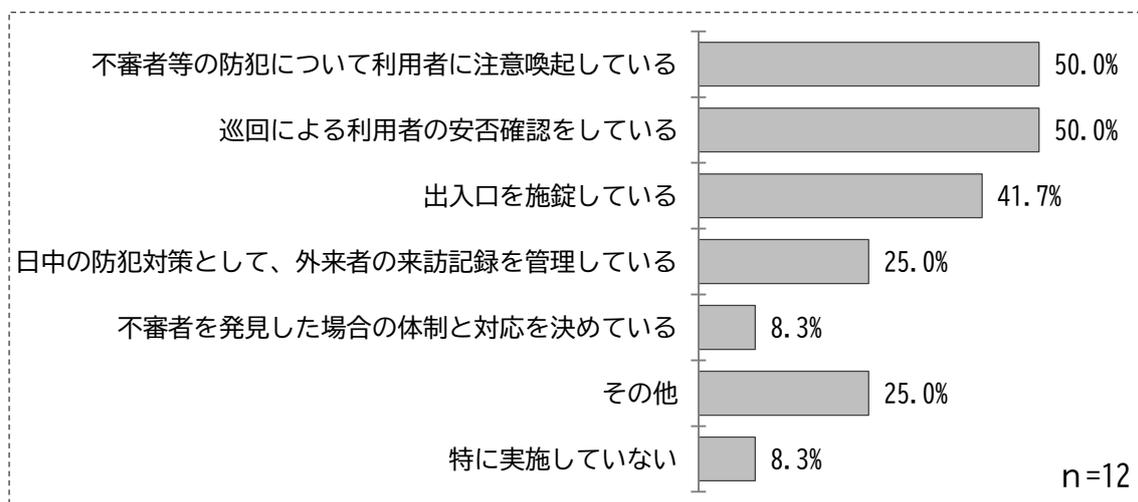
図 災害計画マニュアル等の整備



(8) 防犯対策の実施状況（複数選択可）

「不審者等の防犯について利用者に注意喚起している」及び「巡回による利用者の安否確認をしている」がいずれも 50.0%と最も多く、以下、「出入口を施錠している」が 41.7%となっています。

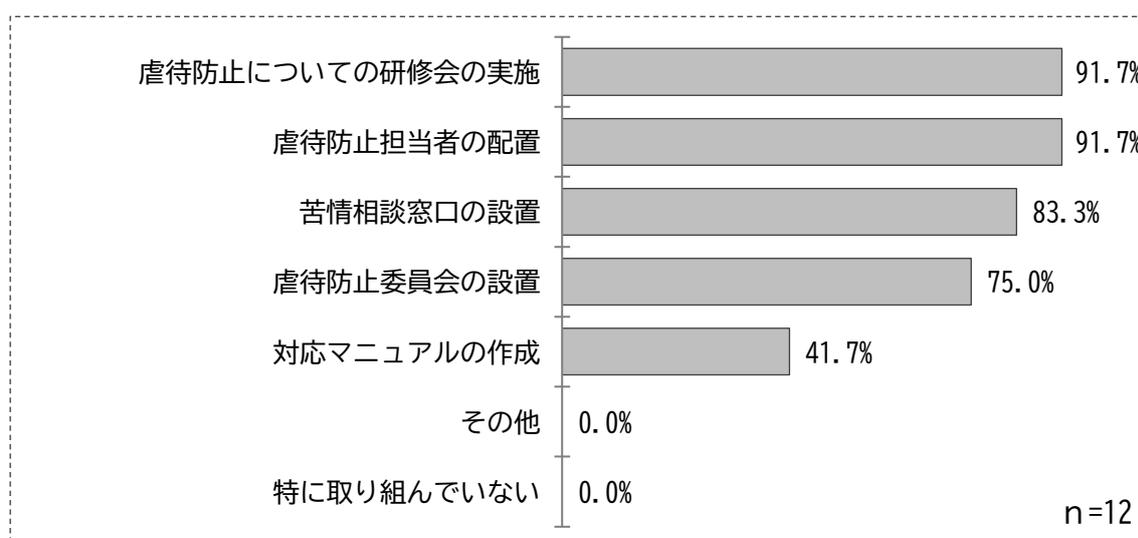
図 防犯対策の実施状況



(9) 障害者等への虐待防止対策（複数選択可）

「虐待防止についての研修会の実施」及び「虐待防止担当者の配置」がいずれも 91.7%と最も多く、以下、「苦情相談窓口の設置」が 83.3%、「虐待防止委員会の設置」が 75.0%となっています。

図 障害者等への虐待防止対策



5 障害福祉に関する課題の整理

障害者等の動向、障害福祉サービス等の利用状況、障害者等や関係団体等の意向調査結果を踏まえて整理を行った、本市における障害福祉の課題は次のとおりです。

(1) 障害福祉サービス等のニーズへの対応

近年、本市の障害者数は増加傾向で推移し、特に精神障害者数の増加が顕著な中、アンケート結果においても障害福祉サービスに対する今後の利用意向は総じて高い傾向にあることも踏まえると、今後も障害福祉サービスに対する需要は維持・増加していくことが予想されます。

サービスの質や内容に関する障害者等への意向調査では、障害福祉サービスに対する不満理由として「どんなサービスがあるかわからない」、「身近なところでサービスを利用できない」、「自分に合うサービスが分からない」等の意見が多く挙げられ、関係団体への意向調査では、福祉サービスの質の向上に向けた問題点として、「専門人材の不足」や「当事者ニーズ等のきめ細かな把握が不十分」等の意見が挙げられています。

このため、障害者等や家族の障害福祉に関するニーズの的確な把握、分かりやすいサービス内容の説明、情報提供の充実等を図るとともに、関係機関が連携し、障害福祉サービス等の提供体制の充実、人材の確保・育成等を図る必要があります。

さらに、身体障害者手帳所持者のうち 65 歳以上が約 75% を占める状況が続いており、障害者等が高齢となっても通い慣れた事業所でサービスが受けられるよう、事業所等に対し、共生型サービスに関する理解の促進、サービス提供のための環境整備に関する支援等を行い、共生型サービスの提供事業所を確保する必要があります。

(2) 地域における生活の支援

障害者等への意向調査では、障害者等が希望する地域で生活するために必要なこととして「理解者が身近にいること」、「地域に何でも相談できる相談員・窓口があること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「地域の人たちに障害や障害者への理解があること」等を挙げた人の割合が多くなっています。

関係団体の意向調査では、地域生活支援における問題点として、「福祉サービス事業所の設置が不十分」、「福祉人材が不足」、「地域における支援の輪が広がっていない」等の意見が挙げられています。

今後は、障害者等が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域における総合的な支援体制の構築を進める必要があります。

(3) 介助者に対する支援

介助者が抱える障害者等の将来への不安や、介助するうえでの悩み等をいつでも相談できる体制の整備、各種制度の周知や障害福祉サービス等の利用の促進、介助者が休養できる環境づくり、緊急時の対応の充実等、介助における不安の軽減や介助者に対する支援策の充実を図る必要があります。

(4) 就労の支援

障害者等への意向調査では、障害者等が希望する地域で生活するために必要なこととして、生産年齢人口の割合が高い精神障害者では約3割の方が、知的障害者では約2割の方が、身体障害者では約1割の方が「仕事に就くこと」を挙げており、また、現在生活で困っていることとして、精神障害者では約2割の方が「働くところがない」を挙げています。また、障害者が就労するために必要なこととして、「障害に応じた仕事があること」、「就労できる場所が増えること」、「事業主や職場の上司、同僚に障害への理解があること」を挙げる人の割合が障害者、障害児とも多くなっています。

関係団体の意向調査では、福祉施設から一般就労への移行に関する問題点として、「一般就労に向けた訓練メニューが作れていない」、「障害者雇用等に関する情報不足」、「企業の理解不足」等の意見が挙げられています。

このため、働く意欲のある障害者等が、その適性に応じた能力を発揮できるよう、就労に関する障害福祉サービスの提供体制の充実、就労に関する情報提供の充実、職業相談、職場定着のための継続的な支援、企業等に対する理解の促進等により、障害者等の就労を支援する必要があります。

(5) 保健、医療の充実

障害者等への意向調査では、医療的ケアを受けている人の割合は障害者で約4割と高い状況にあり、障害者等が希望する地域で生活するために必要なこととして、「医療的ケアが在宅などで適切に受けられること」を挙げる人の割合が約3割と多くなっています。

このため、身近な地域における医療体制の整備等を進めるとともに、健康診査や保健指導等の周知と利用促進、保健、医療等の連携の強化により、障害者等の健康の維持、障害の重度化、重複化を防ぐ必要があります。

(6) 相談支援体制の充実

障害者等への意向調査では、障害者等が希望する地域で生活するために必要なこととして、「地域に、なんでも相談できる相談員や相談窓口があること」を挙げる人の割合が障害者で2番目、障害児で最も多くなっており、相談支援体制のニーズが非常に高い状況にあります。

関係団体の意向調査では、相談支援体制の充実・強化に関する問題点として、「相談支援事業所の利用促進に向けた情報不足」、「相談支援事業のスキルアップが必要」、「24時間の相談体制の未整備」等の意見が挙げられています。

このため、相談に関する専門的な人材の育成、身近な地域における相談場所の確保と周知、関係機関との連携等により、相談支援体制の充実を図る必要があります。

(7) 障害児に対する支援の充実

障害者等への意向調査では、障害児を対象としたサービスとして放課後等デイサービスを利用している人の割合が約8割(※)、児童発達支援を利用している人の割合が約4割(※)と高い利用状況にあります。これらのサービスを利用しやすくするために必要なこととして、両事業共通で「子どもの状態に応じた療育、プログラムが受けられるようにしてほしい」、「保育所、学校等との連携を図ってほしい」、「大竹市内に事業所を増やしてほしい」等の意見が挙げられています。

関係団体の意向調査では、障害児支援の提供体制の整備等に関する問題点として、「強度行動障害のある児童の受入れ拒否があるなど、障害児の受入れ先が不足」、「土日や祝日、家庭の事情で障害児の世話が難しいときなどの支援先が不足」、「有資格者の確保が困難」等の意見が挙げられています。

このため、障害児や家族のニーズに対応したサービス等が提供できるよう、市内におけるサービス提供事業所の確保、専門的な人材の育成、配置等を進めるとともに、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、障害に気づいた段階から、ライフステージに沿った切れ目のない支援を行う必要があります。

さらに、意向調査では、発達障害と診断されている障害児が約7割、医療的ケアを受けている障害児も2割近くいることから、発達障害児やその家族等に対する支援体制の構築を図るとともに、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関の連携を強化する必要があります。

※該当する質問は複数回答のため、100%から「利用していない及び無回答」の割合を除いた値を記載

(8) 社会参加の促進

障害者等が地域の人や地域活動等に関わることができる機会や場の確保、障害者等の活動等に関する情報提供、障害者等の参加を支えるボランティア等人材の確保、障害者等の移動支援の充実等を図り、障害者等の社会参加を促進する必要があります。

(9) まちのバリアフリー化の促進

障害者等への意向調査では、外出時に困ることとして、「道路や建物に段差や階段が多い」、「歩道に問題が多い（狭い、障害物が多い、点字ブロックがない、など）」等の意見が挙げられています。

このため、安全に外出、移動できるよう、歩道等の整備、道路や建物の段差解消、利用しやすい施設の整備等を進める必要があります。

(10) 災害時の安全の確保

災害時に困ることとして、障害者では「避難先の設備や生活環境が不安」、「安全な所まで、すぐに避難できない」、「投薬や治療が受けられない」等の意見が、また、障害児では「救助を求めることができない」、「安全な所まで、すぐに避難できない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」等の意見が多く挙げられています。

このため、地域住民等と連携し、避難が困難な障害者等の把握、安否確認が行える体制を整備するとともに、障害者等が避難先で安心して過ごせるよう配慮、支援する必要があることから、災害計画マニュアル等の整備を促していきます。

(11) 障害者等に対する理解の促進

障害者等への意向調査では、日常生活の中で差別を受けたり嫌な思いをしたりすることの有無について、「全くない」と回答した人の割合は、障害者で約 40%、障害児で約 15%に留まっています。

また、地域の人々の障害に対する理解については、「あまり理解していない」、「まったく理解していない」と回答した人の割合は、障害者で約 2 割、障害児で約 4 割に上っています。

このため、地域の人々との交流機会の確保、障害に関する広報や啓発活動、福祉教育等の推進等、障害者等への理解を深めるための取組を進める必要があります。

(12) 障害者等に対する虐待の防止

障害者等への意向調査では、障害者虐待に関する相談窓口について、「知っている」と回答した人の割合は、障害者で約 15%、障害児で約 30%に留まっています。

関係団体の意向調査では、障害者等に対する虐待防止に関する問題点として、「虐待に対する理解・教育が十分でない」、「虐待に関する実態が十分に把握できていない」、「就労の場等では虐待を受けても当事者から言い出しにくい」等の意見が挙げられています。

このため、虐待の通報があった場合の初動対応の方針決定や、虐待認定の判断の場における管理職の積極的参加、従業員への研修の継続、虐待防止担当者の配置促進等により、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、虐待の再発防止の取組について、更に充実させる必要があります。

(13) 情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者等への意向調査では、障害者等が希望する地域で生活するために必要なこととして、障害者で約1割、障害児で約2割の人が「情報を得ることや利用することについて支援があること」と回答しています。また、意思疎通について希望する支援として、障害者では「代筆」や「代読」、障害児では「手話通訳」や「要約筆記」等が挙がっています。

関係団体の意向調査では、障害者等による情報の取得利用・意思疎通に関する問題点として、「交通機関や病院窓口等の公共施設において意思疎通ができない」、「手話ができる人があまりいないため、筆談がメインになる傾向がある」等の意見が挙げられています。

このため、障害特性に応じた意思疎通支援のニーズを把握するとともに、意思疎通支援者の養成、ICTの活用等により、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を図る必要があります。

6 障害者基本計画

6-1. 上位計画における位置づけ

(1) 国の障害者基本計画（第4次）における基本理念

国の障害者基本計画（第4次）（平成30年3月、内閣府）では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念としています。

また、同計画では、このような社会の実現に向け、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向が定められています。

(2) 第4次広島県障害者プランにおける基本理念

第4次広島県障害者プラン（平成31年3月、広島県）では、「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」を基本理念としています。

また、目指すべき姿として、「障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切にし、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現」、「障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（QOL）の向上」を設定し、基本理念の実現に向けた施策の推進を図ることとしています。

(3) 大竹市まちづくり基本構想・第1期大竹市まちづくり基本計画における障害福祉施策の位置づけ

大竹市まちづくり基本構想（令和3年3月策定）では、「笑顔・元気 ♡ かがやく大竹」をキャッチフレーズに、何十年先の未来でも実現していきたいまちの姿を「未来にあふれる8つの幸せ」として掲げています。これを受け、第1期大竹市まちづくり基本計画（令和3年3月策定）では、「生涯おおたけ やっぱりおおたけ」をまちづくりのテーマとし、分野ごとに取組の方向性を示しています。

障害者施策については、「健康・福祉」分野において「誰もが自分らしく生きるまち」、「見守り支え合うまち」を将来像とし、「高齢や障害、要介護などの有無に関わらず、誰もが自分らしいライフスタイルで自立した生活を送るための支援」により「障害のある方が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしている」、「支援が必要な方への見守りの輪が市全体に広がり、住民同士で困りごとを解決できる顔の見える地域づくりが進んでいる」をめざす姿として掲げています。

第3次障害者基本計画は、第1期大竹市まちづくり基本計画で定める障害者施策のめざす姿の実現に向けて、第3期大竹市地域福祉計画の取組を具体的に推進するための計画として位置づけられます。

(4) 第3期大竹市地域福祉計画における位置づけ

第3期大竹市地域福祉計画（令和2年3月策定）は、基本理念を「支え合い 共に生きる 助縁のまちづくり」とし、地域福祉の将来像を「人々がつながり、そのつながりを全体で共有し、みんなで築く幸せな地域社会」として、様々な取組を進めています。

第3次大竹市障害者基本計画は、地域福祉計画の個別計画のひとつとして位置づけられ、地域共生社会の実現に向け、障害福祉に係る具体的な施策を推進するものです。

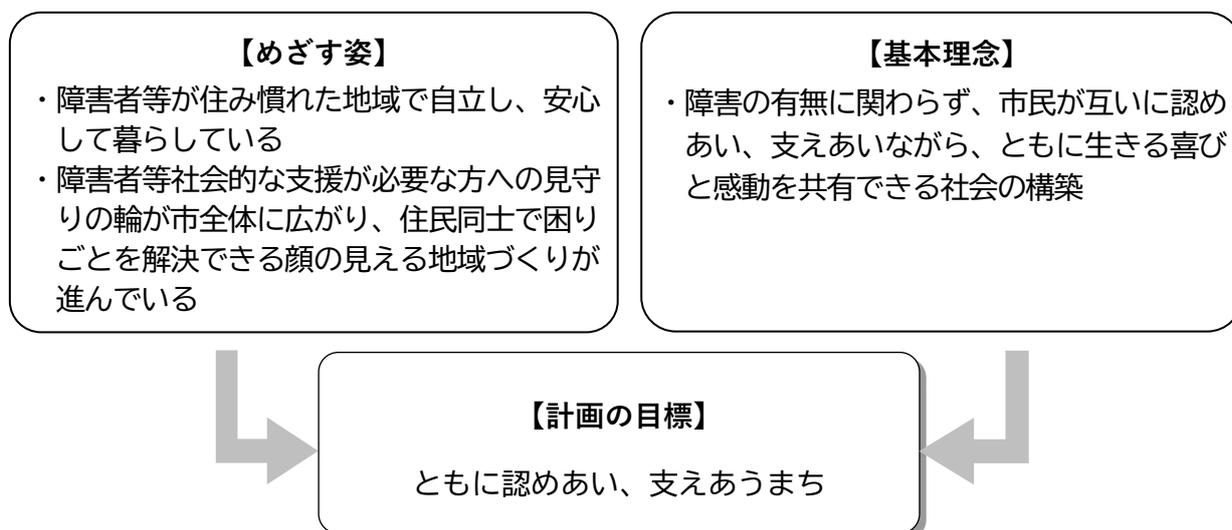
6-2. 計画の基本理念

障害のある人が自分らしく生きるためには、障害の有無に関わらず、市民が互いに認めあい、支えあいながら、ともに生きる喜びと感動を共有できる社会を構築していくことが必要です。

本計画は、このような社会の実現に向け、障害者等が社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加し、その能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、地域住民、保健、医療、福祉、行政等が連携し、地域社会において障害者等が自立し、安心して住み続けられる環境づくりを目指します。

6-3. 計画の目標

上位計画における位置づけ、計画の基本理念を受け、本計画の目標を「ともに認めあい、支えあうまち」とします。



6-4. 障害者施策の方針

計画の目標の実現に向け、障害者施策の方針を次のとおりとします。

(1) 健康で安心して暮らせるまちづくり

障害者等一人ひとりに応じた障害福祉サービス等の提供や利用の促進、介助者に対する支援の充実等により、障害者等やその家族が、住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 生き生きと暮らせるまちづくり

障害者等に対する就労支援の充実、地域活動等や文化・スポーツ活動等に親しむことのできる環境整備等により、障害者等の自立生活を支援するとともに、生きがいをもって生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

(3) ふれあい豊かな共生のまちづくり

福祉教育の推進等による障害に対する理解の促進、権利擁護等に関する取組等により、誰もが支え合う、ふれあい豊かな共生のまちづくりを進めます。

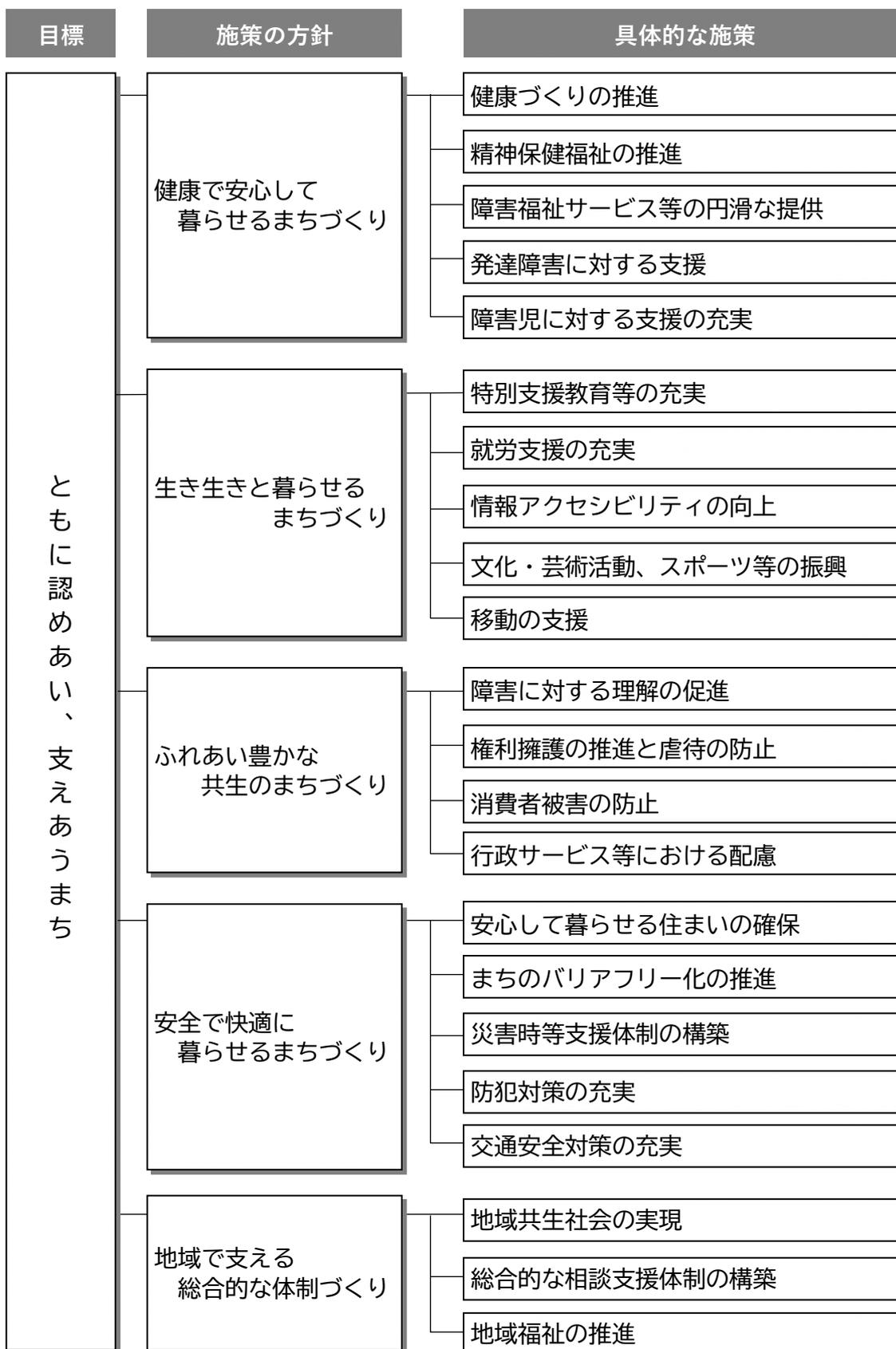
(4) 安全で快適に暮らせるまちづくり

安心して暮らせる居住の場の確保、公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化等を進めるとともに、災害時における避難支援体制の整備等により、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

(5) 地域で支える総合的な体制づくり

保健・福祉・医療の連携強化、相談支援体制の充実、情報提供体制の構築、人材の育成等により、障害者等を地域全体で支える総合的な体制づくりを進めます。

6-5. 施策の体系



6-6. 健康で安心して暮らせるまちづくり

【基本的な考え方】

- 障害の原因となる疾病等の予防に関する保健・医療サービスを提供し、障害の予防・早期発見・早期治療に努めます。
- 精神障害、高次脳機能障害、難病患者等の療養生活を支える体制の構築を図ります。
- 障害者等やその家族のニーズに応じた障害福祉サービス等の提供等により、住み慣れた地域における日常生活を支援します。
- 近隣市町との連携による療育体制の充実、発達障害児・者や家族等に対する支援の充実を図ります。

6-6-1. 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの支援

- 市民一人ひとりが、生涯を通じて健やかでいきいきとした生活を営むことができるよう、「健康おおたけ21（第2次）」に基づき、健康づくりを支援します。

(2) 障害の早期発見

1) 総合的な相談支援

- 安心して出産、育児ができるよう、子育て世代包括支援センターを核として構築した支援体制（以下、「おおたけ版ネウボラ」といいます。）を中心に、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行います。
- 発育・発達に遅れのある乳幼児、障害のある乳幼児に対し、関係機関と連携し、療育相談、発育・発達相談等を実施します。

【おおたけ版ネウボラの概要】



2) 妊婦健康診査、乳幼児健康診査

○母親および乳幼児の健康の保持増進のため、妊婦健康診査や乳児一般健康診査、乳幼児健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳児等）の受診勧奨を行います。

(3) 保健・医療サービスの充実

1) 疾病の予防

○障害者等やその家族の健康を維持するため、健康診査、がん検診を周知し、受診率の向上に努めます。

○疾病の予防、重症化を防ぐため、保健指導、健康教育、健康相談等を周知し、利用を促進するとともに、個別の事情に応じた指導等に取り組みます。

○障害者等が受診、利用しやすい環境整備に努めます。

2) 歯科診療の支援

○障害者等の口腔機能を維持するため、大竹市歯科医師会と連携し、歯科診療所に通院が困難な在宅の障害者等に対して、訪問歯科健診を行います。

3) リハビリテーションの充実

○障害者等の自立と社会復帰を促進するため、広島西医療センター等と連携し、障害特性に応じた総合的なリハビリテーションの充実に努めます。

4) 医療サービスの充実

○障害者等が身近な地域で受診できるよう、広島西医療センター、大竹市医師会、大竹市歯科医師会と連携し、障害者等の診療体制の充実や訪問診療の実施を促進します。

○障害児の健康増進のため、医療機関等と連携し、障害児に対する医療サービスの充実に努めます。

○近隣市町、医療機関と連携し、障害者等の救急医療体制の整備を促進します。

(4) 難病患者等に対する支援

1) 在宅生活の支援

○難病患者等の実態把握に努めます。

○関係機関と連携し、難病に関する理解促進に努めます。

○在宅療養上の適切な支援が行えるよう、保健所、難病対策センター等と連携し、難病患者等の在宅生活を支援します。

○障害福祉サービス等について、内容の周知、情報提供を行うとともに、サービス提供体制の充実に努め、利用を促進します。

2) 保健・医療体制の充実

○広島県難病医療拠点病院である広島西医療センター、その他の医療機関、保健所、福

社施設等と連携し、難病患者等の病態に応じた保健、医療、福祉サービスの提供、総合的な相談支援体制の充実に努めます。

3) 経済的支援

○難病患者等の医療費の負担軽減等を図るため、難病医療費助成制度に関する情報提供を行います。

(5) 高次脳機能障害者に対する支援

○高次脳機能障害者の実態把握に努めます。

○関係機関と連携し、高次脳機能障害に関する理解促進に努めます。

○広島県高次脳機能センター等と連携し、日常生活や治療に関する相談等総合的な相談への対応、情報提供の充実に図り、高次脳機能障害者の地域生活、社会復帰を支援します。

(6) 感染症対策

○広島県、医療機関、関係機関・団体、事業所等と連携し、障害者等に対する感染症予防に関する知識の周知・啓発を行います。

○サービス提供事業所、市関係課等と連携し、感染症対策に関する知識の周知・普及を行うとともに、感染症発生時に必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制に関する協議を行い、円滑な実施に向けて整備を進めます。

○広島県、医療機関等と連携し、感染症発生時における障害者等、サービス提供事業所等の支援・応援体制等の構築に努めます。

6-6-2. 精神保健福祉の推進

(1) 精神保健福祉の普及啓発

○広島県立総合精神保健福祉センター、保健所、社会福祉協議会、地域活動支援センター等の関係機関と連携し、関係者研修会の開催等により、精神障害に対する理解の促進、支援の充実に取り組みます。

○「こころの健康づくり」について、市広報、市ホームページへの掲載等により啓発を行います。

○本人、家族等の相談に迅速に対応できるよう、各種相談窓口を周知します。

(2) 在宅生活の支援

○保健所と連携しながら、訪問指導の充実に努めます。

○症状の悪化により、緊急に医療を必要とする精神障害者等に対し、適切な医療を提供できるよう、市内の医療機関との連携を強化します。

- 精神障害者等に関する障害福祉サービスについて、その内容を周知するとともに、提供体制の充実を図り、利用を促進します。
- 地域活動支援センター、日中一時支援事業等、精神障害者等が利用しやすい地域生活支援事業の充実に努めます。

(3) 入院患者の地域生活への移行の促進

- 地域における精神障害者等への医療提供体制の強化、グループホームの整備等による居住の場の確保とともに、相談支援関係者等の連携強化等により、入院中の精神障害者等の地域生活への移行促進、退院後の支援について取組を進めます。

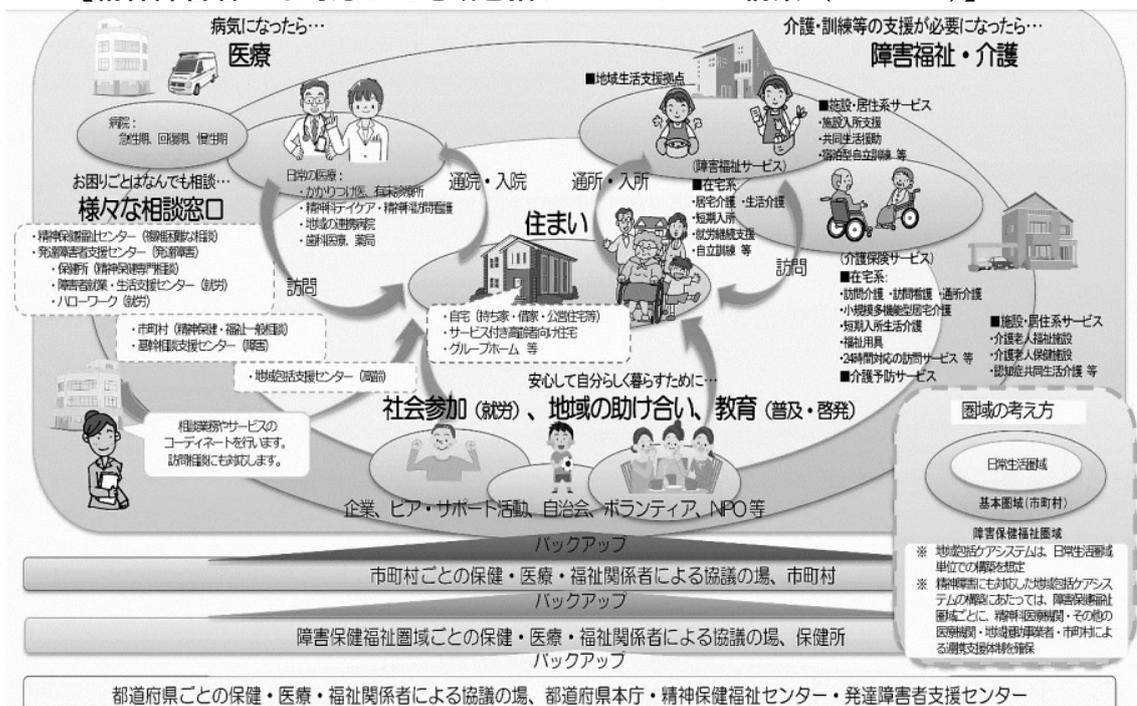
(4) 社会復帰への支援（ソーシャルクラブ）

- ソーシャルクラブ「青空」では、在宅の精神障害者等を対象に、レクリエーション、料理、スポーツ等を通じて、仲間づくりや社会生活への順応性を育成しており、今後も、精神障害者等が、様々なサービスや地域の人の支援を受けて生活できるよう支援します。

(5) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 広島県、広島西障害保健福祉圏域、近隣市町と連携し、精神障害者が地域生活に移行しても、安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

【精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）】



資料：厚生労働省

6-6-3. 障害福祉サービス等の円滑な提供

(1) 分かりやすい情報提供、相談への対応

- 障害福祉サービス等の利用方法、内容等について、分かりやすい情報提供を行うとともに、障害者等や家族への声かけ等により周知します。
- 指定計画相談事業所と連携し、適切なサービス等利用計画の作成、サービス利用に関する相談への迅速な対応を進めます。

(2) 障害福祉サービス等の充実

- 障害の状態や障害者等のライフステージ、ニーズに沿ったサービスが円滑に提供できるよう、事業者の新規参入、サービス拡大を働きかけ、サービス量の確保、充実に努めます。
- 「共生型サービス」の提供事業所の確保に努めます。

(3) 高齢者福祉サービスの充実

- 介護保険サービスと障害福祉サービスの連携、適切な移行を進めます。
- 大竹市地域自立支援協議会等の場を活用して、地域包括支援センターとの連携を図ります。
- 介護予防、認知症予防に関する事業の充実に努めます。

(4) 地域生活支援事業の推進

- 障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を着実に実施します。

(5) 家族介護者の支援

- 家族介護者が休息の時間を確保できるよう、障害福祉サービス等を周知し、利用を促進します。
- 家族介護者の緊急時の速やかな対応や、ピアサポート等の整備に努めます。
- 介助者が抱える障害者等の将来への不安や、介助するうえでの不安等をいつでも相談できるよう、地域における相談窓口の充実に努めます。
- 各種制度を周知し、障害者等や家族の経済的不安の解消を図ります。
※ピアサポート：同じような立場にある仲間同士（ピア）の支え合い。

(6) その他のサービス等の充実

- 福祉タクシー・バス利用券、福祉有償運送を周知し、障害者等の外出を支援します。
- 常時紙おむつの使用を必要とする在宅の障害者等のいる世帯を対象に、もやすごみ指定袋を無償配布する制度を周知し、障害者等のいる世帯を経済的に支援します。

○ごみステーションへのごみ出しが困難な在宅の障害者等のみの世帯を対象に、自宅を訪問して無料でごみを収集する「ふれあい戸別収集」の制度を周知し、障害者等の在宅生活を支援します。

(7) 経済的支援の充実

1) 手当・年金等の支給

○障害者等やその家族に対して、各種手当や年金等を周知し、受給資格を有する障害者等が、確実に手当・年金等を受給できるよう支援します。

2) 各種制度の活用

○医療費の助成制度、広島県心身障害者扶養共済制度等、各種制度の周知、ケースに応じた制度の案内等により、障害者等やその家族の経済的不安の解消を図り、安心して暮らせるよう支援します。

(8) 障害福祉人材の育成・確保

○広島県社会福祉人材育成センター、社会福祉協議会等と連携し、障害福祉人材の育成・確保に向けた取組について検討します。

○福祉分野への就業、地域福祉に関する活動への市民参加を進めるため、福祉教育、体験活動等に取り組むとともに、福祉活動にふれる機会の確保に努めます。

○事業所間、多職種間の連携によるネットワーク構築を支援し、研修会等の合同開催、情報交換・共有、人事交流等を通じた効果的な研修の実施、人材の育成を図ります。

○相談支援従事者研修等への参加を促進します。

6-6-4. 発達障害に対する支援

(1) 相談支援の充実

○発達障害に関する専門的な人材を育成し、相談等への適切な対応に努めます。

○保育所、認定こども園、幼稚園、学校、児童館、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター（おおたけ版ネウボラ）、こども相談室、放課後児童クラブ及び担当課等が連携し、総合的な支援体制の構築に取り組みます。

○大竹市地域自立支援協議会を中心とした総合相談支援体制の充実を図ります。

○手帳取得が困難な場合においても、円滑に福祉サービスが受けられるよう支援します。

○発達障害に対して適切な対応が行えるよう、家族等に対し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を実施します。

(2) 療育体制の整備

- 障害児の成長段階に応じて、適切な療育等が継続的に行われるよう、サポートファイルの活用を促進するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、一貫した療育体制を構築します。
- 身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、障害児等療育支援事業等を実施する事業所の確保に努めるとともに、効果的な運用方法、体制について検討します。
- 発達段階に応じた児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の提供体制の整備、専門的な知識をもった職員の配置等により、一人ひとりの状態に応じた適切な支援が行えるよう努めます。

6-6-5. 障害児に対する支援の充実

(1) 相談支援の充実

- 子どもとその家族に対し、ライフステージに応じた支援を継続的に行えるよう、妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく支援する「おおたけ版ネウボラ」をはじめ、関係機関等と連携し、総合的な支援体制の構築に取り組みます。

(2) 障害児に対するサービス提供体制等の充実

- 障害児通所支援事業所の参入を促進し、ニーズに応じたサービス量を確保するとともに、支援の質の向上等に努めます。
- 障害児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、保育所や放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- 「第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、障害児のニーズに応じた子ども・子育て支援施策が利用できるよう、障害児の受入体制の整備を進めます。

(3) 医療的ケア児に対する支援体制の整備

- 医療的ケア児の実態把握に努めます。
- 医療的ケア児が、身近な場所で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置に努めます。

6-7. 生き生きと暮らせるまちづくり

【基本的な考え方】

- 障害児の自立、社会参加を図るため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導、支援を行います。
- 働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労に関する総合的な支援を行います。
- 障害者等が文化・芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動等に参加しやすい環境の整備を進めます。
- 障害者等の社会参加を支援するため、移動支援の充実を図ります。

6-7-1. 特別支援教育等の充実

(1) 就学前教育、障害児保育の充実

- 保育所、認定こども園、幼稚園における障害児の受入体制の整備を促進します。
- 保育士等の専門性の向上を図る等、障害児保育の充実に努めます。

(2) 相談体制の充実

- 障害児や保護者の主体的な進路選択のための相談体制、情報提供の充実を図ります。
- こども相談室等、利用しやすい相談の場の確保と充実に努めます。
- 障害児や保護者が安心して学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるカウンセリング等の機会の充実を図ります。
- 高等部3年生に対し、特別支援学校と連携し、障害福祉サービスや年金制度の説明、相談窓口の案内等を行うとともに、卒業後に必要となる相談やサービス等に対応します。

(3) 就学指導體制の充実

- 障害のある児童生徒に対し、適切な就学指導を行うため、就学指導委員会の機能の充実を図ります。
- 就学先を適正に選択・決定できるよう、障害児や保護者に対する情報提供の充実を図るとともに、本人、保護者等との情報交換を十分に行い、一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉えるよう努めます。

(4) 教育内容等の充実

1) 教育内容の充実

- 特別支援学級においては、障害の特性、程度に応じた適切な指導を行うとともに、保護者等との情報交換を行い、学校と家庭との連携による特別支援教育の充実に努めます。

-
- 学校訪問等により特別支援学校との連携を図り、障害のある児童生徒の後期中等教育への就学を促進します。
 - 卒業後、円滑に社会の変化に適応できるよう、体験的な学習の充実、雇用・福祉・教育の一層の連携強化等により、進路指導の充実、就労支援の充実に努めます。

2) 医療的ケア児に対する支援

- 医療的ケア児が、他の児童生徒とともに学ぶ機会を確保するため、医療的ケア児への支援体制について検討します。

(5) 教育環境の向上

1) 障害児に対する理解の促進

- 障害のない児童生徒との交流機会の確保、交流学习の実施、継続的な福祉教育の推進等により、相互に支え合う意識の醸成、障害に対する理解を深めます。
- 教職員に対し、障害に対する理解促進を図るとともに、特別支援教育の専門性を高めるための取組について検討を行います。

2) 教育環境の整備

- 誰もが快適な学校生活を営めるよう、スロープの設置、トイレの改修等、学校施設の改造・改修を実施します。
- 障害児の教育的ニーズに応じた授業、円滑なコミュニケーションが行えるよう、ICTの活用も含め、教科書、教材、支援機器等の活用について検討を行います。

3) 教職員の専門性の向上

- 障害の種類、特性及び程度に応じた教育が行えるよう、特別支援教育に携わる教職員の専門性及び指導力の向上並びに人材の育成等に努めます。

6-7-2. 就労支援の充実

(1) 総合的な就労支援

1) 就労に関する情報提供等の充実

- 広島障害者職業能力開発校等で実施されている職業訓練、職業指導の紹介等を行い、障害者の就労を支援します。
- 広島西障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、市窓口や市広報、市ホームページにおいて、専門機関への紹介や福祉的就労も含めた就労情報の提供に努めます。
- 広島西障がい者就業・生活支援センターと連携し、市役所において就労相談会を実施します。

2) 就労支援体制の充実

- 大竹市地域自立支援協議会ネットワークの中で、就労部会を定期的を開催し、就労意欲向上や企業への意識改革のための取組を実施します。
- 障害の種類、程度等、障害者一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が行えるよう、広島西障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等の就労関係機関との連携強化に努めます。
- 障害者の能力を引き出し、職業生活に対応できる知識・技能の習得をめざす職業リハビリテーション等、各種支援制度を周知します。
- 障害者の職場への適応を促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を進めます。
- 障害者の一般就労を支援するため、就労移行支援事業等の提供体制の充実を図ります。

(2) 障害者雇用の促進

- ハローワークと連携し、障害者雇用等の状況把握に努めます。
- 市内事業所に対し、ハローワークと市の連名による障害者雇用の依頼文を送付し、障害者雇用の理解促進、さらなる雇用拡大につながるよう努めます。
- 障害者雇用の不安を解消するとともに、事業主の障害者雇用に対する理解を深めるため、障害者のトライアル雇用を促進します。
- 市においては、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率（地方自治体の法定雇用率2.60%）を上回る障害者雇用に努めます。

(3) 多様な就業機会の確保

- 障害者が多様な働き方を選択できるよう、短時間労働、ICTを活用したテレワークの導入等、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方の普及を図ります。
- 福祉農園の整備、専門家の事業所への派遣による営農指導や技術指導等、農福連携による障害者雇用、就農について検討します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業、就労継続支援事業等について、就労の場の充実や仕事内容の多様化を働きかけます。

(4) 福祉的就労の場の充実

- 就労継続支援B型事業所等における工賃向上に向け、仕事量の確保、販路拡大等に、事業所と連携して取り組みます。
- 市においては、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援施設等の提供する物品等の優先購入を進めます。

6-7-3. 情報アクセシビリティの向上

(1) 情報のバリアフリー化

- 点訳、音訳（デイジー図書）の市広報の作成等により、障害に配慮した効果的な情報提供を行います。
- 聴覚障害、視覚障害等に配慮し、アクセシビリティの向上に資する市ホームページの作成に取り組みます。
- 災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、迅速かつ正確な情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達体制を整備します。

※デイジー(DAISY)とは、「Digital Accessible Information System」の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されています。視覚障害や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、デイジーコンソーシアムにより開発と維持が行なわれている情報システムをいいます。

※デイジー図書とは、視覚障害者等向けデジタル録音図書のことで、CD1枚におよそ60時間の録音ができることや、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することができるといった機能があります。

(2) 意思疎通支援の充実

- 手話通訳者、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の派遣、設置等により、意思疎通支援を行います。
- 広島県、社会福祉協議会と連携しながら、手話通訳者、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員の養成、確保に努めます。
- 障害特性に応じた多様な意思疎通支援が可能となるよう、ニーズに応じた支援体制の整備に努めます。

6-7-4. 文化・芸術活動、スポーツ等の振興

(1) 生涯学習、文化・芸術活動の参加の促進

- 障害者等が活動等に参加しやすいよう、活動団体・内容等に関する情報提供を行います。
- 身近な施設において、誰もが気軽に集い、余暇活動や仲間づくり等が行える交流の場づくりを進めます。
- 地域における障害者等の作品展の開催等により、障害者等の活動を支援するとともに、地域住民との交流等を促進します。
- 自主的なグループ、サークル活動等を支援し、障害者等の参加を促進します。
- 地域活動等への企画・運営への障害者等の参加等、障害者等が地域活動等へ主体的に関わることができる機会の確保に努めます。
- 障害者等の文化・芸術活動を普及啓発するため、障害者等の文化芸術振興の総合的な支援拠点である「広島県アートサポートセンター」を周知します。

(2) 障害者スポーツの推進

- 障害者等が参加しやすいよう各種スポーツ大会、教室等に関する情報提供を行います。
- 障害者等が自主的に開催・運営する「大竹市障害者ふれあいスポーツ大会」を支援します。
- 障害者スポーツ等の指導者やボランティアの育成、支援体制の充実に努めます。
- 誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの紹介、参加機会の確保に努めます。
- スポーツ、レクリエーションを行う施設のバリアフリー化等に取り組みます。

(3) 読書バリアフリーの推進

- デイジー図書、オーディオブック等により、視覚障害者等の図書館利用を支援します。
- 市立図書館、学校図書館における障害者等の読書環境の整備を進めます。

※オーディオブックとは、主に書籍の朗読を録音したもののことです。カセットブック、CDブック等がありますが、近年、インターネットの普及により、音声データをダウンロードする形式が主流となっています。

6-7-5. 移動の支援

(1) 各種制度の周知

- 有料道路、旅客運賃における障害者割引制度、自動車税等の減免、身体障害者自動車運転免許取得費助成事業等、各種助成・補助制度を周知し、障害者等の外出を支援します。
- 福祉タクシー・バス利用券、福祉有償運送を周知し、障害者等の外出を支援します。

(2) 移動支援事業等の充実

- 障害福祉サービスの同行援護、行動援護、地域生活支援事業の移動支援について、サービス内容を周知し、利用を促進します。
- 障害者等の移動支援に関するニーズを把握するとともに、ニーズに応じたサービス量を確保するため、サービス提供事業者の参入促進、地域の社会資源の活用等を図ります。

6-8. ふれあい豊かな共生のまちづくり

【基本的な考え方】

○誰もが暮らしやすい社会をめざし、心の中にある障壁や社会的な障壁を取り除くための取組を進めます。

6-8-1. 障害に対する理解の促進

(1) 広報・啓発活動の充実

- 「障害者週間」等の機会をとらえ、イベント等を通じた交流、啓発活動に努めます。
- 「ふれあい健康・福祉まつり」において、障害者等や福祉関係団体と市民との交流・啓発機会の創出に努めます。
- 広島県や保健所、社会福祉協議会等関係機関・団体との連携により、各種媒体や活動等を通じて、障害に対する正しい知識の普及、啓発に努め、心のバリアフリーを進めます。
- 広島県が重点的に取組を進める「あいサポート運動」による出前講座「あいサポーター研修」を継続的に実施し、障害や障害者等に対する理解や配慮が深まるよう取り組みます。

(2) 差別の解消

- 障害者差別解消法に基づき、市担当課等と連携して、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

(3) 福祉教育の推進

- 障害や障害者等に対する理解を深め、相互に協力し支え合う意識を養うため、家庭、地域、学校における継続的な福祉教育を推進します。
- 小・中学校において、手話・点字の学習、ボランティア体験等に取り組みます。

(4) 交流活動の推進

- 公民館、集会所、学校等の地域資源を活用し、年齢や障害等に関係なく、地域住民が気軽に集える場づくりやふれあえる機会づくりに努めます。
- 市内の福祉施設で行われる行事への地域住民の参加を促進するとともに、福祉施設の地域開放等、広く住民と交流できる機会づくりに努めます。
- 小・中学校における障害者等と児童生徒との交流機会の確保、交流学习の実施等により、相互に支え合う意識の醸成、障害に対する理解を深めます。

(5) 障害者団体の支援

- 各種団体の活動を市広報やチラシ等により周知します。
- 障害者団体が実施している自主的活動に対して助言するなど、その活動を支援します。
- 団体の相互連携の場としての機能をもつサントピア大竹等の施設が、気軽に利用できるよう、利用ニーズの把握に努めるとともに、利用料減免制度を周知します。
- 社会福祉協議会を中心として、障害者等に関する団体活動等を支援するボランティアの育成に努めます。

6-8-2. 権利擁護の推進と虐待の防止

(1) 人権意識の啓発

- 偏見や差別をなくし、誰もが自分らしくありのままでいられる社会になるよう、正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 人権擁護委員や人権問題啓発活動推進グループと連携して、人権教室や講演会等の開催に努めます。
- 人権擁護委員協議会等の関係機関と連携を図りながら、人権に関する相談窓口の周知に努めます。
- 学校教育の場や公民館等の社会教育施設における講座の開催により、人権教育に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進

- 社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業「かけはし」を周知し、利用を促進します。
- 成年後見制度について、市広報等を通じて制度を周知し、適切かつ円滑な利用を促進するとともに、手続きの支援等を行います。
- 相談支援事業所、関係課、関係団体、広島県等と連携し、障害者等の権利擁護や権利行使についての学習機会の確保、市民への啓発活動を実施します。

(3) 虐待の防止

- 障害者虐待防止法に関する広報、啓発活動を行うとともに、同法に基づき、障害者等に対する虐待の防止、養護者に対する支援に取り組みます。
- 大竹市虐待等防止ネットワークを周知するとともに、地域活動団体、関係機関等と連携し、障害者等に対する虐待の未然防止、早期発見や、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応のための体制づくりに取り組みます。
- 事業所等に対し、広島県が実施する虐待防止・権利擁護研修会の受講の徹底を図ります。

6-8-3. 消費者被害の防止

- 消費者被害の防止と救済のため、消費生活相談体制の充実を図ります。
- 消費者被害に関する、分かりやすい周知、啓発に努めます。

6-8-4. 行政サービス等における配慮

(1) 窓口業務での配慮

- 行政窓口等においては、障害者差別解消法に基づき、社会的障壁を取り除くための合理的配慮(障害の状態や性別、年齢等を考慮した変更や調整、サービスを提供すること)を行います。
- 市職員に対する研修会の実施等を通じて、障害に対する理解を深めるとともに、障害者等への配慮の徹底を図ります。
- 障害者施策に関する情報提供、緊急時における情報提供等を行う場合には、障害特性に応じた分かりやすい情報提供に努めます。

(2) 選挙等における配慮

- 投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した案内方法や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。
- 指定病院等における不在者投票、郵便等による投票等、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。

6-9. 安全で快適に暮らせるまちづくり

【基本的な考え方】

- 地域において、安心して暮らせる居住の場の確保を図ります。
- 公共施設や公共交通機関のバリアフリー化等、まちのバリアフリー化を進めます。
- 災害時における安全の確保、防犯対策、交通安全対策に取り組みます。

6-9-1. 安心して暮らせる住まいの確保

(1) 住宅改修の促進

- 日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具（住宅改修費））、大竹市住宅リフォーム事業等を周知し、利用を促進します。
- 住宅リフォームに関する相談に適切に対応できるよう、関係課と連携して、相談体制の構築に努めます。

(2) グループホームの整備の促進

- 社会福祉法人や近隣市町等と連携し、グループホームの整備を促進します。
- グループホームに対する地域住民の理解を深め、安心して生活できる環境づくりに努めます。

(3) 障害者向け住宅の確保

- 市営住宅の建替等にあたっては、障害者等の利用に配慮した設備等を備えた住宅の確保に努めます。

(4) 民間賃貸住宅等への入居の支援

- 民間賃貸住宅等への入居を希望する障害者に対し、広島県あんしん賃貸支援事業の利用を促進するとともに、広島県居住支援協議会を活用し、効果的な情報提供を行います。

6-9-2. まちのバリアフリー化の推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

- バリアフリー法、広島県福祉のまちづくり条例の普及啓発を行います。
- 施設整備やまちづくり事業の際には、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めます。
- 障害者等の外出を支援するため、障害者専用駐車スペースの確保を促進するとともに、専用スペースを利用しやすくするための「思いやり駐車場制度」を周知します。

(2) 公共施設のバリアフリー化

1) 公共施設整備の推進

- 誰もが安全で快適に利用できる公共施設整備を推進します。
- 障害者等の利用に配慮し、主な公共施設への多目的トイレ（オストメイト対応多目的トイレ）の整備を進めます。

2) 道路、歩行者空間のバリアフリー化

- バリアフリー基本構想制度に基づき、国や広島県と連携を図り、道路空間のバリアフリー化を推進します。
- 「大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、歩道と車道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置・改善に努めるとともに、放置自転車や歩行に支障のある看板の撤去等、誰もが安全に安心して通行できる歩行者空間の確保を図ります。
- 音響式信号機等、交通安全施設の整備を関係機関に要請します。

3) 公園の整備

- 身近なふれあいの場である公園については、「大竹市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、出入口の段差解消、利用しやすいトイレの整備、ベンチの設置等により、ユニバーサルデザインに配慮した公園となるよう努めます。

(3) 公共交通機関のバリアフリー化

- 低床バスの導入を進めます。
- 市内JR各駅において、段差の解消、エレベーター等の設置について交通事業者に働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。
- 公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。

6-9-3. 災害時等支援体制の構築

(1) 緊急時の対応

- 障害者等の緊急時に、FAXや電子メールによる119番通報のほか、スマートフォン等を利用した「大竹市NET119緊急通報システム」により消防署に通報できる体制を整備しており、障害者等の日常生活の安全・安心を確保するため、引き続き、通報事前登録を促進します。

(2) 災害時支援体制の充実

1) 障害者等への情報提供

- 地域におけるハザードマップの作成・配布により、あらかじめ、災害時の危険度や避難場所を周知し、障害者等の安全を確保します。
- 情報を必要とする障害者等や介助者が、迅速かつ確実に情報を入手できるよう、緊急速報メール、防災行政無線、広島県「広島県防災Web」等の情報伝達手段を周知し、利用を促進します。
- 災害時に、要配慮者（高齢者、障害者等、乳幼児等）に対して正確な防災情報の提供がなされるよう、自主防災組織及び地域住民と連携し、情報伝達体制の整備に努めます。

2) 避難の支援

- 緊急時の迅速な対応につなげるため、避難行動要支援者を把握し、名簿への登録を呼びかけるとともに、同意を得た障害者等の名簿を自主防災組織等と共有し、災害時における避難誘導に活用することで、迅速な避難につなげます。
- 避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）の作成に努めます。
- 要配慮者の避難誘導について、地域住民と避難支援体制を構築し、避難誘導方法の確認、避難に関する情報の共有、意識の醸成に努めるとともに、地域における避難訓練等の取組を支援します。
- 緊急通報システムの利用拡大を図ります。

3) 避難所の整備

- 障害者等の避難生活を支えるため、避難所における受入体制の整備、安心して生活できる避難施設の確保、補装具や医療品等の備蓄等、関係機関の連携強化による避難生活支援のための体制を構築します。
- 福祉避難所の充実に努めます。

4) 自主防災組織の整備

- 自治会に自主防災組織結成の働き掛けを行い、組織の結成、拡大を図るとともに、その活動を支援します。
- 災害時に備え、組織間の協力体制の構築、講習会の開催、広報等を行い、地域における防災意識の向上、活動の活性化を図ります。

6-9-4. 防犯対策の充実

- FAXや電子メール等による110番通報、スマートフォン等を利用した緊急通報「110番アプリシステム」について周知します。
- 障害者等が安全に、安心して暮らせるよう、大竹市防犯連合会や警察、PTA、市等で構成される地域防犯連絡会により、地域の防犯活動の強化に努めます。
- 障害者施設等を利用する障害者等が安心して生活できるよう、防犯に関する安全確保のための施設整備、点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し、安全確保体制の構築を図ります。

6-9-5. 交通安全対策の充実

- 障害者等が安心して外出できるよう、交通安全運動等を通じた交通安全意識の向上を図るとともに、安全な交通環境の整備に努めます。

6-10. 地域で支える総合的な体制づくり

【基本的な考え方】

- 地域共生社会の実現に向けた取組を進めるとともに、障害者等やその家族が、地域において安心して暮らし続けることができるよう、居住支援機能をもつ地域生活支援拠点等の整備を進めます。
- 障害者等の地域における生活を支援するため、総合的な相談支援体制を構築するとともに、地域福祉を推進します。
- 障害者等が円滑に情報を取得するとともに、意思疎通を行うことができるよう、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等を図ります。

6-10-1. 地域共生社会の実現

- 基幹相談支援センターの設置を進め、当該センターを中心とした包括的な相談支援体制の充実、住民主体の地域づくり、地域課題の解決に向けた取組等により、地域共生社会の実現を目指します。
- 障害者等の地域生活を支えるとともに、障害の重度化・高齢化、親亡き後を見据え、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援等を行う「地域生活支援拠点等」について、広島西障害保健福祉圏域、近隣市町と連携し、整備を進めます。

6-10-2. 総合的な相談支援体制の構築

(1) 人材の養成・確保

- 相談支援従事者に対する研修等の実施により、相談業務の質の向上を図ります。
- 民生委員児童委員協議会等と連携し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

(2) 身近な地域における相談体制の充実

- 大竹市地域自立支援協議会の円滑な運営と機能強化を図ります。
- 障害者等がいつでも気軽に相談できるよう、分かりやすい相談窓口の設置を進め、周知します。
- 障害者等や家族、介助者等からの様々な相談に対し、必要な情報提供、助言等を行う相談支援事業を周知し、障害者等の地域生活を支援します。

(3) 総合的な相談支援体制の構築

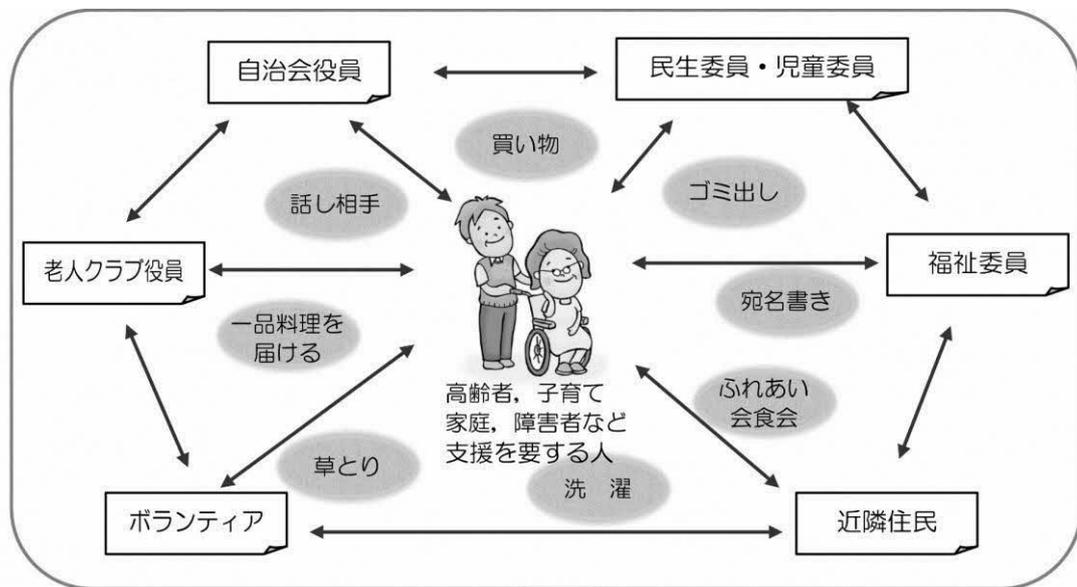
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 大竹市地域自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携を図りながら、適切に相談に対応できる体制を強化します。

6-10-3. 地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動の推進

- 「第3期大竹市地域福祉計画」に基づき、計画的かつ総合的な地域福祉の推進に努めます。
- 地域ケア会議等を利用して、地域の困りごとを地域住民と一緒に考える取組を進めます。
- 社会福祉協議会と自治会、民生委員・児童委員等による小地域ネットワーク活動の取組を中心として、関係者等が重層的に支え合う仕組みを整備します。
- 地域で気軽に集える場づくりと地域福祉活動の拠点となる施設の機能の充実を図ります。

【小地域ネットワーク活動による支え合いの仕組み】



(2) ボランティア等の育成、支援

- 社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 各種広報、市ホームページ、講演会等の機会を活用し、ボランティアやNPOに関する様々な情報提供や啓発を行い、広く市民の関心と参加を促進します。
- ボランティア団体同士の連携を図り、情報共有がなされるよう支援するとともに、ボランティア活動の場の提供に配慮します。

7 障害福祉計画・障害児福祉計画

7-1. 重点的な取組方針

(1) 地域生活への移行支援

福祉施設入所者の地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備等による居住の場の確保、地域移行支援、地域定着支援等の相談支援事業の周知と提供体制を整備するなど、地域生活への移行に関する支援体制の構築を進めます。

退所後の生活を見据え、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、各種サービス事業所やソーシャルワーカー等との連携を強化します。

(2) 地域生活の支援

障害者等が、希望する地域で安心して暮らせるよう、地域住民等の障害や障害者等に対する理解を深めるとともに、地域住民、関係機関、サービス事業所等との連携、ネットワークの構築等に向け、地域全体で障害者等とその家族を支えるための仕組みづくりを行うことが必要です。

広島県や近隣市町等と連携し、障害者等の地域生活を支援するための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた地域生活支援拠点等について、機能の充実を目指して整備を進めます。

障害者等が芸術及び文化活動、スポーツ活動等に参加しやすいよう、移動支援の充実、同行サポーターの確保等、外出するための支援の充実に努めるとともに、障害者等の能力や可能性を発揮する機会の確保、地域住民の障害への理解と認識を深めます。

(3) 就労の促進

福祉施設から一般就労への移行を支援するため、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の障害福祉サービスを周知し、利用を促進するとともに、広島西障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会議所等との連携による企業開拓を進めます。

また、大竹市地域自立支援協議会において、就労部会を定期的を開催し、就労意欲向上や企業への意識改革のための取組を実施します。

(4) 障害児支援体制の整備

障害児とその家族に対し、障害に気づいた段階から、ライフステージに応じた支援を継続的に行えるよう、「大竹市子ども・子育て支援事業計画」とも連携します。妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく支援をする「おおたけ版ネウボラ」をはじめ、子育て支援施策、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関や事業所等と協力し、障害児及びその家族に対して、必要な支援を身近な場所で提供する体制の構築に取り組みます。

障害児のニーズに対応した障害児通所支援が利用できるよう、事業所等と連携し、サービス提供体制の整備を進めます。

発達障害に関して、早期に適切な療育が提供できるよう、発達障害に関する知識の普及、福祉サービス等や専門機関に関する情報提供、療育支援体制の整備の検討を進めるとともに、家族等に対し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を実施します。

重症心身障害児の支援のため、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等と連携し、サービス提供体制の整備を進めます。

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、近隣市町等と連携し、関係機関が連携できるよう協議の場を設置します。

(5) 相談支援体制の充実

大竹市地域自立支援協議会等と連携し、情報共有、地域の実情を踏まえた対応策の協議等を行い、障害者等やその家族からの相談に迅速かつ適切に対応するなど、相談支援体制の充実を目指します。

また、相談窓口を周知するとともに、相談に携わる市職員等に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上、人材の育成に努めます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制の構築

障害福祉サービス等の円滑な利用に向けて、計画相談支援や障害児相談支援に関する情報提供を行うとともに、事業所等と連携して、相談支援専門員の確保・育成に努めます。

障害福祉サービス等に対する障害者等のニーズを把握し、適切に対応できるよう、事業所等と連携し、サービス提供基盤の整備を進めます。

年齢や障害の程度に関わらず、高齢者や障害者等が共に利用できる「共生型サービス」の提供事業所の確保に努めます。

広島県社会福祉人材育成センター、社会福祉協議会、大竹市地域自立支援協議会等と連携し、障害福祉人材の確保、育成に向けた取組について検討します。

(7) 障害者等への虐待の防止

障害者等に対する虐待の防止に向け、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、虐待の再発防止に取り組めます。

学校、保育所、医療機関等における障害者に対する虐待防止の取組を推進するため、関係機関・部署と連携し、学校、保育所、医療機関等の管理者等に対して、障害者虐待防止研修の実施、受講を促します。

(8) 情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に向けて、障害特性等に配慮した意思疎通支援のニーズを把握するとともに、意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣に向けた体制づくり、障害当事者等によるICT活用等の推進に取り組めます。

7-2. 成果目標の設定

※下記現状値は、令和5年3月末時点の値を記載。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	現状 (R4)	目標 (R8)		目標設定の考え方 (基本指針)
		数値	割合	
福祉施設入所者数 (の削減)	40 人	38 人	-5%	5%以上削減
施設入所から地域生活への移行者数	1 人	3 人	7.5%	6%以上増加

(2) 地域生活支援拠点等の整備等

項目	現状 (R4)	目標 (R8)		目標設定の考え方 (基本指針)
		数値	割合	
地域生活支援拠点等の整備	未整備	整備 (5機能中 2機能以上)	-	整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	-	1回/年	-	年1回以上

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	現状 (R4)	目標 (R8)		目標設定の考え方 (基本指針)
		数値	割合	
福祉施設利用から一般就労への移行者数 (a)	3 人	4 人	1.33 倍	1.28 倍以上
・(a)のうち就労移行支援事業利用者数	1 人	1 人	1.00 倍 ※1	1.31 倍以上
・(a)のうち就労継続支援A型利用者数	0 人	1 人	※2	1.29 倍以上
・(a)のうち就労継続支援B型利用者数	2 人	2 人	1.00 倍 ※1	1.28 倍以上
就労定着支援事業利用者数	2 人	3 人	1.50 倍	1.41 倍以上

※1 基本指針による目標は満たしていないが、これまでの実績を踏まえ上記の目標値としている。

※2 R4 実績値が0のため割合の記載がないが目標は満たしている。

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	現状 (R4)	目標 (R8)		目標設定の考え方 (基本指針)
		数値	割合	
児童発達支援センターの設置 (圏域設置)	1箇所	継続 (1箇所)	-	圏域に少なくとも 1カ所以上
保育所等訪問支援の体制の構築 (圏域設置)	構築済	継続	-	-
重症心身障害児を支援する児童発達 支援事業所の確保 (圏域設置)	1箇所	継続 (1箇所)	-	圏域に少なくとも 1カ所以上
重症心身障害児を支援する放課後等 デイサービス事業所の確保 (圏域設置)	1箇所	継続 (1箇所)	-	圏域に少なくとも 1カ所以上
医療的ケア児の適切な支援に向けた 関係機関等の協議の場の設置 (圏域設置)	未設置	設置	-	協議の場の設置
医療的ケア児等に関するコーディネ ーターの配置 (圏域設置)	未配置	配置	-	コーディネーター の配置

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	現状 (R4)	目標 (R8)		目標設定の考え方 (基本指針)
		数値	割合	
大竹市地域自立支援協議会、相談支 援事業所との連携による総合的、専 門的な相談支援体制の充実・強化	実施	継続	-	相談支援体制の 充実・強化
事業所等に対する各種研修会等の情 報提供による相談支援専門員のスキ ルアップ	実施	継続	-	相談支援体制の 充実・強化
個別事例の検討を通じた地域サービ ス基盤の開発・改善等を行うために必 要な協議会における検討体制の確保	未実施	実施	-	協議会の体制を 確保

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	現状 (R4)	目標 (R8)		目標設定の考え方 (基本指針)
		数値	割合	
大竹市地域自立支援協議会との連携による情報交換、意見交換、勉強会の実施	実施	継続	-	障害福祉サービスの質の向上
広島県が実施する研修の周知、積極的な参加の促進	実施	継続	-	障害福祉サービスの質の向上

(7) 障害者等への虐待防止

項目	現状 (R4)	目標 (R8)		目標設定の考え方 (基本指針)
		数値	割合	
通報があった際、特に初動対応の決定や虐待の認定判断の場に管理職が参加	実施	継続	-	障害者等に対する虐待の防止
サービス事業所等に対し、従業員への研修の実施、虐待防止委員会の設置、虐待防止担当者の配置の徹底等を指導・助言	実施	継続	-	虐待事案の未然防止及び早期発見

(8) 情報の取得利用・意思疎通の推進

項目	現状 (R4)	目標 (R8)		目標設定の考え方 (基本指針)
		数値	割合	
障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆、代読、触手話、指点字等）のニーズを把握するための調査	未実施	実施	-	障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

7-3. 障害福祉サービス等の推進

利用実績、障害福祉に関するアンケート結果等を考慮して、障害福祉サービス等の見込量を設定しました。

7-3-1. 障害福祉サービス

※下記実績値は、令和5年10月末時点の値を記載。

(1) 訪問系サービス

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	31	31	31	31
	時間/月	514	514	514	514
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1
	時間/月	2	2	2	2
同行援護	人/月	1	2	2	2
	時間/月	35.5	50	50	50
行動援護	人/月	1	1	1	1
	時間/月	1.5	11	21	30
重度障害者等包括支援	人/月	0	1	1	1
	時間/月	0	10	20	30

種類	サービスの内容等
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護（入浴、排せつ、食事等）、家事（調理、洗濯、掃除等）、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり、常に介護を必要とする人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護、家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な障害者等の外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を行います。
行動援護	常に介護が必要で、行動に困難がある知的障害者や精神障害者等に対し、行動時の危険回避のための援助や外出時の移動の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも、特に介護の必要度が高い場合に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	77	79	81	83
	人日/月	1,453	1,490	1,527	1,564
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1	1
	人日/月	3	20	20	20
自立訓練(生活訓練)	人/月	3	4	4	5
	人日/月	33	35	36	38
就労選択支援	人/月	—	※新規サービスであり、設定が困難なため 見込量は未設定。		
	人日/月	—			
就労移行支援	人/月	1	2	2	3
	人日/月	20	37	53	70
就労継続支援A型 (雇用型)	人/月	22	22	22	22
	人日/月	464	464	464	464
就労継続支援B型 (非雇用型)	人/月	73	73	73	73
	人日/月	1,242	1,242	1,242	1,242
就労定着支援	人/月	2	2	3	3
療養介護	人/月	13	14	14	15
短期入所(福祉型)	人/月	23	25	26	28
	人日/月	181	186	191	196
短期入所(医療型)	人/月	0	1	1	1
	人日/月	0	7	7	7

種類	サービスの内容等
生活介護	常に介護が必要な人に、主に昼間、事業所において、介護、家事、生活等に関する相談・助言、日常生活上の支援、創作的活動、生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者に対し、事業所や居宅等において、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

種類	サービスの内容等
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に関する支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害のある人で、事業所への雇用が可能と見込まれる人に対して、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、職場探し、就労に関する相談や支援等を行います。
就労継続支援 A 型	企業等への就労は困難だが、継続的な就労が可能な 65 歳未満の障害のある人で雇用契約等に基づき就労する人に対して、事業所において、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 B 型	就労経験はあるが雇用が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが雇用に結びつかなかった障害のある人に対し、雇用契約はせず、生産活動等の機会の提供、就労移行へ向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労したが、生活面での課題が生じている人に対し、施設職員による企業・自宅等への訪問や来所により課題を把握するとともに、課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
療養介護	医療的ケアに加え、常時介護が必要な障害のある人に対し、医学的管理の下、介護、日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の管理、看護等を行います。医療機関において、医療的ケアと福祉サービスを合わせて提供します。
短期入所 (ショートステイ)	介護者が、病気等で介護ができない場合、障害のある人に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

(3) 福祉施設から一般就労への移行者数の見込み

種類	単位	令和 5 年度 実績値	見込量		
			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労移行支援事業利用	人/年	1	2	2	2
就労継続支援 A 型 事業利用	人/年	0	0	1	1
就労継続支援 B 型 事業利用	人/年	0	1	2	3

(4) 居住系サービス

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	26	26	27	28
自立生活援助	人/月	0	0	1	1
施設入所支援	人/月	39	39	39	38

種類	サービスの内容等
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等での生活から、ひとり暮らしへの移行を希望する人に対して、安心して地域で生活できるよう施設の職員が一定期間、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や関係機関等との連絡調整を行うほか、相談等に電話やメール等で随時対応します。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間、介護(入浴、排せつ、食事等)、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

(5) 相談支援

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月 (年平均)	52	55	57	60
地域移行支援	人/月 (年平均)	0	0	1	1
地域定着支援	人/月 (年平均)	0	0	1	1

種類	サービスの内容等
計画相談支援	適切に障害福祉サービスが利用できるようサービス等利用計画を作成し(サービス利用支援)、サービス支給決定後の連絡調整、一定期間ごとのモニタリング(継続サービス利用支援)等の支援を行います。

種類	サービスの内容等
地域移行支援	施設等から退所、病院から退院後、地域生活への移行を希望する人に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等、体験的な宿泊支援等の必要な支援を行います。
地域定着支援	地域生活を継続するため、緊急時等の支援が必要な単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、訪問等で利用者の状況を把握するほか、障害の特性に起因して生じた緊急の事態には相談等の支援を行います。

7-3-2. 障害児を対象としたサービス等（児童福祉法に基づくサービス）

(1) 相談支援

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月 (年平均)	23	24	27	30

種類	サービスの内容等
障害児相談支援	適切に障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用できるよう障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後の連絡調整、一定期間ごとのモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

(2) 障害児通所支援

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	22	27	31	36
	人日/月	178	212	246	280
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	1	1	1
	人日/月	0	1	1	2
放課後等デイサービス	人/月	59	64	69	74
	人日/月	830	920	1,010	1,100
保育所等訪問支援	人/月	0	1	1	2
	人日/月	0	1	1	2

種類	サービスの内容等
児童発達支援	障害のある未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。(医療的管理下での支援や理学療法等の機能訓練が必要と認められた肢体不自由児には「医療型児童発達支援」を行います。)
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、施設の職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等に、児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障害児に対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置	人	0	0	1	1

種類	サービスの内容等
コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を進めます。

7-3-3. 子ども・子育て支援施策

(1) 子ども・子育て支援施策（障害児の受入人数）

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人/年	16	16	16	16
認定こども園	人/年	6	6	6	6
放課後児童クラブ	人/年	1	1	1	1

種類	サービスの内容等
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等において、子育て中の親子の交流・育児相談等を行います。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に、保健師や看護師、子育て経験者等で研修を受けた者が訪問し、相談支援、育児・家事援助等を行います。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が疾病、疲労等の理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設等で子どもを一定期間預かります。
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者が仕事等の理由により、平日夜間または休日に不在となり、家庭における子どもの養育が困難な場合に児童養護施設等で子どもを保護し、生活指導、食事の提供等を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、相互援助活動を行います。
保育所	保護者の就労等のため、家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行います。
小規模保育園	保護者の就労等のため、家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行います。(0歳児から2歳児クラスまでの児童が対象)
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持った施設で、地域における子育て支援も行います。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行います。
一時預かり事業	家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児を対象に、主に昼間、保育所やその他の場所で一時的に預かります。
病児・病後児保育事業	病気やけがの児童(病児)及び回復期にある児童(病後児)について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士等が、一時的に保育を行います。
放課後児童クラブ	保護者が、仕事等で昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、放課後及び長期休暇等に学校施設等で遊びや生活の場を提供します。
放課後子ども教室	年長児から小学6年生までを対象に、放課後や週末等に、地域住民等と連携し、学校の校庭や教室、社会教育施設等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。

7-3-4. 発達障害者等に対する支援

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援プログラム等の受講者	人/年	6	6	6	6
支援プログラム等の実施者	人/年	1	1	1	1
ペアレントメンター	人/年	0	0	1	1
ピアサポートの活動への参加	人/年	0	0	1	1

種類	サービスの内容等
ペアレントプログラム	子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的としています。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけについてロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチのひとつです。
ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける仲間」を意味し、発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対して、グループ相談や子どもの特性等を伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うものです。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動します。

7-3-5. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催等

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催	回/年	4	6	6	6
協議の場への関係者の参加	人/回	13	15	15	15
協議の場における目標設定及び評価	回/年	4	6	6	6

(2) 精神障害者の障害福祉サービスの利用者数

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人/月	0	0	1	1
精神障害者の共同生活援助	人/月	2	2	3	3
精神障害者の地域定着支援	人/月	0	0	1	1
精神障害者の自立生活援助	人/月	0	0	1	1
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	人/月	3	3	3	3

7-3-6. 相談支援体制の充実・強化

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害種別やニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施有無	実施	実施	実施	継続
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件/年	4	5	5	6
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	1	1	1	1
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施	回/年	4	6	6	6
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回/年	0	6	6	6
参加事業者・機関数	人・機関/年	0	4	4	4
専門部会の設置	設置有無	0	設置	設置	設置
専門部会の実施回数	回/年	0	6	6	6

7-3-7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

種類	単位	令和5年度 実績値	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加	人/年	3	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（事業所や関係自治体等との共有）	体制有無	有	有	有	有
	回/年	12	12	12	12



7-4. 地域生活支援事業の推進

現在の実施・利用状況、アンケート結果等を考慮して、地域生活支援事業の見込量を設定しました。

7-4-1. 必須事業

※下記実績値は、令和5年10月末時点の値を記載。

種類	単位	令和 5年度 実績値	見込量		
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	-	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	-	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
	相談支援機能強化事業	-	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業 ※大竹市社会福祉協議会と連携。	実施の有無	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・奉仕員派遣事業	件/月	7	7	7
	要約筆記奉仕員派遣事業	件/月	1	1	2
	手話通訳者設置事業	-	設置	設置	設置
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	7	6	6
	自立生活支援用具	件/年	1	2	4
	在宅療養等支援用具	件/年	4	4	5
	情報・意思疎通支援用具	件/年	6	6	5
	排泄管理支援用具	件/年	387	491	596
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	0	1	1
手話奉仕員養成研修事業	-	実施	実施	実施	実施
移動支援事業	人/月	15	16	17	18
	時間/月	162.5	175	188	200
地域活動支援センター I 型	箇所	1	1	1	1
	人/月	27	28	29	30

7-4-2. 任意事業

種類	単位	令和 5年度 実績値	見込量				
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
身体障害者等訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1		
	人/月	2	2	2	2		
日中一時支援事業	人/月	12	20	20	20		
	人日/月	20	130	130	130		
社会参加促進 事業	レクリエーション 活動等支援	-	実施	実施	実施	実施	
	点字・声 の広報等 発行事業	点訳	回/年	14	21	29	36
		音訳	回/年	14	21	29	36
	奉仕員養 成事業	点訳	人/年	0	0	1	1
		手話	人/年	0	0	1	1
		要約筆記	人/年	0	0	1	1
	自動車運転免許取得 費・改造費助成事業	件/年	0	0	1	1	
件/年		1	1	1	1		
生活支援事業	生活訓練事業	箇所	1	1	1	1	
		人/年	0	5	10	15	
	生活協力員紹介事業	箇所	1	1	1	1	
		人/月	0	0	1	1	

7-5. サービス見込み量確保のための方策

障害福祉サービス等及び地域生活支援事業が円滑に提供されるよう、サービス提供事業所等の関係機関と連携しながら、見込み量の確保に向けた体制の整備を図ります。

7-5-1. 障害福祉サービス等に関するサービス見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス、日中活動系サービス

- 必要とするサービスを適切に利用できるよう、サービス内容を周知します。
- サービス利用者の個々の状態に応じたサービスが提供されるよう、適切なニーズの把握に努めます。
- サービス提供事業者との連携により、適切な計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援等の作成）の実施を促進します。
- 相談支援従事者に対する研修等の実施により、相談業務の質の向上を図ります。
- サービスの安定的な供給を図るため、提供事業者の参入を促進するとともに、近隣市町と連携し、必要量を確保します。
- 就労移行支援や就労継続支援について、福祉施設、企業等と連携し、就労の場の充実や仕事内容の多様化について福祉施設、企業等に働きかけます。
- 大竹市地域自立支援協議会就労部会において、障害者の就労意欲の向上、企業の意識改革に取り組みます。
- 大竹市地域自立支援協議会と連携し、情報交換や意見交換、勉強会の実施等を通じて、質の高いサービスが提供されるよう事業者働きかけます。
- 事業所等に対し、広島県が実施する研修を周知し、積極的な参加を促進します。

(2) 居住系サービス

- 障害者の地域生活への移行を促進するため、社会福祉法人や近隣市町と連携し、グループホームの整備、利用定員の拡大等を進めます。
- 自立生活援助について、関係機関等と連携し、サービス提供体制の整備を図ります。

7-5-2. 子ども・子育て支援施策に関するサービス見込み量確保のための方策

- 障害福祉サービス、地域生活支援事業等について、障害児が必要とするサービスが適切に利用できるよう周知します。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスについて、個々の状態に応じた療育等の提供、専門的知識をもった職員配置の促進、学校との役割分担等、サービス提供事業者や関係機関と連携、協議しながら提供体制の整備を進め、障害児の成長、発達を支援します。
- 障害児の発達段階に応じてサービスが利用できるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携して障害児のニーズを的確に把握するとともに、事業者等との連携により必要量を確保します。
- 保育所、認定こども園、幼稚園について、障害児の通所・通園に適した環境整備、受入体制の整備を進めます。
- 障害のある児童生徒の教育的ニーズの把握に努め、特性に応じた教育を行います。あわせて、特別支援教育支援員を配置するなど、障害のある児童生徒のサポート体制の充実を図ります。
- 放課後や長期休暇時に障害児が過ごす場となる放課後児童クラブ、放課後子ども教室について、障害の程度に応じた指導員の確保、設備の改善等を進めるとともに、地域住民の参画を促し、活動の機会づくりに努めます。
- 子ども・子育て支援に関する情報提供を行い、保護者の緊急時への対応、子育てについての不安、介助等による身体的・精神的負担の軽減を図ります。

7-5-3. 地域生活支援事業に関するサービス見込み量確保のための方策

- 必要とする地域生活支援事業を適切に利用できるよう、事業内容を周知します。
- 大竹市地域自立支援協議会の活用等により、障害者等やその家族への相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援に携わる人材の育成、資質の向上に取り組みます。
- 関係機関と連携し、手話通訳者、要約筆記奉仕員等、意思疎通支援に必要な人材の養成、確保に努めます。
- 移動支援について、障害者等の障害特性やニーズに対応できるサービスの質・量の確保に努めます。
- 障害者等を支える介護者を支援するため、介護者の就労の支援、レスパイト（休息、息抜き）等に配慮して、サービスの充実を図ります。
- 重層的支援体制の中で、相談窓口である「まるっと大竹」の有効活用や成年後見制度の利用促進に向けた環境整備を図ります。
- 地域活動支援センターは、様々な日中活動の場を求める障害者等に対する柔軟なサービス提供が可能であることから、提供体制を強化します。

7-5-4. 障害福祉サービスの質の向上に向けた取組推進のための方策

- 県による相談支援専門員研修やサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修等の研修に対し、事業所職員の積極的な参加を促します。
- 日常生活や社会生活等において障害者等の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者等の意思決定の重要性を認識したうえで、必要な対応を実施できるように努めます。成年後見制度の適切な利用を促進するため、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」等を活用した意思決定支援に関する研修等に対し、事業所職員の積極的な参加を促します。

※「意思決定支援」とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者等が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みを言います。

8 計画の推進方策

8-1. 市民意識の醸成

「ともに認めあい、支えあうまち」を実現するため、市広報や市ホームページの活用、福祉教育、人権教育及び人権啓発活動の一層の推進により、障害者等に対する理解と意識啓発に取り組みます。

また、障害者施設等で行われているイベントや講演会等の機会を活用し、お互いの理解を深め、協力しあえるよう障害者等と市民との交流を促進します。

さらに、地域コミュニティ、ボランティア団体、関係諸機関等と連携しながら、市民意識の醸成に努めます。

8-2. 計画の推進体制づくり

(1) 地域との連携

社会福祉協議会と自治会、民生委員・児童委員等関係者による小地域ネットワーク活動の取組を中心として、障害者等を地域全体で支える仕組みづくりを進めます。

(2) 関係機関等との連携

障害者等のニーズに対応した適切なサービス利用や相談への迅速な対応ができるよう、市の障害福祉部局と大竹市地域自立支援協議会との一層の連携に努めるとともに、相談支援事業所、学校や医療機関等の関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制の整備を進めます。

また、サービス提供事業所、相談業務担当者の資質の向上に取り組むとともに、障害者等や家族のニーズに対応したサービス量の確保、質の高いサービスの提供に努めます。

(3) 行政内部の連携

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、住宅等、あらゆる分野にわたっていることから、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努め、総合的、効果的な取組を推進していきます。

また、市職員に対し、障害福祉に関する研修を実施するなど障害への理解を深め、円滑な行政サービスが行えるよう努めます。

(4) 国、広島県等との連携

本計画を推進するため、近隣市町と連携し、円滑なサービス提供に努めます。

また、広域的に実施する必要があるサービスについては、広島西障害保健福祉圏域等で協議しながら、効果的なサービス提供を進めるとともに、福祉施策の充実や制度の見直し等について、広島県や他の市町と連携しながら、国に働きかけます。

8-3. 大竹市地域自立支援協議会の機能強化

相談支援事業を中心に、地域の障害福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場である「大竹市地域自立支援協議会」は、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っています。

今後も、地域関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するため、さらなる支援体制ネットワークの充実・強化を目指します。

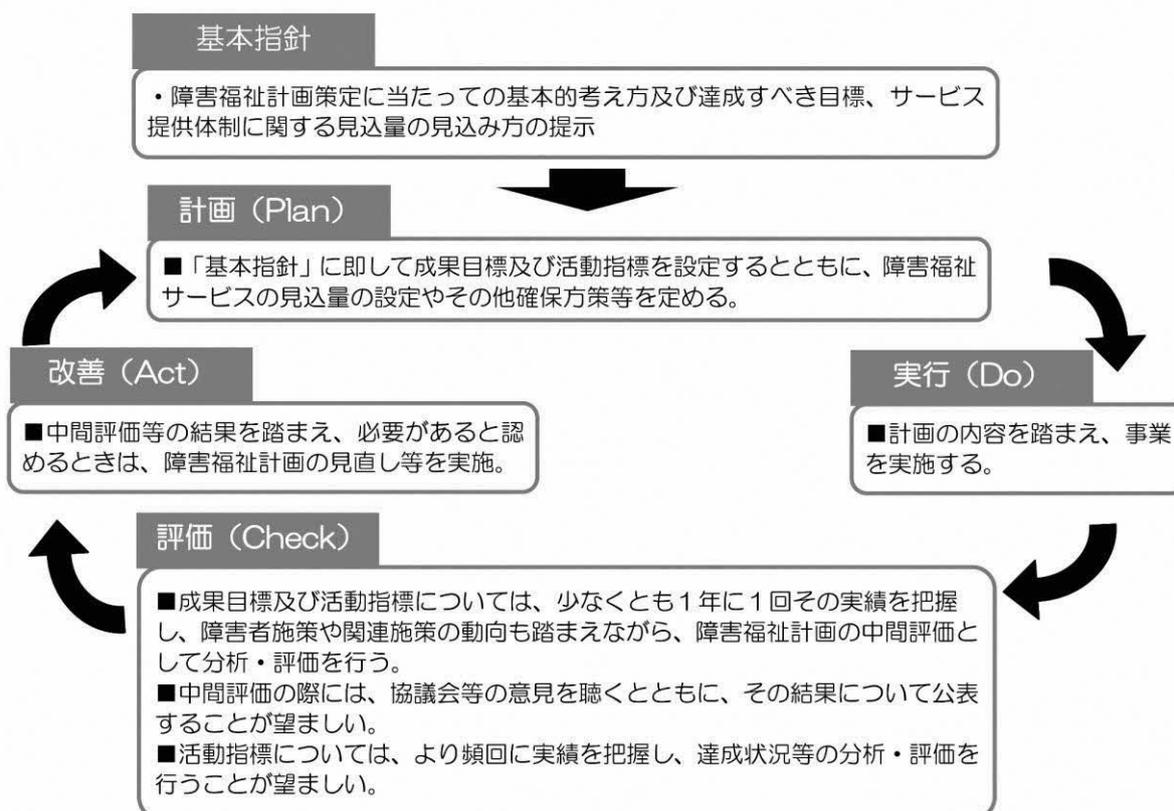
また、支援困難事例への対応や、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の対応策等を検討するネットワーク組織として活用するなど、その機能強化に努めます。

8-4. 計画の進行管理

計画の進捗状況や内容について、大竹市地域自立支援協議会や関係機関と協議しながら年度ごとに点検を行います。

また、PDCAサイクルの考え方に基づき計画の点検・評価を行い、障害福祉に関する国の動向、社会経済情勢の変化等勘案しながら必要に応じて事業の見直しを行います。

【PDCAサイクルのイメージ】



資料：厚生労働省

資料編

資料 1 計画策定の経緯

年月日	内容
令和5年7月24日	● 令和5年度 第1回大竹市地域自立支援協議会 「大竹市第7期障害福祉計画及び大竹市第3期障害児福祉計画」 に関するアンケート調査、ヒアリング調査の項目について
令和5年9月7日 ～9月28日	● 障害者等の意向調査の実施
令和5年9月23日 ～10月19日	● 関係団体等の意向調査の実施
令和5年12月13日	● 令和5年度 第2回大竹市地域自立支援協議会 「大竹市第7期障害福祉計画及び大竹市第3期障害児福祉計画」 素案について
令和6年2月23日 ～3月8日	● パブリックコメントの実施
令和6年3月19日	● 令和5年度 第3回大竹市地域自立支援協議会 「大竹市第7期障害福祉計画及び大竹市第3期障害児福祉計画」 最終案について

資料 2 大竹市地域自立支援協議会

1. 大竹市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者自立支援制度の実施に当たり、地域の障害福祉に関するシステムづくりにおいて、中核的な役割を果たす協議の場とするため、福祉課に大竹市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、中立・公平な相談支援事業の実施のほか地域関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、市職員、関係機関の職員、関係団体の代表者等から市長が任命又は委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が就任時の機関、団体等の役職を離れたときは、当該委員の職を失うものとし、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、協議会の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(相談支援事業者)

第 7 条 大竹市障害者等相談支援事業実施要綱（平成 18 年 10 月 1 日制定）第 2 条ただし書の規定により委託された相談支援事業者は、協議会の運営に協力するものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 24 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 49 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2. 委員名簿

団体・機関	氏名	備考
社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会	西尾 裕次	委員長
一般社団法人 大竹市医師会	高路 修	副委員長
社会福祉法人 広島友愛福祉会	伊藤 調	
医療法人社団 知仁会	中川 大輔	
社会福祉法人 美和福祉会	平岡 龍一郎	
廿日市公共職業安定所 大竹出張所	加鳥 学	
広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	齋藤 ひとみ	
大竹市中心身障害児・者手をつなぐ育成会	尾池 菜緒美	
アイビー作業所利用者家族	中川 秀子	
広島西医療センター	湊崎 和範	
大竹市地域包括支援センター	満井 敦子	
公益社団法人広島県社会福祉士会	松谷 恵子	
大竹市健康福祉部地域介護課	伊崎 喜教	
大竹市健康福祉部保健医療課	松重 幸恵	
大竹市教育委員会事務局総務学事課	貞盛 倫子	

※令和6年3月現在

資料 3 用語解説

	用語	解説
あ	あいサポーター研修	「あいサポーター」になるための研修。「あいサポーター」とは、様々な障害特性や配慮の仕方を理解し、日常生活で障害者等が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践する人のこと。
	あいサポート運動	障害について理解し、障害者等に対する配慮や手助け等を行うことにより、誰もが暮らしやすい共生社会となるよう取り組んでいくこと。
	アクセシビリティ	施設・設備サービス情報制度等の利用のしやすさのこと。
	意思決定支援	自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのこと。
	医療的ケア	たんの吸引や経管栄養など、在宅などで家族が日常的に行う医療的な生活援助行為のこと。医師や看護師が行う医療行為と区別して、医療的ケアと呼ぶ。
	インクルージョン	本来は「包含、包み込む」という意味。障害福祉分野では、地域社会において、すべての人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合うことを意味する。
	大竹市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	大竹市の高齢者を対象とした福祉計画及び介護を必要とする介護保険被保険者を対象とした事業計画のこと。
	大竹市子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法に基づく業務の円滑な実施に関する計画のこと。
	大竹市住宅リフォーム 事業	市内居住者及びその予定者に対して、住宅リフォームに要する費用の一部を市が補助する制度のこと。
	大竹市障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき策定される、障害児通所支援等の提供体制の確保その他、児童福祉法に基づく業務の円滑な実施に関することを定める計画のこと。
大竹市障害者基本計画	障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき策定される、大竹市の障害者等のための施策に関する基本的な計画のこと。	

	用語	解説
あ	大竹市障害福祉計画	障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき策定される、障害福祉サービスの提供体制の確保その他、総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関することを定める計画のこと。
	大竹市地域自立支援協議会	障害者総合支援法に規定されたもので、関係機関等の連携により、地域における障害者等への支援体制に関する課題等について情報を共有し、協議する機関のこと。
	大竹市地域自立支援協議会ネットワーク	大竹市地域自立支援協議会の構成機関・団体により構築されたネットワークのこと。個別ケースにおける課題に応じて、随時ネットワークを活用し、連携・調整を図っている。
	大竹市地域福祉計画	地域住民が共に支え合い、助け合って、健康で、安全・安心な生活を送ることのできる地域社会づくりを推進していくための計画のこと。
	大竹市まちづくり基本構想・基本計画	大竹市のまちづくり全般の目標とその実現に向け、中・長期的な展望に立ち、計画的・効率的な行政経営を行うための指針を示す計画のこと。
	オーディオブック	主に書籍の朗読を録音したもののこと。カセットブック、CD ブック等があるが、近年、インターネットの普及により、音声データをダウンロードする形式が主流となっている。
	オストメイト	直腸がんや膀胱がんといった病気、事故等が原因で臓器に機能障害（内部障害）を負い、手術によって人工的に腹部に人工肛門や人工膀胱の孔（ストーマ）を造設した人のこと。
か	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のことで、市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができる。基幹相談支援センターでは、障害者等の相談支援に関する業務を総合的に行うほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携支援を行う。
	共生型サービス	介護保険事業所が障害福祉サービス等事業所としての指定を、障害福祉サービス等事業所が介護保険事業所としての指定を受けることで、高齢者と障害者等の双方の利用を可能とする制度のこと。
	強度行動障害	自傷、他傷、こだわり、物を壊す、睡眠の乱れ、異食、多動等本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

	用語	解説
か	グループホーム (共同生活援助)	地域社会の中にある住宅(戸建、アパート、マンション等)において、相談支援その他の日常生活上の援助を受けながら、数人の障害者等が一定の経済的負担を負って共同で生活する場所のこと。
	健康おおたけ21	大竹市の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である「健康増進計画」と、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である「食育推進計画」の二つからなる計画のこと。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利を表明すること。
	高次脳機能障害	一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害、失語の認知障害等を指すもの。具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状がある。
	合理的配慮	障害者等が日常生活又は社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、障害の状態や性別、年齢等を考慮した変更や調整、サービスを提供すること。事業者による障害のある人への合理的配慮の提供は令和6年4月1日から義務化される。
	コーディネーター (医療的ケア児の支援)	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整する専門的な知識等をもつ人のこと。コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用調整により、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりの推進といった役割を担っている。
	こども相談室 (大竹市こども相談室)	家庭等で様々な悩みを持って生活している子どもやその保護者に対して、幼児期から青年期まで一貫した相談や、学校に行きたくても行けない子どもに対する支援及び指導を行うもの。
さ	サポートファイル	障害のある人のライフステージを通じて、一貫した支援を図ることを目的として作られたもので、成育歴やケアの仕方を乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式のノートのこと。

	用語	解説
さ	自主防災組織	地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的とした組織のこと。
	指定難病	原因が不明で、治療方法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、身体的問題ばかりでなく、精神的・社会的・経済的な負担を伴うことが多い疾病のこと。障害者総合支援法の対象となる疾病は 338 疾病（令和 6(2024)年 3 月時点）である。
	児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行ったり、障害児やその家族の相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う、地域の中核的な児童福祉施設のこと。
	就学指導委員会	障害のある幼児児童生徒の就学すべき学校を判断するにあたって、専門的な立場から調査や審議を行い、教育委員会に助言を行うもので、市町村教育委員会において設置されている。
	重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複している状態のこと。
	就労アセスメント	主に就労継続支援 B 型事業の利用希望者に対して、就労移行支援事業所等が行う就労面のアセスメントのこと。就労系サービスの利用意向がある障害者と協同で、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等を整理する。
	就労訓練	長期離職者、ひきこもり、心身に課題がある人や精神疾患を抱える人、生活保護受給者等、すぐには一般就労することが困難な人を対象に、就労訓練事業の認定を受けた事業所において、その人の状況に応じた働き方を提供するとともに、生活面や健康面で支援を行うもの。
	就労選択支援	障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所等を自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行うサービスをいう。

	用語	解説
さ	手話通訳士	手話通訳者のうち、厚生労働大臣認定の手話通訳技能認定試験に合格し、「手話通訳士」として登録された者で、専門的な知識や高い技能を有している人のこと。公職選挙法に規定される政見放送で手話通訳を担当することができる。
	手話通訳者	都道府県、指定都市及び中核市で実施する手話通訳者養成講座の講習会を終えて、手話通訳者全国統一試験に合格し「手話通訳者」として登録された者で、手話を駆使して、聴覚障害者と日常会話が可能な人のこと。
	手話奉仕員	市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了し、「手話奉仕員」として登録された者で、日常会話程度の手話表現技術を習得した人のこと。
	障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、非該当及び区分1～6までである。区分6が、必要とする支援の度合いが最も高い。この区分によってサービス支給量等が決定される。認定に当たっては、全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。
	障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)	障害者に対する虐待の禁止、予防、早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援等の措置、養護者への支援等の措置を定めることにより、障害者の権利擁護に資することを目的とした法律(平成23年法律第79号)のこと。
	障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	障害を理由とする差別の禁止に関する具体的な規定を示し、それを守るための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律(平成25年法律第65号)のこと。
	障害者優先調達推進法	障害者が自立した生活を送るため、就労による経済的な基盤を確立することをめざし、障害者就労施設で就労する障害者や在宅就業障害者等の自立の促進のため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等について必要な措置を講じることを定めた法律(平成24年法律第50号)のこと。

	用語	解説
さ	障害保健福祉圏域	障害福祉サービスのうち、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、障害者総合支援法に規定される区域として広島県が定めるもので、県内7圏域が設定されている。本市は、廿日市市とともに「広島西障害保健福祉圏域」に属している。
	小地域ネットワーク活動	地域住民のもつ課題やニーズへ対応するため、福祉関係者がリーダー役となって、地域住民の参画を得て行う福祉活動のこと。
	小児慢性特定疾病医療費助成	慢性的な疾病を抱える子どもの医療費の自己負担分の一部を助成する制度のこと。
	職業リハビリテーション	障害があるため職業に就くことや維持していくことが困難になっている人に対し、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会をつくり出していく取組。
	触手話	話し手が手話を表し、視覚と聴覚の両方に障害のある人（盲ろう者）がその手に触れて伝える方法のこと。この方法が難しい盲ろう者の場合、話し手が盲ろう者の手指を持って、手話の単語に形作っていく方法もある。
	職場適応援助者（ジョブコーチ）	障害者等の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行う人のこと。
	自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）	心身の障害を除去するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。
	心身障害者扶養共済制度	心身障害者等を扶養している保護者が、相互扶助の精神に基づき、その生存中一定額の掛金を納入し、保護者に万一のことがあった場合に、残された心身障害者等に年金を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る制度のこと。
	身体障害者手帳	身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳のこと。障害の程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付される。
スクールカウンセラー	心の問題の専門家として、学校において、児童生徒や保護者の悩みを聞き、指導助言（カウンセリング）を行うもの。	

	用語	解説
さ	スクールソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する専門職のこと。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、保護者や教職員等に対する支援・相談、情報提供等により、問題解決を図る。
	精神障害者保健福祉手帳	知的障害を除く精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、自立や社会参加をすることを目的として、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳のこと。障害の程度に応じて、1級から3級までの手帳が交付される。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等のために判断能力が十分でない人の権利や財産を守るため、援助者（成年後見人等）を選び、保護・支援する制度。
た	地域共生社会	サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、高齢者、障害者、児童生徒、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の実現を目指すもの。
	地域コミュニティ	「コミュニティ」とは、共通の目標、活動等、何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーション（意思や感情、情報の伝達）を行っている集団（人々や団体）をいい、その中で共通の生活地域の集団によるコミュニティを「地域コミュニティ」という。
	地域生活支援拠点等	障害者等の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。
	地域福祉	地域社会において、地域住民のもつ問題を解決したり、その発生を予防するための社会福祉施策と、それに基づく実践のこと。
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが一体的に確保、提供される支援体制のこと。

	用語	解説
た	地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする地域の中核機関のこと。
	デイジー	「Digital Accessible Information System」の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。視覚障害等で普通の印刷物を読むことが困難な人々のために、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、デイジーコンソーシアムにより開発と維持が行なわれている情報システムをいう。
	デイジー図書	視覚障害者等向けデジタル録音図書のことで、CD1枚におよそ60時間の録音ができることや、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することができるといった機能がある。
	テレワーク	「tele（離れた所）」と「work（働く）」をあわせた造語で、情報通信技術 ICT を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
	読書バリアフリー法 （視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）	「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害によって読書が困難な人々の読書環境を整備することを目的とした法律（令和元年法律第49号）のこと。
	特別支援学級	障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行うため、小・中学校に設置された障害種別（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害）ごとに編成された少人数の学級のこと。
	特別支援学校	視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等の障害の程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を行う学校のこと。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。
	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する、という視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

	用語	解説
た	トライアル雇用	公共職業安定所の紹介により、事業所で3か月間の試行雇用を行うもので、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図ることを目的としている。
な	ニュースポーツ	誰もが、いつでも、どこでも、気軽に自由に楽しむことを目的としたスポーツのこと。例えば、グラウンドゴルフ、キンボール、ターゲットバードゴルフ、ストラックアウト等がある。
	認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。
	農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。
は	ハザードマップ	自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路等、住民が自主的に避難するために必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したものの。
	発達障害	発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害と定義されている。生来あるいは生後ごく早期に、何らかの認知機能の偏りをきたすような脳機能障害が存在すると考えられている。
	パブリックコメント	市の基本的な政策を策定する時に、策定しようとする政策等を広く公表し、公表したものに対する市民から寄せられた意見等を考慮して、最終的な意思決定をするとともに、意見などの概要や意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続きのこと。

	用語	解説
は	バリアフリー	障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。
	ピアサポート	同じような立場にある仲間同士(ピア)の支え合いのこと。
	避難行動要支援者	要配慮者(高齢者、障害者等、乳幼児その他の特に配慮を要する人)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。
	110番アプリシステム	聴覚や言語に障害があり、音声による110番通報が困難な人が事件や事故にあった時スマートフォン、携帯電話から文字や画像による110番通報ができるシステムのこと。
	広島県アートサポートセンター	障害者芸術文化活動の推進、芸術家の育成を図ることを目的とし、障害者芸術文化活動の情報発信から人材育成、創作活動等を総合的に支援する拠点として、広島県が開設した組織(平成28年4月～)のこと。
	広島県あんしん賃貸支援事業	低額所得者、高齢者、障害者等、子育て世帯、被災者、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者(協力店)等の情報提供や、居住支援を行うことにより入居をサポートする事業で、広島県が実施している。
	広島県福祉のまちづくり条例	すべての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような環境の整備に向けて、平成7年に広島県が制定した条例。多数の人が利用する建築物や道路、公園等について、すべての人が円滑に利用できるよう、スロープや手すりを設けること等を定めている。
	広島西障がい者就業・生活支援センター	広島西障害保健福祉圏域において、就職を希望する障害者等や在職中の障害者等の抱える課題に応じて、雇用及び福祉等の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関のこと。
	福祉サービス利用援助事業「かけはし」(日常生活自立支援事業)	自分ひとりで契約等の判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人に対し、福祉サービスの利用申し込み、預金通帳の預かり等を行う事業のこと。

	用語	解説
は	福祉避難所	既存の施設を活用し、介護の必要な高齢者や障害者等、一般の避難所では生活に支障をきたす人に対しケアを行ったり、利用に配慮したトイレ、手すり、スロープが設置されているなど、バリアフリー化が図られた避難所のこと。
	ペアレントトレーニング	保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけについてロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチのひとつをいう。
	ペアレントプログラム	子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラムのこと。子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的としている。
	ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける仲間」を意味し、発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対して、グループ相談や子どもの特性等を伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うもの。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動する。
ま	まるっと大竹	既にある、特定の困りごとに対する市の相談窓口とは別に、どこに相談していいかわからない人のための窓口のこと。既存の相談体制を活かしながら、複数の支援機関と協力して対応する。
	モニタリング	現状を観察して把握すること。
や	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無等を超えて、すべての人が利用しやすい生活環境を整えていくという考え方に基づいたもので、例えば、幅広歩道、レバー式ドアハンドル、ワイドスイッチ等が挙げられる。
	指点字	視覚と聴覚の両方に障害のある人（盲ろう者）の両手の指（人差し指、中指、薬指の左右計6指）を点字タイプライターの6つのキーに見立て、通訳者が盲ろう者の指に直接点字を打って伝える方法のこと。
ら	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

	用語	解説
ら	リハビリテーション	障害者等の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障害者等のライフステージのすべての段階において全人間的復権（障害者等が個々に持っている能力を発揮し、人間らしく生きる権利のこと）に寄与し、障害者等の自立と参加を目指す考え方のこと。
	療育	障害のある乳幼児、児童に対し、社会的自立を目指して行われる医療・保育のこと。
	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的機能の障害があると判定を受けた人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために交付される手帳のこと。
A Z	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなくインターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
	NET119 緊急通報システム	聴覚や言語機能に障害があり、音声で緊急通報をすることが困難な人が、スマートフォン・携帯電話を使い、119番に通報することができるシステムのこと。
	NPO (NonProfit Organization)	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、社会貢献活動に充てることとなる。
	PDCA	Plan（企画立案）、Do（実施）、Check（評価）、Act（Action、企画立案への反映）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

大竹市第 3 次障害者基本計画
大竹市第 7 期障害福祉計画
大竹市第 3 期障害児福祉計画

発行年月／令和 6 年 3 月

発 行／広島県大竹市

編 集／大竹市健康福祉部福祉課

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目 11 番 1 号

T E L : 0827-59-2146 F A X : 0827-57-7185

e-mail : fukushi@city.otake.hiroshima.jp

